### 様式1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人水資源機構							
評価対象中期目	中期目標期間実績評価	第 4 期中期目標期間						
標期間	中期目標期間	平成30年度~令和3年度						

2. 評価の実施者に関	する事項									
主務大臣	厚生労働大臣									
法人所管部局	医薬・生活衛生局	担当課、責任者	水道課長 名倉 良雄							
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	参事官(政策立案・評価担当) 山田 航							
主務大臣	農林水産大臣									
法人所管部局	農村振興局整備部	担当課、責任者	水資源課長 緒方 和之							
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久							
主務大臣	経済産業大臣	経済産業大臣								
法人所管部局	経済産業政策局地域経済産業グループ	担当課、責任者	地域産業基盤整備課長 向野 陽一郎							
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 佐野 究一郎							
主務大臣	国土交通大臣	国土交通大臣								
法人所管部局	水管理・国土保全局	担当課、責任者	治水課長 林 正道							
	水管理・国土保全局水資源部		水資源政策課長 中川 雅章							
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 久保 麻紀子							

### 3. 評価の実施に関する事項

評価の実施に当たり、主務4省が合同で、令和4年6月15日に独立行政法人水資源機構理事長からのヒアリングを行うとともに、同機構監事からの意見聴取を行った。 また、主務4省で合計8名の外部有識者に対して意見聴取を行った。

### 4. その他評価に関する重要事項

評価項目については、平成31年3月12日に改定された「独立行政法人の評価に関する指針(総務大臣決定)」による評価単位の設定に関する考え方に基づき、事務・事業の特性に応じた単位として、15項目とした。

1. 全体の評定							
評定	B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考:見込評価)※期間実績評価時に使用					
(S, A, B, C, D)		B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる。					
評定に至った理由	項目別評定は、A評定が 5 項目、B評定が 10 項目となっている。 (A4点×3 項目×2 倍(重要度の高い項目) + A4点×2 項目+B3点×2 項目×2 倍(重要度の) →算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定に当たっては評定ごとの点数をS:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重また、全体を引き下げる事象もなかった。このため、算術平均によりB評定とした。						

2. 法人全体に対する評価								
法人全体の評価	項目別評定のとおり、評価項目全15項目のうち5項目(うち3項目は重要度、難易度の高い項目である。)について、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られている。 また、10項目については中期計画における所期の目標を達成していると認められる業務運営を行っており、安定的な経営が実現していることから、法人全体として中期計画における所期の目標を達成していると認められる。							
全体の評定を行う上で	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。							
特に考慮すべき事項								

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した	該当なし						
課題、改善事項							
その他改善事項	該当なし						
主務大臣による改善命	該当なし						
令を検討すべき事項							

4. その他事項	
監事等からの意見	・中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。 ・監査実施事務所においては、中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。
その他特記事項	<ul> <li>(外部有識者からの意見)</li> <li>・第4期中期目標期間において「A」評価となっている取組は、今後も外してはいけない重要な項目である。ダムや水路施設の老朽化を踏まえて維持管理を計画的に行い、大きな災害が発生する前に機能強化を図っていくべき。「技術力」は、使わないと落ちてしまうので、海外も含めて技術力の維持・向上を図っていくことが重要。</li> <li>・毎年、洪水調節に係る技術が向上しており、安全が確保されていると感じている。従来、国、事業者の縦割りだったものについても、連携が増えてきており、国や県で不足するところを機構の技術力で補えれば、国民生活に資すると考える。</li> </ul>

### 様式1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

		中期目標	年度評価					中期		項目別	備考
			H30	R元	R 2	R 3		期間 見込	期間実	調書No.	欄
			年度	年度	年度	年度		元 評価	朔间夫   績評価		
1		  民に対して提供する <sup>、</sup>									
1.		水資源開発施設等	<i>γ</i>		匝り未	かい貝	V/HJ(	に因りる事			
		管理業務	A	A	A	A		A	A		
		1-1-1 安全で良質な水	<u>AO</u>	<u>AO</u>	$B\bigcirc$	<u>AO</u>		$\underline{A \bigcirc}$	<u>AO</u>	1-1	
		の安定した供給	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>		<u>重</u>	<u>重</u>	1 1	
		1-1-2 洪水被害の防止・	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>	<u>AO</u>		$\underline{A \bigcirc}$	<u>AO</u>	1-2	
		軽減	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>		<u>重</u>	重	1 2	
	1	-1-3 危機的状況への的	<u>AO</u>	<u>AO</u>	$B\bigcirc$	<u>AO</u>		$\underline{A \bigcirc}$	<u>AO</u>	1-3	
	石	権な対応	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>	<u>重</u>		<u>重</u>	<u>重</u>	1 3	
		1-1-4 施設機能の確保 と向上	В	В	В	В		В	В	1-4	
		1-1-5 海外調査等業務の適切な実施	В	A	A	A		A	A	1-5	
	1-2 水資源開発施設 等の建設業務 1-2-1 ダム等建設業務										
			<u>B〇</u> 重	<u>B〇</u> 重	<u>B〇</u> 重	<u>B〇</u> 重		<u>B〇</u> 重	<u>B〇</u> 重	1-6	
	1-2-2 用水路等建設業務			<u>A〇</u> 重	<u>B〇</u> 重	<u>B〇</u> 重		<u>B〇</u> 重	<u>B〇</u> 重	1-7	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度(困難度)を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書 No.」欄には、第4期中期目標期間業務実績自己評価書の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※5 「一定の事業等のまとまり」とした1-1については、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」のうち、主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)が異なる「1-1-3 危機的状況への的確な対応」を除いた4項目により評価を行った。

	中期目標	年度評価					中期期間	目標評価	項目別 調書No.	備考欄	
		H30 年度	R元 年度	R 2 年度	R 3 年度		見込 評価	期間実績評価			
2.	業務運営の効率化に関する	事項									
	2-1 業務運営の効率化	В	В	В	В		В	В	2-1		
3. [	財務内容の改善に関する事	項									
	3 予算、収支計画及び資金 計画 4 短期借入金の限度額 5 不要財産の処分に関す る計画 6 5に規定する財産以外の 重要財産の譲渡計画 7 剰余金の使途	В	В	В	В		В	В	3		
4.	その他の事項										
	8-1 内部統制の充実・強化	В	В	В	В		В	В	4-1		
	8-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上	В	A	A	A		A	A	4-2		
	8-3 機構の技術力を活かし た支援等	В	В	В	В		В	В	4-3		
	8-4 広報・広聴活動の充実	В	В	В	В		В	В	4-4		
	8-5 地域への貢献等	В	В	В	В		В	В	4-5		
	8-6 その他当該中期目標を 達成するために必要な 事項	В	В	В	В		В	В	4-6		

1 水資源開発施設等の管理業務	
業務に関連する政策・施 政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の 当該事業実施に係る根拠 (個 水資源機構法第 12 条	
策(国土交通省)	
施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	
当該項目の重要度、難易 重要度:「高」 関連する政策評価・行政事業 行政事業レビューシート番号:48	
度     レビュー (国土交通省)	
既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特し	
に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の発展、国民経	
済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良質な水の安定	
した供給」を行うことが極めて重要であるため。	
(1-2洪水被害の防止・軽減)	
既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経済にとって特し	
に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・経済に必要不	
一	
$ \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} \hspace{.06cm} \hspace{.06cm}  \hspace{.06cm} .06c$	
(1-1安全で良質な水の安定した供給)	
複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源開発水系に	
おいて、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配分、安定供	
給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるため。	
(1-2洪水被害の防止・軽減)	
① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比較的狭いエ	
リアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約があるなか	
で、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年の気候変動	
等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施設計画規模	
を超える洪水に対応しなければならない災害が増加しつつあるた	
め。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等と住民避難	
に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要とするダム	
等施設管理を的確に実施する必要があるため。	

2	. 主要な経年データ	À												
	① 主要なアウトプット (アウトカム) 情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	H30 年度	R元年度	R 2年度	R3年度			H30 年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	
									予算額(千円)	43, 573, 066	45, 967, 077	45, 457, 032	45, 909, 253	
									決算額(千円)	40, 331, 708	43, 589, 472	44, 491, 700	43, 960, 096	
									経常費用(千円)	110, 042, 915	111, 397, 356	114, 215, 290	112, 900, 938	
									経常利益(千円)	△1, 031, 805	△1, 190, 979	△1, 010, 864	△956, 335	
									行政コスト (千円)	59, 342, 477	112, 673, 836	114, 177, 497	112, 978, 631	
									従事人員数	850	862	873	878	

<sup>(</sup>注1)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。

<sup>(</sup>注2) 従事人員数は、1月1日時点。

<sup>(</sup>注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

<sup>(</sup>注4)独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

J		中期計画	主な評価指標	福に係る自己評価及び主務大臣による評価 - ************************************		Ī		テトマボケ			
	中期目標	中期計画 	土な評価指標 	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価					
				業務実績	   自己評価		(見込評価)	(期間実績	資評価)		
				<b>米切</b> 天順		評定	A	評定	A		
				【1-1 水資源開発施設等の管理業務】	【1-1 水資源開発施設	水資源開発	発施設等の管理業務の評	水資源開発施設等	の管理業務の評		
					等の管理業務の評定: A】	定: A		定: A			
				1-1-1 安全で良質な水の安定した供給	-						
					1-1-1 安全で良質な水	【細分化〕	した項目の評定の算術平	【細分化した項目	の評定の質術平		
				○ 安定的な水供給、適切な洪水調節 ・毎年度、水道用水、工業用水及び農業用水として 24 時間 365 日安	の安定した供給	均】	した。東日の肝足の弁所「	均】	~> III VC ~> <del>&gt; P</del> (II)		
				全で良質な水を安定して供給するとともに、梅雨前線、台風等に	・難易度「高」と設定さ		OF I VOK I DOEVI		# . Do by are		
				よる洪水が発生した際には適切に洪水調節を行い、洪水被害の軽	れた本項目について、		(2項目×2倍+B3点×1				
				減を図った。供給日数割合及び補給日数割合共に定量目標値100%を達成した。	以上の取組及び成果に より、定量目標を達成	項目+A4	点×1項目) ÷ (4項目+	目+A4点×1項目)	÷ (4項目+2)		
				・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症蔓延による業務へ	するなど中期目標を十	2) = 3.83	• • •	=3.83 • • •			
				の影響を最小限とするため、在宅勤務を実施可能とする環境整備、	分に達成した。特に平	⇒算術平均	匀に最も近い評定は「A」	⇒算術平均に最も近	近い評定は「A」		
				スペースの確保に苦慮したものの、全社で執務室の分離又は班編 成による業務の実施等を徹底し、感染者及び濃厚接触者が発生し	成 30 年度の高濁度障 害の発生時に適切に取	評定である	<b>5</b> .	評定である。			
				た場合でも、残りの者で業務継続を可能とする体制を構築し、用	水配水操作を行ったこ			※算定に当たって	の評定毎の点数		
				水の安定供給、適切な洪水調節に取り組んだ。	と、令和元年度の渇水		5点、A:4点、B:3点、	を、S:5点、A			
				<ul><li>□ 異常渇水が発生した場合の影響の軽減</li></ul>	対応において厳しい水 源状況にあって施設の						
				・安定的な水供給に努めるため、施設管理規程に基づく的確な施設	総力を結集してきめ細		、D:1点とし、重要度の	C:2点、D:1点			
				管理を行い、利水者に対し、毎年度、過不足なく必要水量を供給	かな補給操作を行い、		目については加重を2倍		ては加重を2倍と		
				した。  ・渇水となった場合は、本社・支社局及び事務所に渇水対策本部や	また各施設間の水融通 や利水者等との調整を	としてい	いる。	している。			
				渇水対策支部を設置し、関係機関と渇水調整を行うとともに、適	行うことにより水の安						
				時的確な水源情報の発信、節水の啓発等に取り組んだほか、下流	定供給に努め、国民生	【水資源開	開発施設等の管理業務の	【水資源開発施設	等の管理業務の		
				河川への利水補給や降雨状況にあわせてダムからの補給量をきめ 細かく変更するなどの効率的な水運用を行い、ダム貯留水を可能	活や産業活動への影響の軽減を図ったこと、	評価】		評価】			
				な限り確保し、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努めた。	更に令和3年度に渇水		<b>のうち、1−1安全で良</b>	本事業のうち、1	<ul><li>- 1 安全で良質</li></ul>		
				・豊川水系では、令和元年5月に宇連ダムの有効貯水量が34年ぶり	対応タイムラインを利		安定した供給及び1-2				
				に "ゼロ"となる異常渇水となったが、降雨等の気象情報の収集 や天候に応じた水需要をきめ細かに収集し、取水量及び配水量の	根川水系、荒川水系、淀川水系、淀川水系において策定			水被害の防止・軽減			
				143回 (渇水のない通常時の約1.4倍)の変更操作等きめ細かな施	を拡大、運用を開始し						
				設操作を実施するとともに、ダム、調整池、頭首工等を総合的に	更に淀川水系において		離易度ともに「高」と設				
				運用し、佐久間導水施設から導水することで、通常時と比べ約1.5 倍となる補給を行い、農業用水や都市用水の需要に対応した。ま	は、渇水被害の影響の低減の効果を発現し、	定した。		中期目標におけ	る定量目標であ		
				た、効率的な水利用に向けて利水者等への水源情報の提供を通常	一庫ダムにて「低水管	中期目標	票における定量目標であ	る水の「補給日数害	川合」及び「供給		
				の約6倍の頻度で行うとともに、節水対策協議会を5回開催し、 機構が出るしない際水東の課整の際水東なの会形式を図した	理賞」を受賞したこと	る水の「補		日数割合」はともは	こ 100%を達成し		
				機構が中心となり節水率の調整や節水実施の合意形成を図った。 ・ 筑後川水系では降雨に伴う貯水量の増加が見込まれる平成 31 年	は所期の目標を上回る ものと考えられるた	日数割合」	はともに100%を達成し	た。			
				3月から令和元年5月に降雨が少なく、筑後川本川の流況が悪化	め、A評価とした。	た。					
				した。		. =0					
				筑後川下流用水では、広範な受益地の多数の土地改良区に対して 取水・配水管理に十分な配慮が必要であり、24 時間体制できめ細	   1-1-2 洪水被害の防	△€□二点	エ		川水ダベの泪水		
				かな取水管理を行った。通水実施本部や水管理委員会の開催頻度	止・軽減	ロカロンロー	手度の豊川水系での渇水 ストアストスホオバッス				
				を高め、利害の異なる利水者間の合意形成を図り、適正配分量調	##日本「☆、) ***☆~			は、主たる水源であ			
				整を行った。 江川ダム及び寺内ダムでは、代かき期の貯水率が過去最低値を更	・難易度「高」と設定された本項目について、	有効貯水量	量が34年ぶりに「ゼロ」	効貯水量が34年ぶり	)に「ゼロ」とな		
				新した。両筑平野用水では、各々のダムの利水容量に対し利水者	以上の取組及び成果に		どの厳しいものとなった	るほどの厳しいもの	つとなったが、宇		
				ごとに貯水率を管理するが、この異常渇水に対応し、江川ダムと	より、定量目標を達成	が、宇連タ	「ム、頭首工、地区内水源	連ダム、頭首工、地	区内水源からの		
				寺内ダムでの利水容量の振替や都市用水の利水容量を農業用水に 振り替えるなどの利水調整を実現した。	するなど中期目標を十 分に達成した。特に、	からの供給	給に加えて佐久間ダムか	供給に加えて佐久	間ダムからの導		
				・淀川水系猪名川では少雨による一庫ダムの貯水量の減少に際し、	平成 30 年7月豪雨に		を実施するなど関連施設				
				令和3年4月から試行運用を開始した淀川水系渇水対応タイムラ	対する岩屋ダムにおい	2 17 TT/11 (		71. C 74/10 / O A C	スマスピカム・ファルンプ		

インに基づき、早期にダム貯水状況等に関する情報提供を行った ことで、水道事業者が節水開始の目安となる貯水率を下回る前に 自主節水を開始することに繋がった。 また、利水者の自主節水に 合わせたきめ細やかなダム操作は、ダム貯水量の延命化に繋がっ たとして、日本ダムアワード2021において「低水管理賞」を受賞 した。

・渇水対応タイムラインについては、全国のフルプラン水系に先駆 け、吉野川水系での策定を皮切りに、利根川水系、荒川水系、淀川 水系の4水系において策定し、運用を開始(試行運用を含む)す ることで、関係機関相互の連携を強化し、渇水対応力の向上を図 ることができた。

#### ○ 水質事故発生時の対応

- ・水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、交通事故や 不法投棄といった第三者等に起因する油流出等の水質事故が 87 件発生し、関係機関等で構成される水質汚濁対策連絡協議会、利 水者等と迅速な連絡調整を図って情報を共有するとともに、必要 に応じてオイルフェンス、オイルマット設置等の拡散防止対策を 実施し、水質被害の拡大を防止した。
- 突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低減
- ・平成30年6月の岐阜県下呂地区での集中豪雨により、飛騨川では 水質測定計器の測定範囲上限を超える高濁度水が流下し、木曽川 用水(木曽川右岸施設)の白川取水口での水質が急激に悪化した。 この管理開始以降経験のない髙濁度障害を受け、河川管理者及び 利水者等と迅速な協議、調整を図り、河川からの取水量を減量す るとともに、利水者側で浄水場の取水系統を切替え、そのために 必要な水源計画の検討を行うことにより水道の減断水を回避し た。また、地区内調整池の貯留水を活用することで農業用水への 安定供給を図った。

河川水の濁度が沈静化した後は取水量を増量して幹線水路内の高 濁度水を希釈するフラッシュ操作を迅速に実施することにより、 濁度が浄水場で通常処理が可能となるまでの沈降時間を約9時間 短縮(推定)させ、浄水場取水停止時間の低減に寄与した。

- この経験のない突発的な高濁度障害を受け、直ちに水道利水者等 と協議を行い、「異常高濁度時における取水口等の運用方針(案)」 を策定した。平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨で同様の水質 悪化事象が発生したものの、本運用方針(案)に基づく対応を行う ことにより浄水場の減断水被害を発生させることなく管理運用を 実施した。
- ・平成31年3月に、木曽川用水から供給を受ける三重県企業庁の送 水管において漏水事故が発生し、送水管の復旧が完了するまでの 間、別系統からの振替供給が必要となった。同企業庁からの要請 を受け、直ちに河川管理者及び利水者と調整し、取水系統の異な る三重用水系統を活用した緊急振替供給を実施して、四日市市等 の受水市町(給水人口約1万9千人に相当)の減断水被害を回避 した。この取組に対して、利水者から感謝の意が伝えられた。

#### 1-1-2 洪水被害の防止・軽減

### ○ 洪水対応業務等実績

・今中期目標期間中、洪水調節を目的に含む全24ダムのうち延べ 65 ダムにおいて延べ 180 回の洪水調節を実施し、ダム下流の洪水 被害の防止・軽減を図り、定量目標である洪水調節適正実施割合 100%を達成した。

#### ○ 主な洪水対応実績

- ・平成30年7月豪雨は、岩屋ダム、日吉ダム、一庫ダムで管理開始 以降最大の流域平均雨量、ダム計画雨量を超えるこれまでに経験 のないものとなった。
- ・岩屋ダムでは、ダムの洪水流量を超える流入量のピークが3回発 生する異例の三山洪水となる中、ダム下流沿川の関係地方公共団

開始時期を遅延させ、 住民の避難時間を確保 した対応や、令和元年 台風第 19 号に対する 草木ダムにおいて予備 放流と事前放流を行 い、計画以上の洪水を 貯留した対応、利水ダ ム 12 ダムで事前放流 実施要領を策定し令和 2年度においては延べ 21回、令和3年度には 延べ 14 回の事前放流 を行った対応は、機構 の持つ高いダム管理技 術力を駆使して関係機 関や河川管理者等との 連携を図りつつ、洪水 に対応する操作を的確 に行うことなどによ り、沿川の浸水被害を 防止・低減して住民の 生命・生活を守ること に大きく貢献したもの であり、所期の目標を 上回るものと考えられ るため、A評価とした。

て異常洪水時防災操作

### 1-1-5 海外調査等業務 の適切な実施

・当該業務項目である 「海外調査等業務の適 切な実施」は、当初の 中期目標策定時にはな く、海外インフラ展開 法の施行を踏まえ、平 成 30 年8月に中期目 標の変更指示を受けた ものである。また水資 源分野は相手国政府の 影響力が強い分野であ るうえ、水インフラ事 業の海外市場における 日本企業のシェアが 1%に満たない現状で あり、さらには、令和 2年度に引き続きコロ ナ禍により海外渡航が 困難である等の悪条件 もあった。

こうした中で、外国政 府機関等との直接交渉 等を行って我が国事業 者を参画につなげてい くという難易度が高い 業務について上述の成 果を達成し、政策実現 に寄与した。

このことは中期目標を 十分に達成しているほ 常時の1.5倍の用水補給、きめ細 かな取水・配水変更操作を実施す ることで、渇水被害による国民生 活や産業活動への影響を軽減し

水での渇水は最大約50%の節水規 模となったが、農業利水者間の配 水調整を綿密に行うために、筑後 川下流用水水管理委員会を通常の 7倍開催した。刻々と変化する河川 の状況に応じて用水供給に過不足 が生じないよう24時間体制・昼夜 問わない分水工の遠方操作などき め細かな取水・配水操作を実施し、 大きな混乱を生じさせず、利水者 からの信頼を得ることにもつなが った。同水系両筑平野用水でも営 開始以降最低の貯水状況に陥った が、両筑平野配水運営協議会を通 常の4倍開催するとともに、江川 ダム、寺内ダムでは平時は利水者 (いわゆる「貯金通帳方式」)をと っているが、渇水の非常事態を受 けて、同方式に依らず、ダム間に おける利水容量の振替や都市用水 から農業用水への振替や融通の調 整を行ったことで、営農被害を防

平成30年度には、岐阜県下呂地 区での集中豪雨で、管理開始以降 経験したことのない、測定範囲上 限の 2,000mg/L を超える高濁度水 が発生した。機構は、河川管理者 や利水者等と連絡調整を図りつ つ、迅速・的確に取水施設や幹線 水路の取水・配水操作を実施し、 その影響の回避・軽減に努めた。

の総力を結集して水源施設から通 を結集して水源施設から通常時の 1.5倍の用水補給、きめ細かな取水・ 配水変更操作を実施することで、渇 水被害による国民生活や産業活動 への影響を軽減した。

また、筑後川水系筑後川下流用水 また、筑後川水系筑後川下流用 での渇水は最大約50%の節水規模 となったが、農業利水者間の配水調 整を綿密に行うために、筑後川下流 用水水管理委員会を通常の7倍開 催した。刻々と変化する河川の状況 に応じて用水供給に過不足が生じ ないよう24時間体制・昼夜問わない 分水工の遠方操作などきめ細かな 取水・配水操作を実施し、大きな混 乱を生じさせず、利水者からの信頼 を得ることにもつながった。同水系 両筑平野用水でも営農期で水需要 が高まる6月に管理開始以降最低 農期で水需要が高まる6月に管理 | の貯水状況に陥ったが、両筑平野配 水運営協議会を通常の4倍開催す るとともに、江川ダム、寺内ダムで は平時は利水者別に貯水量を厳格 に管理する方式(いわゆる「貯金通 |別に貯水量を厳格に管理する方式 |帳方式」)をとっているが、渇水の非 常事態を受けて、同方式に依らず、 ダム間における利水容量の振替や 都市用水から農業用水への振替や 融通の調整を行ったことで、営農被 害を防いだ。

平成30年度には、岐阜県下呂地区 での集中豪雨で、管理開始以降経験 したことのない、測定範囲上限の 2,000mg/Lを超える高濁度水が発生 した。機構は、河川管理者や利水者 等と連絡調整を図りつつ、迅速・的 確に取水施設や幹線水路の取水・配 水操作を実施し、その影響の回避・ 軽減に努めた。この事象を踏まえ て、浄水場の取水系統の切り替えや 調整池からの代替補給の実施等、高 この事象を踏まえて、浄水場の取 | 濁度時の取水停止に伴う取水・配水

体等からの相次ぐ異常洪水時防災操作の開始時刻を遅らせて欲し い旨の要請を踏まえ、異常洪水時防災操作開始水位を超えた後も、 その後の刻々と変化する降雨状況及びダム流入量の変化を捉え、 洪水時最高水位までの残容量を計算しながら、管理開始以来初め てとなる異常洪水時防災操作について開始タイミングを見極める という極めて難易度の高い洪水調節を実施した。

異常洪水時防災操作移行後は、下流河川の安全性を考慮した時間 当たりの放流量の増量限度を臨機に定めた操作を行いつつ、貯水 容量の98%まで洪水を貯留することで、管理開始以降最大となる 洪水調節総量約 5,900 万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時 に下流へ流す水量を4割低減させ、ダム下流の東沓部地点の河川 水位をダムがない場合と比べ、推定で最大約 1.0m低減させるな ど、下流沿川の洪水被害を軽減させた。

これらの一連の洪水調節は、下流域の洪水被害拡大防止を図る取 組として、「日本ダムアワード2018」において、「ダム大賞」及び 「洪水調節賞」を受賞するなどの評価が得られた。

- ・日吉ダムでは、異常洪水時防災操作移行後も、過去の経験等を踏 まえつつ下流の河川状況や降雨状況、降雨予測等を勘案し、流入 量に対して放流量を減量する特別な操作を実施した。その結果、 貯水位は洪水時最高水位+0.40mの超過、治水容量の使用率にし て 103%と、洪水時最高水位を超える水位まで洪水を貯留するこ とで、過去最大と同等の洪水調節総量約4,400万m³/sの洪水を貯 留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約9割低減させ、 ダム下流の保津橋地点の河川水位をダムがない場合と比べて推定 で約0.76m以上低減させるなど、下流沿川の洪水被害を軽減させ
- ・一庫ダムでは、管理開始以来初めてとなった異常洪水時防災操作 に当たり、操作開始予定時刻より50分も早く異常洪水時防災操作 開始水位に到達したものの、ダム下流沿川の関係地方公共団体等 が実施する水防活動や避難活動に要する時間を考慮し、操作開始 予定時刻より5分遅らせて操作を開始、降雨状況を見ながら放流 量を調整して所定の放流量に擦り付けていくという特別な操作方 法を行った。これらの一連の防災操作により、貯水容量の93%ま で洪水を貯留することで、管理開始以降最大となる洪水調節総量 約1,600万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す 水量を約8割低減させ、ダム下流の多田院地点の河川水位をダム がない場合と比べ推定で最大約0.75m以上低減させるなど、下流 沿川の洪水被害を軽減させた。
- ・令和元年台風第19号では、下久保ダム、草木ダムにおいて管理開 始以降、最大規模となる洪水に見舞われた。
- ・下久保ダムでは、管理開始以降最大となる洪水に対し、降雨状況 や流入予測、下流河川の状況、貯水池の安全性を勘案し、関係利 水者、関東地方整備局と協議を重ね、事前放流や特別防災操作を 的確に実施したことで、洪水調節容量の確保及びダムの洪水調節 機能を最大限に活用し、利根川本川の洪水を安全に流下させ、ダ ム下流の洪水被害の防止・軽減を図った。これらの一連の防災操 作により、約3,141万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入量時 に下流へ流す水量を約5割低減させ、ダム下流の若泉地点の河川 水位をダムがない場合と比べて推定で約1.8m低減させた。
- ・草木ダムでは、非洪水期において管理開始以降最大となる洪水に 対し、予備放流による洪水調節容量を確保しつつ、刻々と変化す る降雨状況や流入予測等を捉え、ダム操作方法について検討した 結果、施設管理規程に基づく通常のダム操作を実施した場合は異 常洪水時防災操作を避けられないと予測され、ダム下流地点の浸 水被害の発生が懸念された。関係利水者、関東地方整備局と協議 を重ね、予備放流に加え事前放流を実施した。これらにより、管 理開始以降、非洪水期において最大となる洪水に対して、約2,184 万㎡の洪水を貯留し、ダム下流の高津戸地点の河川水位をダムが なかった場合と比べ推定で約 2.6m低減させるなど、下流沿川の 洪水被害を防止・軽減した。

この過去に例のない規模の事前放流を伴う洪水調節が評価され、 令和2年度に土木学会賞(技術賞)、ダム工学会技術賞を受賞した。 ・令和2年7月豪雨では、寺内ダム、小石原川ダムにおいて、計画 か、中期目標における 所期の目標を上回るも のと考えられるため、 A評価とした。

水停止に伴う取水・配水運用を定 口等の運用方針(案)」を策定した。 づき、関係者と迅速かつ的確に情 報共有し、取水・配水操作を実施 減につなげている。

動において必要な水を供給し続け 安定供給を着実に実施しており、 対して確実に成果を出したと高く 評価できる。

前線・台風等による洪水被害の 29日から自主節水を開始した。 防止・軽減のため、洪水調節を適 正に実施したことにより、定量目 は100%を達成した。

では、木曽川水系岩屋ダム流域の 流域平均総雨量は管理開始以降最 水のピークが3回発生するという 異例の三山洪水となった。

この洪水に対して、管理開始以 来初となる異常洪水時防災操作を の自治体等から、住民避難の時間 作の開始時刻を遅らせてほしいと の要請を相次いで受けたため、リ 貯水池の残容量を勘案して、異常 洪水時防災操作の開始時間を遅ら

水系統の切り替えや調整池からの 運用を定めた 異常高濁度時におけ 代替補給の実施等、高濁度時の取 る取水口等の運用方針(案) を策定 した。令和2年度にも同様の高濁度 めた「異常高濁度時における取水 水が発生したが、同運用方針(案) に基づき、関係者と迅速かつ的確に 令和2年度にも同様の高濁度水が「情報共有し、取水・配水操作を実施 発生したが、同運用方針(案)に基 することで、その影響の回避・軽減 につなげている。

淀川水系猪名川では、令和2年度 |することで、その影響の回避・軽|に続き令和3年度にも7月上旬以 降少雨傾向となり、水源となる一庫 このように、国民生活や経済活 ダムの貯水量が減少した。同年4月 に試行運用を開始した淀川水系渇 た機構の調整力及び対応力は注目 水対応タイムラインに基づき、早く すべきものがあり、さらに令和 2 から水道事業者に情報提供を行っ 年度はコロナ禍においても用水の | た結果、事業者間調整が進み、貯水 率80%を下回る前の8月6日から | 難易度を「高」と設定した項目に | 自主節水を開始した。その後の降雨 で8月30日に自主節水解除となっ たものの、10月以降再び少雨傾向と なり、貯水率40%を下回る前の10月

この間、一庫ダムでは、下流利水 基準地点での1cm単位の水位変動 標である「洪水調節適正実施割合」 に即座に対応を行い、きめ細かなダ ム操作による確保流量の維持に努 平成30年7月豪雨に伴う洪水 | めた。これら一庫ダムにおいて実施 した利水者の自主節水に合わせた きめ細やかなダム操作は、ダム貯水 大かつダムの計画雨量を超え、洪 ■の延命化に繋がったとして、日本 ダムアワード2021において「低水管 理賞」を受賞し、高い評価を受けた。

このように、国民生活や経済活動 において必要な水を供給し続けた 実施した。その際、ダム下流沿川|機構の調整力及び対応力は注目す べきものがあり、さらに令和2年度 を確保するため異常洪水時防災操しはコロナ禍においても用水の安定 供給を着実に実施しており、難易度 を「高」と設定した項目に対して確 アルタイムに実施する流入予測や 実に成果を出したと高く評価でき

前線・台風等による洪水被害の防

規模を超える最大流入量が記録された。

- ・寺内ダムでは、洪水被害の防止・軽減を図るため、必要な態勢を 確保し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測システムを 活用することにより、防災操作を確実に実施した。これらの一連 の防災操作により、約357万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流 入量時に下流へ流す水量を約6割低減させ、ダム下流の金丸橋地 点での河川水位をダムがない場合と比べ推定で約1.57m(速報値) 低減させて避難判断水位以下に抑えるなど、下流沿川の洪水被害 を防止・軽減した。
- 試験湛水中の小石原川ダムでは、洪水被害の防止又は軽減を図る ため、試験湛水中における防災操作、管理開始以降、初めての洪 水対応であったが、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整 を滞りなく行うことで確実な防災操作を行った。これらの一連の 防災操作により、ほぼ全量の約1,000万㎡の洪水を貯留し、ダム 下流の栄田橋地点での河川水位をダムがない場合と比べ推定で約 0.65m (速報値) 低減させた。
- ・令和3年8月の前線による西日本から東日本の広い範囲での大雨 に対しては、11 ダムで延べ22回に及ぶ洪水調節を本社・支社局、 事務所が一体となり関係機関等と連携し適正に実施することでダ ム下流域の洪水被害を防止・軽減した。
- ・阿木川ダムでは、管理開始以降2番目となる流入に対して、必要 な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測シ ステムを活用するなどにより、防災操作を確実に実施した。これ らの一連の防災操作により、約800万㎡の洪水を貯留するととも に、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約8割低減し、ダ ム下流の大門地点の河川水位をダムがない場合と比べ推定で約 1.48m (速報値) 低減し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。
- ・小石原川ダムでは、試験湛水により貯水位が低く空き容量が多い 状況であったことから、降雨予測を踏まえ、ダムへ流入する河川 水のほぼ全量に相当する約 1,255 万㎡の洪水を貯留し、ダム下流 の栄田橋地点の河川水位をダムがない場合と比べ推定で約0.83m (速報値) 低減させ、氾濫危険水位以下の 3.38mに水位を抑えた。
- 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針に基づく取組
- ・「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づき、一級 水系に存する特定施設の24ダム及び利水ダム8ダムについて、各 地方整備局と協働して、関係利水者等への説明を行い、理解を得 た上で、令和2年6月までに河川管理者、ダム管理者及び関係利 水者等との間で治水協定を締結した。二級水系に存する利水ダム 5 ダムについては、令和3年4月までに治水協定を締結した。
- 既存施設の機能を最大限活用する洪水調節方法の検討
- 事前放流については、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基 本方針(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向 けた検討会議)」に基づき、水系ごとに治水協定を締結し、事前放 流を実施することとなった特定施設のダム及び利水ダムにおい て、関係機関(河川管理者、利水者等)との調整を行い、特定施設 の23ダム及び利水ダムの12ダムにおいて、事前放流実施要領を 策定した。令和2年度は11ダムで延べ21回、令和3年度は10ダ ムで延べ14回の事前放流を行った。
- ・利水ダムの事前放流について、令和2年度は宇連ダムで1回、大 島ダムで3回、牧尾ダムで4回の合計8回実施し、令和3年度は 宇連ダムで1回、大島ダムで2回、牧尾ダムで2回の合計5回実 施した。
- ・令和2年7月豪雨における牧尾ダムでは、ダムへの流入予測が設 計洪水位を超えるおそれがあったことから、関係機関や関係利水 者と協議し、理解を得た上でダムの貯水位を予備放流水位より下 げる操作を行った。これらの一連の取組により、約 1,500 万m<sup>3</sup>の 洪水調節可能容量を確保し、最大約 180 mの放流量低減を図り、 既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。木曽川上流 部では味噌川ダムの洪水調節容量に加えて牧尾ダム等8つの利水 ダムにおける事前放流等の取組により、ダム下流の桃山水位観測 所地点における流量を約2割低減させる効果があったものと推定

以降最大となる総量約 5,900 万 m<sup>3</sup> の洪水を貯留し、ダムへの最大流しを達成した。 入時に下流へ流す流量を約4割低 位を約 1m 低下させ、下流域の洪水 被害を軽減した。これら対応は日 | 賞 | 及び 「洪水調節賞 | を受賞する | 三山洪水となった。 など高い評価を受けた。

中で、関係利水者、関東地方整備 に加え事前放流も実施し、計画以 もに、ダムへの最大流入量時に下 流へ流す水量を約6割カットし、 十木学会賞(技術賞)とダム工学 を受けた。

ムの洪水調節機能強化に向けた基 本方針」を踏まえ、緊急時に機構 節のために使用する「事前放流」 ができるよう関係利水者の理解を

せるという難易度の高い洪水調節 止・軽減のため、洪水調節を適正に を実施した。これにより管理開始 | 実施したことにより、定量目標であ る「洪水調節適正実施割合」は100%

平成30年7月豪雨に伴う洪水で 減させ、ダム下流の観測地点の水は、木曽川水系岩屋ダム流域の流域 平均総雨量は管理開始以降最大か つダムの計画雨量を超え、洪水のピ | 本ダムアワード 2018 の「ダム大 | ークが3回発生するという異例の

この洪水に対して、管理開始以来 また、令和元年台風第19号の接 | 初となる異常洪水時防災操作を実 | 近時に、利根川水系草木ダムでは | 施した。その際、ダム下流沿川の自 管理開始以降最大値相当の流入量|治体等から、住民避難の時間を確保 を観測し、ダム下流域での浸水被しするため異常洪水時防災操作の開 害の発生が懸念された。そうした | 始時刻を遅らせてほしいとの要請 を相次いで受けたため、リアルタイ 局と協議を重ね、ダムの予備放流 | ムに実施する流入予測や貯水池の 残容量を勘案して、異常洪水時防災 上の洪水調節容量を確保するとと│操作の開始時間を遅らせるという 難易度の高い洪水調節を実施した。 これにより管理開始以降最大とな ダム下流地点の水位を約 2.6m 低 る総量約5,900万㎡の洪水を貯留 下させるなど洪水を安全に流下さし、ダムへの最大流入時に下流へ流 せた。この洪水調節は令和2年度 す流量を約4割低減させ、ダム下流 の観測地点の水位を約1m低下さ 会技術賞を受賞するなど高い評価 | せ、下流域の洪水被害を軽減した。 これら対応は日本ダムアワード また、令和2年度には、令和元 | 2018の「ダム大賞」及び「洪水調節 年12月に政府が決定した「既存ダー賞」を受賞するなど高い評価を受け

また、令和元年台風第19号の接近 が管理する32ダム(利水ダムを含|時に、利根川水系草木ダムでは管理 む)で利水容量を一時的に洪水調 開始以降最大値相当の流入量を観 測し、ダム下流域での浸水被害の発 生が懸念された。そうした中で、関 取り付けて、事前放流の実施方針|係利水者、関東地方整備局と協議を 等を定めた「治水協定」の締結に | 重ね、ダムの予備放流に加え事前放 つなげるとともに、各ダムで事前 │流も実施し、計画以上の洪水調節容 放流の放流量や実施の判断基準等 量を確保するとともに、ダムへの最 を定めた「事前放流実施要領」を「大流入量時に下流へ流す水量を約 策定した。これに基づき、利水ダ 6割カットし、ダム下流地点の水位

された。豪雨後には下流3町村の首長が牧尾ダムに職員への感謝 と激励に来所したほか、新聞、テレビ等で多く報道された。 また、令和3年8月の前線の停滞に伴う大雨においても、牧尾ダ ムはダムへの流入予測が設計洪水位を大きく超えるおそれがあっ たことから、事前放流等の実施により、約1,600万㎡の洪水調節 可能容量を確保し、最大約 360 m³/s の放流量低減を図り、既存施 設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。

- ・特別防災操作については、河川管理者とともに平成29年度までに 行った実施の可否や実施要領の検討を踏まえ、特定施設の17ダム で実施要領の具体的な検討及び関係機関との調整を行い、6ダム について特別防災操作に関する要領が河川管理者により定められ
- ・木曽川水系木曽川の味噌川ダムの流域で、前線の影響により令和 3年5月20日14時から22日1時までに159㎜の降雨があり、こ の降雨によってダムの下流河川では氾濫の恐れが生じたことか ら、国土交通省中部地方整備局木曽川水系ダム統合管理事務所の 指示により、ダムへの流入量のほぼ全量を貯留する特別防災操作 を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図った。また、8 月12日から8月15日までに総雨量350.4mmを記録した降雨では、 最大流入量毎秒約 130 m³/s の時に、約 77 %に相当する毎秒約 100 m<sup>3</sup>/sの水をダムに貯留する特別防災操作を行い、ダム下流沿 川の洪水被害の防止・軽減を図った。
- ・ただし書き操作(異常洪水時防災操作)要領を策定している18ダ ムにおいて、住民の避難等の措置を勘案し、理事長承認の追加、 放流通知の追加、危険防止のための通知等について要領の改定を 行った。
- ・平成30年度より毎年度、異常洪水時防災操作要領を策定している 全18ダムにおいて、ダムの計画規模を超える洪水に対して、異常 洪水時防災操作の演習を行った。演習では、国土交通省のダム統 合管理事務所等との連携を想定し、異常洪水時防災操作時におい て、ダム下流河川の水位上昇と危険箇所の状況を考慮し、ダムの 空き容量を最大限活用して貯留することで放流量を抑制し、ダム 下流沿川の浸水被害を最小限に抑える特別防災操作を試行的に実 施する訓練を行った。

### 1-1-5 海外調査等業務の適切な実施

- コロナ禍における海外調査等業務の実施
- ・海外調査等業務を遂行するため、新型コロナウイルス感染症感染 拡大による制約を受けつつも、WEB会議システムを活用した協 議等により効率的な業務の実施に努めた。
- ・インドネシア国ダム再生案件においては、同国政府関係者との協 議がWEB会議によるものとなったが、国内外の関係者との事業 化に向けた事前の調整を綿密に行った上で協議に臨むなどにより 令和2年10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト2020 ~2024」へも機構側が示した事業計画案に沿った形での掲載がな されたところであり、海外渡航による現地調査、協議等が可能で あった場合と比較しても同等かそれ以上の成果を得た。
- 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフラ事業に係るO DA案件への参画
- ・今中期目標期間中、国際協力機構(JICA)が委託する海外イ ンフラ事業に係るODA案件7件について、民間コンサルタント から機構の経験・知見・ノウハウの提供を期待されたことを受け、 J V を組成等して参画し、施工段階における我が国事業者の参入 が期待される案件の形成を支援した。特に令和3年度は合計6件 の案件に参画し、前年度(5件)より参画件数を拡大した(120%)。 主な実施状況は以下のとおり。

### <主な実施状況>

【フィリピン国 パッシグ・マリキナ川河川改修事業 (フェーズIV) 詳細設計(令和2年8月完了) 機構は、国内で培ったノウハウを活かし、利害関係者調整の役割

ムを含む 11 ダムで延べ 21 回の事 を約2.6m低下させるなど洪水を安 前放流を実施したが、令和2年7|全に流下させた。 月豪雨時に木曽川水系牧尾ダム等 実施により、氾濫危険水位に達し ていた長野県上松町地点の流量を 約2割減少させる効果を上げ、後 日、関係3首長から直接謝意を伝 えられている。

このような厳しい状況下でも、 被害を防止・軽減することで、国 民の生命や財産を守ることに大き く貢献した。

ある JICA より高い評価を獲得す 我が国事業者の参入という面でも 成果を挙げた。

ダム再牛案件及びミャンマー国に ラン案件について、その案件形成 推進を図った。

特にインドネシア国におけるダ ム再生に関する2案件について、 案等に対する相手国政府等の理解 を得るべく、計 14 回にわたり WEB

この洪水調節は令和2年度十木 8 つの利水ダムでの事前放流等の | 学会賞(技術賞)とダム工学会技術 賞を受賞するなど高い評価を受け

また、令和2年度には、令和元年 12月に政府が決定した「既存ダムの 洪水調節機能強化に向けた基本方 | 針 | を踏まえ、緊急時に機構が管理 機構の持つダムの高い管理能力と する32ダム (利水ダムを含む) で利 調整力を発揮して、下流域の洪水 水容量を一時的に洪水調節のため に使用する「事前放流」ができるよ う関係利水者の理解を取り付けて、 事前放流の実施方針等を定めた「治 水協定」の締結につなげるととも 機構は、平成30年度から、我が一に、各ダムで事前放流の放流量や実 | 国事業者の海外の水資源開発事業 | 施の判断基準等を定めた 「事前放流 への参入促進のための取組を実施 | 実施要領 | を策定した。これに基づ した。機構の有する専門的な技術 き、令和2年度は、利水ダムを含む やノウハウを我が国事業者の受注 11ダムで延べ21回、令和3年度は10 支援に活用すべく、我が国事業者 ダムにおいて延べ14回の事前放流 と共同企業体(IV)等を形成する を実施し、令和2年7月豪雨時に などして、3ヶ年で5件のODA案 は、木曽川水系牧尾ダム等8基の利 件(対象国:チュニジア国、バング 水ダムでの事前放流等の実施によ ラデシュ国、フィリピン国)の受 り、氾濫危険水位に達していた長野 | 注につなげるとともに、発注者で | 県上松町地点の流量を約2割減少 | させる効果を上げ、後日、関係3首 るなど、今後の施工段階における 長から直接謝意を伝えられている。

そして、令和3年8月の前線によ る大雨時にも、予測雨量が710mmを また、我が国事業者の参入が期一超え、ダムへの流入量予測に対して 待されるインドネシア国における | 通常の洪水操作では設計洪水位を 大きく超えるおそれがあったこと おける統合水資源管理マスタープトから、河川管理者及び関係利水者等 と速やかに協議調整を行うととも に、予備放流水位の最低限度よりも さらに低い貯水位まで低下させる 操作を行うことにより、既存施設の 課題解決のための具体的な技術提│機能を最大限活用した洪水対応を 実施した。

このような厳しい状況下でも、機

を担うべく設置されたものの6年間活動が滞っていた洪水対策委 員会の開催支援を行うとともに、既設の堰等と新設する分派堰等 を連携させた操作ルールの策定及び長寿命化を念頭に置いた維持 管理計画の作成を行った。本業務については、発注者であるJI CAから、「当初の期待を上回るレベルの業務が実施された」と評 価され、機構が担当した分派堰の操作規則等の各種検討に関し、 課題解決策の提案を主体的に行い、関係者の助言も踏まえて検討 を進めたことが特筆された。さらに、本邦技術が適切に活用され るよう検討を行ったこと等もJV全体として評価を受け、今後の 施工段階における我が国事業者の参入という面でも期待できる成 果を挙げた。

- 水資源分野における我が国事業者の参入の促進に資する調査等 の実施状況
- ・水資源分野における我が国事業者の参入促進に資する調査等につ いても7件の業務を受託し、水資源開発案件に関する課題やニー ズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、我が国事業者 の参入可能性検討、関係機関調整等、我が国事業者の参入促進に 向けた調査・検討等を行った。特に特に令和3年度は合計5件の 調査を受託し、前年度(4件)より件数を拡大した(125%)。 主な 実施状況は以下のとおり。

#### <主な実施状況>

【ミャンマー国における統合水資源管理マスタープランに関する案

機構を中心とした調査団が現地調査、協議等を計7回実施すると ともに、案件の形成に向けて平成30年度から継続してミャンマー 国政府や関係機関との調整を進めた。その結果、統合水資源管理 マスタープランの必要性、重要性に関する理解が進み、同国政府 から「バゴー・シッタン川流域統合水資源管理マスタープラン策 定」についての要請書が令和元年11月25日付けで日本国政府に 提出された。これは、海外インフラ展開法が施行されて以来、機構 が主体的に関与して案件形成し、正式に要請書が出された初めて の成果である。

令和2年度において、同マスタープラン開発調査の実施に向けた JICA調査団に、「治水施設管理/水文観測」分野の専門家とし て職員1名を派遣して、ミャンマー国政府関係機関との協議等に 参加させ、専門的知見等の提供を通じて今後の調査実施に向けた 協力の枠組みに係る令和2年 10 月の同国政府側との合意形成に 貢献した。

【インドネシア国におけるダム再生に関する案件】

令和元年度に現地調査、協議等を4回実施し、インドネシア国政 府や関係機関に対策の提案を行った。その過程においてインドネ シア国公共事業・国民住宅省バスキ大臣との面会打合せを2回実 施し、ダムの堆砂状況等を踏まえて対策の必要性・緊急性への理 解を得るべく日本側の課題認識や解決方針等を説明し、意見交換 を実施した結果、同省水資源総局等から実施に向けた前向きな意 向が示された。

令和2年度において、ダム再生事業2案件について、以下の取組 を行った。

- 1) ダム再生事業2案件について、我が国事業者参入の観点か ら、日本における過去のダム再生事業に係る経験も踏まえた技術 検討を実施。
- 2) 1) における技術検討も踏まえ、国土交通省とも協働して 同国政府に対し、ダム再生事業に係る技術提案を行うなど、案件 形成に向けた調整を推進。

これらの取組により、同国政府においてダム再生事業に係る理 解の深化が進んだ結果、これら2案件については、令和2年10月 に同国で発出された「中期計画対外借款リスト 2020~2024」へも 掲載された。同リストへの掲載は、これら2案件について対外借 款による事業実施意思が公式に表明されたという意義があり、事 業化に向け大きな進展となった。

令和3年度は、令和元年度から2年度にかけて機構が実施した上

リスト 2020-2024」(通称「ブルー ブック」) に掲載されることとな り、事業化に向けて大きく前進し

平成 30 年度から継続して現地調 | **杳やマスタープランの必要性、重** 和元年 11 月に相手国政府より日 本国政府に対しマスタープラン策 定に関する要請書が提出されると いう成果を上げた。

用するなど外国政府機関等との直 接交渉を行い、我が国事業者の参 画につなげる成果を上げたことは 高く評価できる。

目標を上回る成果が見込まれるこ とから、A評価とした。

会議による協議を実施した結果、2 構の持つダムの高い管理能力と調 案件が同国の「中期計画対外借款 ▼ 整力を発揮して、下流域の洪水被害 を防止・軽減することで、国民の生 命や財産を守ることに大きく貢献 した。

機構は平成30年度から、我が国事 また、ミャンマー国においては 業者の海外の水資源開発事業への 参入促進のための取組を実施した。 機構の有する専門的な技術やノウ 要性に関する具体的な説明や、関トハウを我が国事業者の受注支援に 係機関との調整を重ねた結果、令し活用すべく、我が国事業者と共同企 業体(JV)等を形成するなどして、 4ヶ年で7件のODA案件(対象国:チ ュニジア国、バングラデシュ国、フ ィリピン国、インドネシア国)の受 令和2年度はコロナ禍により海 | 注につなげるとともに、発注者であ 外渡航が困難となる等の厳しい業 | る IICAより高い評価を獲得するな 務環境下で、WEB会議システムを活しど、今後の施工段階における我が国 事業者の参入という面でも成果を 挙げた。

また、我が国事業者の参入が期待 されるインドネシア国におけるダ 以上を総合的に判断し、所期の「ム再生案件及びミャンマー国にお ける統合水資源管理マスタープラ ン案件について、その案件形成推進 を図った。

> 特にインドネシア国におけるダ ム再生に関する2案件について、課 題解決のための具体的な技術提案 等に対する相手国政府等の理解を 得るべく、計14回にわたりWEB会議 による協議を実施した結果、2案件 が同国の「中期計画対外借款リスト 2020-2024」(通称「ブルーブック」) に掲載されることとなり、機構は民 間コンサルタントとIVを組成し参 画するに至った。これは、施工段階 における我が国事業者の参入並び に我が国が有する技術による「質の 高いダム」の整備推進に貢献するも のである。

また、ミャンマー国においては平

記案件形成活動への取組の成果を踏まえ、引き続き JICAにおいて事業化を検討するため、「インドネシア国ジェネベラン川の洪水対策に係る情報収集・確認調査」及び「インドネシア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事業準備調査」が実施され、機構も当該調査に参画することとなった。機構が参画することにより、施工段階における我が国事業者の参入並びに国が有する技術による「質の高いダム」の整備推進、さらには同国の水を巡る社会課題の解決と持続可能な経済成長の推進が期待できる。
○ 我が国事業者及びその他の関係者との協力体制の確立 ・海外インフラ展開法の趣旨を踏まえ、国土交通省水資源部と機構を中心に、関係省、関係団体等を構成員として組成した「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下、本項目において「活性化協議会」という。)は、事務局機関と

海外インフラ展開法の趣旨を踏まえ、国土交通省水資源部と機構を中心に、関係省、関係団体等を構成員として組成した「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下、本項目において「活性化協議会」という。)は、事務局機関として、機構は全体会議及び作業部会(それぞれ計8回及び計9回開催)を通じて水資源分野における我が国事業者の海外展開に必要な現状把握、我が国事業者の参入促進に向けた課題整理等を行ったほか、我が国事業者の参入可能性の高い調査・計画案件の採択に向けた官民一体の協力体制の構築のため、構成員等を対象とする意見交換会等(計50回実施)を通じて、意見の集約、調整等を実施した。特に意見交換会の回数については、令和3年度は37件実施し、前年度(10回)と比べて大幅に回数を拡大した(370%)。

### ○ 本邦技術情報のとりまとめ

- ・日本に優位性があり海外展開の可能性のあるインフラ施設に関する技術について、機構は令和元年度の協議会活動の中で、当該技術を保有する協議会メンバー企業・団体等の協力も得て「水資源分野における日本の技術集(案)」を作成した。水資源分野における本邦技術の特徴や適用メリット及び留意事項をわかりやすくまとめ、日本語版と英語版を作成することで、海外での案件を検討する際、相手国が抱える課題に対して我が国が有する優れた技術を紹介して、我が国の幅広い技術と相手国側のニーズとのマッチングにより、本邦技術の海外での活用、また、我が国事業者の海外事業への参入につながる効果の高いものとして期待される。
- ・令和2年度及び3年度には、さらに質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を追加するとともに、記述内容の充実を図った。
- ・作成や更新の都度、この資料をJICA本部及び在外事務所の職員、JICA専門家、ODA関係省庁、協議会構成員及びその会員企業に広く配布することで、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。

成30年度から継続して現地調査やマスタープランの必要性、重要性に関する具体的な説明や、関係機関との調整を重ねた結果、令和元年11月に相手国政府より日本国政府に対しマスタープラン策定に関する要請書が提出されるという成果を上げた。

令和2年度以降は、コロナ禍により海外渡航が困難となる等の厳しい業務環境下で、WEB会議システムを活用するなど外国政府機関等との直接交渉を行い、我が国事業者の参画につなげる成果を上げたことは高く評価できる。

以上を総合的に判断し、所期の目標を上回る成果が得られたと認められることから、A評価とした。

### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報								
1-1	そ全で良質な水の安定した供給								
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条						
策(国土交通省)	実現	別法条文など)							
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する								
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」(既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48						
度	済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、産業活動の	レビュー(国土交通省)							
	発展、国民経済の成長と国民生活の向上に必要不可欠な「安全で良								
	質な水の安定した供給」を行うことが極めて重要であるため。)								
	難易度:「高」(複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源								
	開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配								
	分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるた								
	ట్రం)								

### 2. 主要な経年データ

1 0 ) 元 2 つ 1	①主要なアウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)													
①主要なアウ	トプット(アウトカ	ム)情報							②主要なインブッ	ノト情報 (財務情	情報及び人員に 関	目する情報)		
指標等	達成目標	(参考)	H30 年度	R元年度	R 2年度	R 3年度		1		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
		前中期目標												1
		期間最終年												
		度値												
補給日数割合 (計画値)	補給必要日数 <sup>※1</sup> に 対する実補給日数の 割合(注1)100%		100%	100%	100%	100%			予算額(千円)	43, 573, 066	45, 967, 077	45, 457, 032	45, 909, 253	
補給日数割合 (実績値)	補給必要日数*1に 対する実補給日数の 割合(注1)	100.0%	100%	100%	100%	100%			決算額(千円)	40, 331, 708	43, 589, 472	44, 491, 700	43, 960, 096	
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%			経常費用 (千円)	110, 042, 915	111, 397, 356	114, 215, 290	112, 900, 938	
供給日数割合(計画値)	供給必要日数 <sup>※2</sup> に 対する実供給日数の 割合(注2)100%		100%	100%	100%	100%			経常利益(千円)	△1, 031, 805	△1, 190, 979	△1, 010, 864	△956, 335	
供給日数割合 (実績値)	供給必要日数*2に 対する実供給日数の 割合(注2)	00.0/0	100%	100%	100%	100%			行政コスト(千円)	59, 342, 477	112, 673, 836	114, 177, 497	112, 978, 631	
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%			従事人員数	850	862	873	878	

〈定量目標〉各年度の補給日数割合:補給必要日数<sup>※1</sup>に対する実補給日数の割合 100% 各年度の供給日数割合:供給必要日数<sup>※2</sup>に対する実供給日数の割合 100%

- (注1)※1 補給必要日数:ダム下流の各取水地点の取水量や河川維持流量等を確保するため、ダム等に貯留した水を補給する必要がある日数(応急復旧に要する期間を控除)。
- (注2)※2 供給必要日数:各利水者からの申込を受け、機構が管理する取水導水施設及び幹線水路等を介して水の供給が必要となる日数(応急復旧に要する期間を控除)。
- (注3) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注4)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
- (注5)従事人員数は、1月1日時点。
- (注6)独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

機構は、水資源開発 施設等の管理を行う ことにより、産業の ことにより、産業の では、施設管理規程に 基づいた的確な施設管 理を行うことにより、 では、施設管理規程に と	間実績評価) A
機構は、水資源開発 施設等の管理を行う ことにより、産業の 発展及び人口の集中 に伴い用水を必要と する地域に対する水 24時間 365 日安全で良 割合 100%   100%   100%   24時間 365 日安全で良   100%   365 日安全で良   100%   100%   24時間 365 日安全で良   100%	A
施設等の管理を行う	
ことにより、産業の   では、施設管理規程に   発展及び人口の集中   基づいた的確な施設管   割合 100%   割合 100%   100%	
発展及び人口の集中 に伴い用水を必要と 理を行うことにより、 する地域に対する水 24 時間 365 日安全で良 割合 100% 割合 100% 割合 100% 割合 100% ・毎年度、水道用水、工業用水及び農業用水として 24 時間 365 日安全で良質な水を安定して供給するとともに、 梅雨前線、台風等による洪水が発生した際には適切に がある。水の「補給日数割合」及び「供給日数 る水の「補給	った理由>
に伴い用水を必要と   理を行うことにより、   ・各年度の供給日数   間 365 日安全で良質な水を安定して供給するとともに、   て必要な用水を供給し、渇   する地域に対する水   24 時間 365 日安全で良   割合 100%   梅雨前線、台風等による洪水が発生した際には適切に   水時には渇水対策本部等   水の「補給日数割合」及び「供給日数   る水の「補給日数割合」及び「供給日数   る水の「補給日数   る水の「補給日数   る水の「補給日数割合」及び「供給日数   る水の「補給日数   る水の「木の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の「水の	における定量目標であ
- 1 10 元 元 10 17 40 17	
一   の安定的な供給の確   質な水を安定して供給   一	はともに 100%を達成し
とすることから、年   ・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症蔓延に   留水を効果的に運用して   令和元年度の豊川水系での渇水は、 た。	
間を通じて、各利水   よる業務への影響を最小限とするため、在宅勤務を実   国民生活や産業活動への   主たる水源である宇連ダムの有効貯   令和元年月   全に対し、安全で自   また対し、安全で自   であるできまり、   本可能とする環境整備、スペースの確保に芋虜したも   影響を軽減し、供給日料割   主たる水源である宇連ダムの有効貯   令和元年月	度の豊川水系での渇水
- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	く源である宇連ダムの有
$\frac{1}{2} \frac{1}{2} \frac{1}$	34 年ぶりに「ゼロ」と
(1) 安定した用水の   (1) 安定した用水の供   でも、残りの者で業務継続を可能とする体制を構築し、  た。特に令和 2 年度以降   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
大小林市田印と甘る  火車と見て口を  「「「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」・「」	<b>厳しいものとなったが、</b>
よめかわせ記の炊冊   ノ本国かりノミンゼマ   的唯な肥敢自理を行	頁首工、地区内水源から
を行い、安定的な水   供給するとともに、渇   い、安全で良質ながを   イ・異常渇水が発生した場合の影響の軽減   可能とする体制を構築し、   するなど関連施設の総力を結集して   の供給に加	えて佐久間ダムからの
-   供給に努めること。   水時においても利水者   <sub>レができたか</sub>   ・安定的な水供給に努めるため、施設官埋規程に基つく   兼務への影響はなかった。   水源施設から通常時の 1.5 倍の用水   導水を実施・	するなど関連施設の総
特に、渇水等の異常 間の調整が円滑になさ がなどが、 的確な施設管理を行い、利水者に対し、毎年度、過不足 ・渇水への対応としては、特 補給、きめ細かな取水・配水変更操作 力を結集し、	て水源施設から通常時
「一大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	月水補給、きめ細かな取
関係機関との調整を   業用水の水利用の変化   <sub>減に欠めたが</sub>	
図り、被害が顕在化   に対しても対応できる   整を行うとともに、適時的確な水源情報の発信、節水の   には、情報収集・共有に努   氏生荷や産業荷勤・の影響を軽減し   小・配小麦・コンサート・カン・カー・こ間を機関と開催する   一般を行うとともに、適時的確な水源情報の発信、節水の   には、情報収集・共有に努   氏生荷や産業荷勤・の影響を軽減し   小・配小麦・コンサート・カン・カー・これを機関と開催する   一般を行うとともに、適時的確な水源情報の発信、節水の   には、情報収集・共有に努   氏生荷や産業荷勤・の影響を軽減し   小・配小麦・コンサート・カン・カー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ	更操作を実施すること
う、その影響の軽減   進める。	Fによる国民生活や産業
に努めること。   ① 水象・気象等の情   するなどの効率的な水運用を行い、ダム貯留水を可能   動への影響の軽減を図っ   また、筑後川水系筑後川下流用水で   活動への影響	響を軽減した。
報及び利水者(水道事   な限り確保し、国民生活及び産業活動への影響の軽減   た。	台川水系筑後川下流用水
「現有等」の中込水量を	最大約 50%の節水規模
画の策定、取水・配水 が34年ぶりに"ゼロ"となる異常渇水となったが、降しとなる中、機構が主体的に「窓に行うために、筑後川下流用水水管」となったが、	農業利水者間の配水調
供給する。 実施するとともに、ダム、調整池、頭首工等を総合的に 活用により、渇水被害の軽 で変化するでが、これに応じて用水・用水水管 生き	
② 各利水者における 運用し、佐久間導水施設から導水することで、通常時と 減を図った。 供給に過不足が生じないよう 24 時間 した。刻々と	:変化する河川の状況に
効率的な水の利用に資   比べ約 1.5 倍となる補給を行い、農業用水や都市用水   また、筑後川水系において   体制・昼夜問わない分水工の遠方操作   応じて用水へ するよう、主要な水源   の需要に対応した。また、効率的な水利用に向けて利水   は、機構が主体的に関係機	供給に過不足が生じな
施設であるダム等の水   者等への水源情報の提供を通常の約6倍の頻度で行う   関等と情報共有を図ると などきめ細かな取水・配水操作を実施 いよう 24 時	時間体制・昼夜問わない
管理に関する情報を毎 とともに、節水対策協議会を5回開催し、機構が中心と ともに流況や作付状況を し、大きな混乱を生じさせず、利水者 分水工の遠	方操作などきめ細かな
日ウェブサイトにより なり節水率の調整や節水実施の合意形成を図った。 適切に把握し、取水や配水 がらの信頼を得ることにもつながっ 取水・配水樹 提供する。 ・	
また、渇水時には利 平成31年3月から令和元年5月に降雨が少なく、筑後 め細かに施設操作を行っ た。同水系両筑平野用水でも営農期で 乱を生じさせ	
水者相互の調整が円滑 川本川の流況が悪化した。 た。さらに、江川ダム・寺 た。間が木岡が上野川木とも古殿別と、記を上して	
	こもつながった。同水系
情報の充実を図り、河	水でも営農期で水需要
関係機関との一層の情 本部や水管理委員会の開催頻度を高め、利害の異なる 配水運営協議会を通常の 4 倍開催す が高まる 6	月に管理開始以降最低
報共有を図る。	こ陥ったが、 両筑平野配
③ 異常渇水が発生し   江川ダム及び寺内ダムでは、代かき期の貯水率が過去   対応タイムラインを皮切   であらには、河川管理   近場合には、河川管理   最低値を更新した。両筑平野用水では、各々のダムの利   りに、利根川水系、荒川水   平時は利水者別に貯水量を厳格に管   水運営協議:	会を通常の4倍開催す
者、利水者及び関係機 水容量に対し利水者ごとに貯水率を管理するが、この 系、淀川水系においても策 理する方式(いわゆる「貯金通帳方」るとともに、	
関との調整を図りなが 異常渇水に対応し、江川ダムと寺内ダムでの利水容量 定し、運用を開始した。こ なり ありょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ しょくしょ しょくしょく はんしょう しょくしょく はんしょく はんしんしんしょく はんしんしんしんしょく はんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんしんし	
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	水者別に貯水量を厳格
国民生活及び産業活動 ・淀川水系猪名川では少雨による一庫ダムの貯水量の減し対応力の向上が図られ、こしばを文がて、同力式にはりす、ケム間に管理する人	
の影響の軽減に努め 少に際し、令和3年4月から試行運用を開始した淀川 れらのうち、淀川水系では における利水容量の振替や都市用水 帳方式」)を	とっているが、渇水の非

④ 社会・経済情勢や 営農形態等の変化に伴 って都市用水及び農業 用水の水利用の変化の 有無を確認し、水利用 の実態把握に努める。

また、この結果を踏 まえ、必要に応じ、水 利権の更新に向けて河 川管理者、利水者及び 関係機関との協議と調 整を計画的に進める。

# 水の供給

日常的に水質情報を 把握し、安全で良質 化した場合及び水質 時には、河川管理者、 利水者及び関係機関 響の軽減に努めると ともに、必要に応じ その対応について率 先した役割を担うこ

(2) 安全で良質な用 (2) 安全で良質な用水 の供給

エンドユーザーまで安 心して水を利用できる な水の提供に努める よう、利水者に常に安 こと。また、水質が悪 全で良質な水を供給す

- 事故や第三者に起因 ① 良質な用水の供給 する突発事象等発生を図るため、全施設に おいて水質管理計画に 基づき日常的に水質情 との調整を図り、被 報を把握して利水者等 害が顕在化又は拡大│に提供するとともに、 しないよう、その影 | 気候変動による水質へ の影響の可能性も考慮 しつつ、富栄養化現象、 濁水長期化等の水質変 化現象への対策に取り 組む。
  - ② 河川管理者、利水 者及び関係機関との協 力を図りつつ平常時よ り管理上必要な情報共 有等を図る。
  - ③ 水質事故や第三者 に起因する突発事象等 を含む水質変化現象が 発生した場合には、迅 速に河川管理者、利水 者及び関係機関への情 報提供・共有を行い、 的確な施設操作や拡散 防止策等を関係機関と 連携して実施し、その 影響の回避・軽減に努 める。

また、機構が発注する 工事等に起因する水質 事故の防止を徹底する とともに、水質事故の 早期把握に努める。

水系渇水対応タイムラインに基づき、早期にダム貯水 状況等に関する情報提供を行ったことで、水道事業者 が節水開始の目安となる貯水率を下回る前に自主節水 を開始することに繋がった。 また、利水者の自主節水 に合わせたきめ細やかなダム操作は、ダム貯水量の延 命化に繋がったとして、日本ダムアワード 2021 におい て「低水管理賞」を受賞した。

・渇水対応タイムラインについては、全国のフルプラン 水系に先駆け、吉野川水系での策定を皮切りに、利根 川水系、荒川水系、淀川水系の4水系において策定し、 運用を開始(試行運用を含む)することで、関係機関相 互の連携を強化し、渇水対応力の向上を図ることがで きた。

### ウ. 水利用実態の把握と水利権更新に向けた調整

- ・近年の水利用の実態を踏まえた適正な水利計画の策定 及び河川協議を推進するため、本社、支社局及び事務所 の河川協議担当者が中心となって、都市用水及び農業 用水の水利使用に係る水需要動向や、近年の営農状況、 末端水利状況等諸調査を実施して水利用実態を把握す るとともに、水利権更新に向けての基礎資料とした。
- ・水利使用変更に向け、河川管理者、利水者及び関係機 関との協議調整を計画的かつ継続して進めた。両筑平 野用水、三重用水及び東総用水では農業用水の現状を 踏まえて河川管理者、利水者及び関係機関との協議調 整を進め、河川管理者の同意を得た。

 $[1-1-1(1) \ \textcircled{4} \ p. 24, 25]$ 

### エ. 計画的な水質管理

・管理する全施設において、毎年度、水質管理計画を策 定し、これに基づき水質状況の把握、水質情報の利水者 等への提供を行った。また、濁水長期化現象等が発生し た際は、利水者等への影響を軽減するため、選択取水設 備等を水質管理計画に基づき適切に運用した。

 $[1-1-1 (2) (1)(2) \text{ pp. } 26\sim27, 35]$ 

#### オ. 水質事故発生時等の影響の回避・軽減

- ・水路等施設の現場において、水質事故への備えを強化 し、水質事故が発生した場合の初動対応の迅速性の確 保や油流出事故等における被害拡大防止、効果的な吸 着作業が実施できるよう、毎年度、定期的にオイルフェ ンス等の設置訓練を実施した。水質事故対応訓練は、機 構単独で実施するほか、水質事故発生時における連携 強化に向けて、関係利水者と合同で実施するなど、より 機動的な対応を図るための取組を実施した。
- ・機構が発注する工事等に起因する水質事故を防止する ため、水質汚濁対策の実施を契約条件として付すとと もに、安全協議会等の場を活用して事故発生事例や必 要な対策の周知、工事現場での指導に取り組んだ。機構 発注業務に起因する水質事故は、平成30年度は1件、 令和元年度は1件、令和2年度は2件発生したが、事故 発生後は直ちに回収作業を実施し、利水者、第三者等へ の影響はなかった。事故発生に当たり、職員、受注者に 対し安全対策、再発防止策について周知、徹底した。
- ・水質事故発生時は、水質汚濁防止協議会等から水質事 故の場所や原因物質等の情報をリアルタイムで入手し つつ、機構の各施設に設置された油分計や油膜検知シ ステムの計測データ等を利水者等関係機関に対して迅 速に情報提供するとともに、監視体制の強化等必要な 対策を迅速に講じることで、事故による利水への影響 を回避した。

タイムラインの活用によ り、効果が発現した。また 一庫ダムは自主節水に併 せたダム操作を行い、この ことに対し「低水管理賞」 を受賞した。

- 都市用水及び農業用水の 水需要動向や営農動向調 査等諸調査により水利用 | 実態を把握するとともに、 水利使用変更に向け、河川 調整を計画的かつ継続し て進めた。
- ・全管理施設において水質 管理計画を策定し、当該計 画に基づく水質保全対策 等により安全で良質な用 水の供給を実施した。
- 機構が発注する工事等に 起因する水質事故を防止 するため、水質汚濁対策の 実施を工事の契約条件に んだ。機構発注業務に起因 する水質事故の発生に際 しては直ちに対応作業を 実施することで、利水者等 避・軽減につなげている。 への影響はなかった。
- ・水質事故の発生時には、水 質被害の拡大防止を図っ
- ・平成30年6月の豪雨によ の発生に対し、河川管理者 や利水者等と迅速な協議、 した対応で水道用水の減し 断水被害を回避、幹線水路 に滞留した高濁度水を希 釈するフラッシュ操作の 迅速な実施による浄水場 取水停止時間の短縮を通 じて影響の回避・軽減を図 った。この突発的事象を受 け、「異常高濁度時におけ る取水口等の運用方針 (案)」を作成し、高濁度 水発生に際しても浄水場 | の減断水被害を発生させ ることなく管理運用を実 施した。
- ・三重県企業庁の水道送水 管で発生した漏水事故で は、同企業庁からの要請を 受け、直ちに関係機関と調 整の上、速やかに取水系統

| から農業用水への振替や融通の調整 | 常事態を受けて、同方式に依らず、 を行ったことで、営農被害を防いだ。

平成30年度には、岐阜県下呂地区 での集中豪雨で、管理開始以降経験し たことのない、測定範囲上限の | 害を防いだ。 2,000mg/L を超える高濁度水が発生 した。機構は、河川管理者や利水者等 区での集中豪雨で、管理開始以降経 と連絡調整を図りつつ、迅速・的確に 管理者、利水者等との協議 取水施設や幹線水路の取水・配水操作 を実施し、その影響の回避・軽減に努力 めた。この事象を踏まえて、浄水場の 取水系統の切り替えや調整池からの「確に取水施設や幹線水路の取水・配 代替補給の実施等、高濁度時の取水停 止に伴う取水・配水運用を定めた「異 常高濁度時における取水口等の運用して、浄水場の取水系統の切り替えや 方針(案)」を策定した。令和2年度 にも同様の高濁度水が発生したが、同|濁度時の取水停止に伴う取水・配水 付し現場の指導に取り組 運用方針 (案) に基づき、関係者と迅 運用を定めた「異常高濁度時におけ 速かつ的確に情報共有し、取水・配水 操作を実施することで、その影響の回した。令和2年度にも同様の高濁度

の調整力及び対応力は注目すべきも のがあり、さらに令和2年度はコロナーにつなげている。 る飛騨川の異常高濁度水 | 禍においても用水の安定供給を着実 したと高く評価できる。

> を上回る成果が見込まれることから、 A評価とした。

善方策>

(特になし)

### くその他事項>

(外部有識者からの主な意見)

・渇水対応タイムラインを策定した □に即座に対応を行い、きめ細かなダ

ダム間における利水容量の振替や 都市用水から農業用水への振替や 融通の調整を行ったことで、営農被

平成 30 年度には、岐阜県下呂地 験したことのない、測定範囲上限の 2,000mg/L を超える高濁度水が発生 した。機構は、河川管理者や利水者 等と連絡調整を図りつつ、迅速・的 水操作を実施し、その影響の回避・ 軽減に努めた。この事象を踏まえ 調整池からの代替補給の実施等、高 る取水口等の運用方針(案) | を策定 水が発生したが、同運用方針(案) このように、国民生活や経済活動に一に基づき、関係者と迅速かつ的確に おいて必要な水を供給し続けた機構|情報共有し、取水・配水操作を実施 することで、その影響の回避・軽減

淀川水系猪名川では、令和2年度 に実施しており、難易度を「高」と設 | に続き令和3年度にも7月上旬以 調整を図り、利水者と連携 | 定した項目に対して確実に成果を出 | 降少雨傾向となり、水源となる一庫 ダムの貯水量が減少した。同年4月 以上を総合的に判断し、所期の目標 | に試行運用を開始した淀川水系渇 水対応タイムラインに基づき、早く から水道事業者に情報提供を行っ た結果、事業者間調整が進み、貯水 率 80%を下回る前の8月6日から <指摘事項、業務運営上の課題及び改 | 自主節水を開始した。その後の降雨 で8月30日に自主節水解除となっ たものの、10月以降再び少雨傾向と なり、貯水率 40%を下回る前の 10 月29日から自主節水を開始した。 この間、一庫ダムでは、下流利水

基準地点での1cm 単位の水位変動

カ. 水質事故発生時の対応

水路やダム貯水池等の機構施設やその周辺において、 交通事故や不法投棄といった第三者等に起因する油流 出等の水質事故が87件発生し、関係機関等で構成され る水質汚濁対策連絡協議会、利水者等と迅速な連絡調 整を図って情報を共有するとともに、必要に応じてオ イルフェンス、オイルマット設置等の拡散防止対策を 実施し、水質被害の拡大を防止した。

キ. 突発的な河川水の異常高濁度発生時の影響回避・低

・平成30年6月の岐阜県下呂地区での集中豪雨により、 飛騨川では水質測定計器の測定範囲上限を超える高濁 度水が流下し、木曽川用水(木曽川右岸施設)の白川取 水口での水質が急激に悪化した。

この管理開始以降経験のない髙濁度障害を受け、河川 管理者及び利水者等と迅速な協議、調整を図り、河川か らの取水量を減量するとともに、利水者側で浄水場の 取水系統を切替え、そのために必要な水源計画の検討 を行うことにより水道の減断水を回避した。また、地区 内調整池の貯留水を活用することで農業用水への安定 供給を図った。

河川水の濁度が沈静化した後は取水量を増量して幹線 水路内の高濁度水を希釈するフラッシュ操作を迅速に 実施することにより、濁度が浄水場で通常処理が可能 となるまでの沈降時間を約9時間短縮(推定)させ、浄 水場取水停止時間の低減に寄与した。

この経験のない突発的な高濁度障害を受け、直ちに水 道利水者等と協議を行い、「異常高濁度時における取水 口等の運用方針(案)」を策定した。平成30年7月豪 雨、令和2年7月豪雨で同様の水質悪化事象が発生し たものの、本運用方針(案)に基づく対応を行うことに より浄水場の減断水被害を発生させることなく管理運 用を実施した。

・平成31年3月に、木曽川用水から供給を受ける三重県 企業庁の送水管において漏水事故が発生し、送水管の 復旧が完了するまでの間、別系統からの振替供給が必 要となった。同企業庁からの要請を受け、直ちに河川管 理者及び利水者と調整し、取水系統の異なる三重用水 系統を活用した緊急振替供給を実施して、四日市市等 の受水市町(給水人口約1万9千人に相当)の減断水被 害を回避した。この取組に対して、利水者から感謝の意 が伝えられた。

[以上 1-1-1 (2) ③ pp. 28~35, 36]

の異なる三重用水系統か らの緊急振替供給を実施 し、この取組に対して、利 水者から感謝の意が伝え られた。

難易度「高」と設定された 本項目について、以上の取 組及び成果により、定量目 標を達成するなど中期目 標を十分に達成した。特に 平成 30 年度の高濁度障害 の発生時に適切に取水配 水操作を行ったこと、令和 元年度の渇水対応におい て厳しい水源状況にあっ て施設の総力を結集して きめ細かな補給操作を行 い、また各施設間の水融通 や利水者等との調整を行 うことにより水の安定供 給に努め、国民生活や産業 活動への影響の軽減を図 ったこと、更に令和3年度 に渇水対応タイムライン を利根川水系、荒川水系、 淀川水系において策定を 拡大、運用を開始し更に淀 川水系においては、渇水被 害の影響の低減の効果を 発現し、一庫ダムにて「低 水管理賞 | を受賞したこと は所期の目標を上回るも のと考えられるため、A評 価とした。

<課題と対応> 特になし。

ことにより浮き彫りになってきた ム操作による確保流量の維持に努 他の水系に横展開して活用してい ただければと思う。

く評価することができる。また、渇した。 水が生じない年も万が一の時に備 えた対策が着実に講じられている。 多数の土地改良区が関わる場合の 応できている。

・例年、全国各地で渇水が生じていた | 供給を着実に実施しており、難易度 が、関係機関と綿密な調整や弾力的 を「高」と設定した項目に対して確 な運用を行うことで、渇水被害を軽 減あるいは防止し、安定的な用水供 給に貢献したことは高く評価する ことができる。複数件発生した水質 標を上回る成果が得られたと認め 事故に対しても迅速かつ適切に対しられることから、A評価とした。 応している。以上より、量的にも質 的にも安定した用水の供給に貢献 したことから「A」評価に値する。

- ・渇水発生時の用水の安定供給は機 | 改善方策> 構の通常業務の範囲内と思われる ことから、次期中期計画の策定で は、これまでの実績に照らし困難度 を設定されたい。
- ・適切な渇水調整を図ると共に、きめ 細やかな施設操作などにより効果 的な水運用を実施したことについ て評価する。また、コロナ禍の影響 がある中で、利水等に影響が出ない ように業務を実施しているのは評 価できる。

視点や良かった点があれば、それをしめた。これら一庫ダムにおいて実施 した利水者の自主節水に合わせた きめ細やかなダム操作は、ダム貯水 ・令和元年度は例年にない大渇水に ┃量の延命化に繋がったとして、日本 見舞われたが、関係利水者との困難 ダムアワード 2021 において「低水 な調整を行って乗り切った点は高┃管理賞┃を受賞し、高い評価を受け

このように、国民生活や経済活動 において必要な水を供給し続けた 機構の調整力及び対応力は注目す 調整は困難を極めるが、それにも対 べきものがあり、さらに令和2年度 はコロナ禍においても用水の安定 実に成果を出したと高く評価でき

以上を総合的に判断し、所期の目

<指摘事項、業務運営上の課題及び (特になし)

<その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

・渇水対応タイムラインを策定し、 運用を開始したことによって現 れた課題等を活かし、より実態に 即したものに適宜修正していく ことが重要。また、近年の渇水リ スクの高まりに対して、関係機関 の連携強化により渇水時の影響 軽減を目指す取組は重要であり、 タイムラインに沿った関係者の 合同訓練を行うことにより、関係 者の意識も高まっていくものと 考える。

・渇水タイムラインについて、渇水

		が発生する前からダム管理者で
		ある機構と利水者が協力して自
		主節水による水源温存に繋げて
		いる点は、非常によい取組であ
		る。
		・適切な渇水調整を図ると共に、き
		め細やかな施設操作などにより
		効果的な水運用を実施したこと
		について評価する。

注)表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間に係る業務実績報告書」における記載箇所を示す。

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報									
1 - 2	洪水被害の防止・軽減	は水被害の防止・軽減								
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条							
策(国土交通省)	実現	別法条文など)								
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」(既に気候変動の影響が顕在化する中、国民生活・経	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48							
度	済にとって特に重要な7つの水資源開発水系において、国民生活・	レビュー(国土交通省)								
	経済に必要不可欠な「洪水被害の防止・軽減」を行うことが極めて									
	重要であるため。)									
	難易度:「高」(① 降雨等の定量予測については、ダム流域という比									
	較的狭いエリアが対象であるため、依然として精度上の技術的制約									
	があるなかで、確実な洪水調節を実施する必要があるため。② 近年									
	の気候変動等による局所的な豪雨や、記録的な短時間雨量など、施									
	設計画規模を超える洪水に対応しなければならない災害が増加し									
	つつあるため。③ 下流河川整備の状況を踏まえつつ、下流自治体等									
	と住民避難に関する情報等を共有しながら高度な専門技術を必要									
	とするダム等施設管理を的確に実施する必要があるため。)									

### 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報												
指標等	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度						
		前中期目標										
		期間最終年										
		度値										
洪水調節適正	洪水調節適正実施割	_	100%	100%	100%	100%						
実施割合 (計画値)	合(注1)100%											
洪水調節適正	洪水調節適正実施割	100%	100%	100%	100%	100%						
実施割合 (実績値)	合(注1)											
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%						

〈定量目標〉各年度の洪水調節適正実施割合:100%

- (注1) 洪水調節適正実施割合は、洪水回数に対して適正に洪水調節対応を行った割合である。
- (注2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配 賦した後の金額を記載。
- (注3)()は、ダム等の管理業務に係る予算額等を参考値として示すもので内数である。
- (注4) 従事人員数は、1月1日時点。
- (注5)独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

②主要なインプッ	ノト情報 (財務性	青報及び人員に	関する情報)		
	H30年度	R元年度	R 2年度	R3年度	
予算額(千円)	43, 573, 066	45, 967, 077	45, 457, 032	45, 909, 253	
	(25, 248, 571)	(26, 325, 416)	(26, 491, 796)	(26, 624, 401)	
決算額 (千円)	40, 331, 708	43, 589, 472	44, 491, 700	43, 960, 096	
	(23, 581, 250)	(25, 140, 793)	(26, 258, 906)	(25, 661, 224)	
経常費用 (千円)	110, 042, 915	111, 397, 356	114, 215, 290	112, 900, 938	
	(61, 611, 801)	(61, 757, 646)	(64, 011, 035)	(64, 399, 736)	
経常利益 (千円)	△1,031,805	△1, 190, 979	△1, 010, 864	△956, 335	
	(△703, 280)	$(\triangle 659, 364)$	$(\triangle 598, 726)$	$(\triangle 548, 442)$	
行政コスト(千円)	59, 342, 477	112, 673, 836	114, 177, 497	112, 978, 631	
	(34, 209, 572)	(62, 745, 839)	(64, 030, 097)	(64, 399, 736)	
従事人員数	850	862	873	878	
	(516)	(511)	(534)	(531)	/

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見	込評価)		(期間実績評価)
	閉(1)的確な洪水調節	<定量目標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A	評定	A
と含む。)防御の機能			マールナヤウが中体	評定: A	<評定に至っ	た理由〉		 至った理由>
スは流水の正常な様 €の維持と増進をそ		・各年度の洪水調節適正 実施割合 100%	ア. 洪水対応業務等実績  ・今中期目標期間中、洪水調節を目的に含む全 24 ダム	<ul><li>・台風や前線に伴う豪雨に対</li></ul>				
の目的に含む「特別		天旭剖白 100 /0	のうち延べ 65 ダムにおいて延べ 180 回の洪水調節	し、ダムにおいて的確な防		<b>等による洪水被害の</b>		台風等による洪水被害の
施設」の管理を行う			を実施し、ダム下流の洪水被害の防止・軽減を図り、	災操作により洪水調節を実	防止・軽減の力	とめ、洪水調節を適	<b>  軽減のたる</b>	め、洪水調節を適正に
ことから、治水機能		   <指標>	定量目標である洪水調節適正実施割合 100%を達成	施し、ダム下流域の洪水被	正に実施した	ことにより、定量目	たことに	より、定量目標である
を有するダム等施設 こおいては、的確な			した。	害の防止・軽減に貢献し、 定量目標である洪水調節適	標である「洪	水調節適正実施割	調節適正領	実施割合」は 100%を達
此水調節等の操作を			イ. 主な洪水対応実績	正実施割合 100%を達成し	合」は100%を	達成した。	平成 30 年	E7月豪雨に伴う洪水 <sup>*</sup>
テい、洪水被害の際		<評価の視点>	・平成30年7月豪雨は、岩屋ダム、日吉ダム、一庫ダ	た。				
上又は軽減を図るこ	<ul><li>□ る。</li><li>□ 洪水の発生に対</li></ul>	的確な洪水調節等を実	ムで管理開始以降最大の流域平均雨量、ダム計画雨 量を超えるこれまでに経験のないものとなった。	・特に、平成30年7月豪雨に		/ 月豪雨に伴う洪水		岩屋ダム流域の流域平
と。 また、下流で洪水初		施し、洪水被害の防止又	- 単を超えるこれまでに経験のないものとなった。 - ・岩屋ダムでは、ダムの洪水流量を超える流入量のピー	対する岩屋、日吉ダム、一	では、木曽川水	《系岩屋ダム流域の	量は管理	開始以降最大かつダム
<b>等の発生が予想され</b>		は軽減を図ることがで	クが3回発生する異例の三山洪水となる中、ダム下	庫ダムでの対応、令和元年	流域平均総雨	量は管理開始以降	雨量を超れ	え、洪水のピークが3
る場合及び既に被害		きたか。	流沿川の関係地方公共団体等からの相次ぐ異常洪水	の台風第 19 号に対する下	最大かつダム	の計画雨量を超え、	するとい	う異例の三山洪水とな
が発生している場合 こおいて、下流自治			時防災操作の開始時刻を遅らせて欲しい旨の要請を	久保ダム、草木ダムにおい	土水のピーク・	が 3 回発生すると		水に対して、管理開始
本から洪水被害軽減			踏まえ、異常洪水時防災操作開始水位を超えた後も、 その後の刻々と変化する降雨状況及びダム流入量の	ては、難易度の高い洪水調 節を行い、下流沿川の洪水				
こ係る要請があった			変化を捉え、洪水時最高水位までの残容量を計算し	被害の低減に大きく貢献し		山洪水となった。		常洪水時防災操作を
場合等は、今後の名			ながら、管理開始以来初めてとなる異常洪水時防災	た。岩屋ダムでは、「日本ダ	この洪水に	対して、管理開始以	た。その	際、ダム下流沿川の目
ム流域への降雨等で 動案しつつ可能な筆			操作について開始タイミングを見極めるという極め て難易度の高い洪水調節を実施した。	ムアワード2018」において、 「ダム大賞」及び「洪水調	来初となる異	常洪水時防災操作	から、住具	民避難の時間を確保で
	周 被害想定等につい			節賞」を受賞、草木ダムで	を実施した。そ	その際、ダム下流沿	異常洪水區	時防災操作の開始時刻
節よりも貯留量を地			考慮した時間当たりの放流量の増量限度を臨機に定	は令和2年度土木学会賞	川の自治体等:	から、住民避難の時	サフほしょ	いとの要請を相次い~
やして容量を有効に			めた操作を行いつつ、貯水容量の98%まで洪水を貯	(技術賞)、ダム工学会技術		ため異常洪水時防		アルタイムに実施する
古用する局度な操作 等に努めること。	F 団体へ説明し、当該 地域における浸水リ		留することで、管理開始以降最大となる洪水調節総 量約 5,900 万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入	賞をそれぞれ受賞する等、 社会的な貢献が高く評価さ				
かいかのうこと。	スクについての認識		時に下流へ流す水量を4割低減させ、ダム下流の東	れた。		時刻を遅らせてほ	" ' ' ' ' ' ' '	池の残容量を勘案して
	を共有する。		沓部地点の河川水位をダムがない場合と比べ、推定			を相次いで受けた	洪水時防	災操作の開始時間を過
	また、ダム等下流市		で最大約 1.0m低減させるなど、下流沿川の洪水被	<ul><li>・令和3年8月の前線による</li></ul>	ため、リアルタ	イムに実施する流	という難る	易度の高い洪水調節を
	町村の防災力の向上 に資するため、大規		害を軽減させた。   これらの一連の洪水調節は、下流域の洪水被害拡大	西日本から東日本の広い範 囲での大雨では、11 ダムで	   入予測や貯水	池の残容量を勘案	た。これに	により管理開始以降員
	模氾濫減災協議会に		防止を図る取組として、「日本ダムアワード 2018」に	延べ 22 回に及ぶ洪水調節				5,900 万㎡の洪水を見
	参加するほか、ダム		おいて、「ダム大賞」及び「洪水調節賞」を受賞する	を関係機関と連携して実施	して、共市保力			
	等の放流警報設備を		などの評価が得られた。	した。特に阿木川ダムや小			タムへのi	最大流入時に下流へ流
	情報伝達手段として活用することについ		・日吉ダムでは、異常洪水時防災操作移行後も、過去の 経験等を踏まえつつ下流の河川状況や降雨状況、降	石原川ダムにおいては、ダ ム下流へ流下量を大幅に減	高い洪水調節	を実施した。これに	を約4割	低減させ、ダム下流の
	て地方公共団体に働		雨予測等を勘案し、流入量に対して放流量を減量す	少させ、下流沿川の洪水被	より管理開始	以降最大となる総	点の水位を	を約1m低下させ、下泡
	きかけを行う。		る特別な操作を実施した。その結果、貯水位は洪水	害の低減に貢献した。	量約5,900万1	m³の洪水を貯留し、	水被害を	軽減した。これら対応
	③ 洪水時には、関係地大公共団体及び		時最高水位+0.40mの超過、治水容量の使用率にして 103%と、洪水時最高水位を超える水位まで洪水	・異常豪雨の頻発化に備えた				ード 2018 の「ダム大
	係地方公共団体及び関係機関に、防災、避		を貯留することで、過去最大と同等の洪水調節総量	ダムの洪水調節機能と情報				
	難等の判断に資する		約 4, 400 万㎡/s の洪水を貯留し、ダムへの最大流入	の充実に向けて(提言)に	9 (加里でが) 生	割低減させ、ダム下		節賞」を受賞するな。
	情報の提供等を適時		時に下流へ流す水量を約9割低減させ、ダム下流の	基づく取組として、ダム下	流の観測地点	の水位を約 1m 低下	価を受ける	E.
	的確に行う。		保津橋地点の河川水位をダムがない場合と比べて推 定で約0.76m以上低減させるなど、下流沿川の洪水	流河川における浸水想定図 等を作成し、河川管理者と	させ、下流域の	)洪水被害を軽減し	また、全	合和元年台風第 19 号
			被害を軽減させた。	調整し、公表を行うととも	た。これら対応	ぶは日本ダムアワー	に、利根	川水系草木ダムでは智
			・一庫ダムでは、管理開始以来初めてとなった異常洪水	に関係公共団体に提供し		びム大賞」及び「洪	以降最大的	値相当の流入量を観測
	(a) Et MANIE I > 100 >		時防災操作に当たり、操作開始予定時刻より50分も	た。また、異常洪水時防災				
	(2) 異常洪水に備えた対応の強化		早く異常洪水時防災操作開始水位に到達したもの の、ダム下流沿川の関係地方公共団体等が実施する	操作移行時に住民等に対し て的確に警報を伝えるた		を 賞するなど高い評		での浸水被害の発生が
	ス対心の強化   異常洪水における洪		の、タムト流沿川の関係地方公共団体寺が美麗する   水防活動や避難活動に要する時間を考慮し、操作開	め、堤内地向けのスピーカ	価を受けた。		れた。そう	うした中で、関係利水
	水被害の防止・軽減		始予定時刻より5分遅らせて操作を開始、降雨状況	一増設や無指向性サイレン	また、令和	元年台風第 19 号の	地方整備	局と協議を重ね、ダム
	に向けた取組の強化		を見ながら放流量を調整して所定の放流量に擦り付	の増設などの改良工事を実	接近時に、利相	<b>見川水系草木ダムで</b>	放流に加え	え事前放流も実施し、
	を図るため、既存施		けていくという特別な操作方法を行った。これらの 一連の防災操作により、貯水容量の93%まで洪水を	施した。放流警報手法の見 直しとして、全てのダムに				調節容量を確保する
	設の機能を最大限活	1	世の別火沫IFにより、別小台里の30/0まで供外を	旦しこして、王しのグムに	100 11 11 11 11 11	1 1 7K / NIE 1H -1 Y / 1/IL		MANUAL TECHENIA

貯留することで、管理開始以降最大となる洪水調節総量約1,600万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約8割低減させ、ダム下流の多田院地点の河川水位をダムがない場合と比べ推定で最大約0.75m以上低減させるなど、下流沿川の洪水被害を軽減させた。

- ・令和元年台風第19号では、下久保ダム、草木ダムにおいて管理開始以降、最大規模となる洪水に見舞われた
- ・下久保ダムでは、管理開始以降最大となる洪水に対し、降雨状況や流入予測、下流河川の状況、貯水池の安全性を勘案し、関係利水者、関東地方整備局と協議を重ね、事前放流や特別防災操作を的確に実施したことで、洪水調節容量の確保及びダムの洪水調節機能を最大限に活用し、利根川本川の洪水を安全に流下させ、ダム下流の洪水被害の防止・軽減を図った。これらの一連の防災操作により、約3,141万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約5割低減させ、ダム下流の若泉地点の河川水位をダムがない場合と比べて推定で約1.8m低減させた。
- ・草木ダムでは、非洪水期において管理開始以降最大となる洪水に対し、予備放流による洪水調節容量を確保しつつ、刻々と変化する降雨状況や流入予測等を捉え、ダム操作方法について検討した結果、施設管理規程に基づく通常のダム操作を実施した場合は異常洪水時防災操作を避けられないと予測され、ダム下流地点の浸水被害の発生が懸念された。関係利水者、関東地方整備局と協議を重ね、予備放流に加え事前放流を実施した。これらにより、管理開始以降、非洪水期において最大となる洪水に対して、約2,184万㎡の洪水を貯留し、ダム下流の高津戸地点の河川水位をダムがなかった場合と比べ推定で約2.6m低減させるなど、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。

この過去に例のない規模の事前放流を伴う洪水調節 が評価され、令和2年度に土木学会賞(技術賞)、ダ ム工学会技術賞を受賞した。

- ・令和2年7月豪雨では、寺内ダム、小石原川ダムにおいて、計画規模を超える最大流入量が記録された。
- ・寺内ダムでは、洪水被害の防止・軽減を図るため、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整を行いつつ、流出予測システムを活用することにより、防災操作を確実に実施した。これらの一連の防災操作により、約357万㎡の洪水を貯留し、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約6割低減させ、ダム下流の金丸橋地点での河川水位をダムがない場合と比べ推定で約1.57m(速報値)低減させて避難判断水位以下に抑えるなど、下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。
- ・試験湛水中の小石原川ダムでは、洪水被害の防止又は 軽減を図るため、試験湛水中における防災操作、管 理開始以降、初めての洪水対応であったが、必要な 態勢を確保し、関係機関との連絡調整を滞りなく行 うことで確実な防災操作を行った。これらの一連の 防災操作により、ほぼ全量の約1,000万㎡の洪水を 貯留し、ダム下流の栄田橋地点での河川水位をダム がない場合と比べ推定で約0.65m(速報値)低減さ せた。
- ・令和3年8月の前線による西日本から東日本の広い 範囲での大雨に対しては、11 ダムで延べ22回に及 ぶ洪水調節を本社・支社局、事務所が一体となり関 係機関等と連携し適正に実施することでダム下流域

おいて、緊急性が伝わる音 声放送の見直し及び異常洪 水時防災操作開始前の緊急 効果音の追加を行った。

- ・「既存ダムの洪水調節機能 の強化に向けた基本方針」 に基づき、河川管理者と協 働し、関係利水者の理解を 得た上で、一級水系の特定 施設24ダムと利水8ダム、 二級水系の利水5ダムで治 水協定を締結した。
- ・洪水調節を目的に含む全24 ダムにおいて、洪水期前に 防災操作説明会等を開催 し、洪水時におけるダムの 防災操作等について関係機 関との情報共有を行った。 また、ダム下流における住 民が避難行動を具体的に想 定できるよう地元説明会や チラシの配布等を行った。 ただし書き操作(異常洪水 時防災操作) 要領を所有す る18ダムでは、異常洪水時 防災操作での放流警報の緊 急効果音の説明会及び警報 の試験吹鳴等を行った。
- ・18 市町村と協定を締結し、 関係市町村がダムの放流警 報施設を使用し、流域住民 に洪水時の警戒避難の情報 伝達が行える体制を整備 し、地方公共団体との連携・ 協力体制を強化した。
- ・関係機関等へのダム防災操作等の情報伝達、ダム操作 演習など、洪水被害の防止・ 軽減に向けた取組を毎年度 着実に実施するとともに、 洪水調節状況等をリアルタ イムにウェブサイトで公表 した。

入量を観測し、ダム下流域での浸水被害の発生が懸念された。そうした中で、関係利水者、関東地方整備局と協議を重ね、ダムの予備放流に加え事前放流も実施し、計画以上の洪水調節容量を確保するとともに、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約6割カットし、ダム下流地点の水位を約2.6m低下させるなど洪水を安全に流下させた。

この洪水調節は令和 2 年度土 木学会賞(技術賞)とダム工学会 技術賞を受賞するなど高い評価 を受けた。

また、令和2年度には、令和元 年12月に政府が決定した「既存 ダムの洪水調節機能強化に向け た基本方針」を踏まえ、緊急時に 機構が管理する32ダム(利水ダ ムを含む)で利水容量を一時的に 洪水調節のために使用する「事前 放流」ができるよう関係利水者の 理解を取り付けて、事前放流の実 施方針等を定めた「治水協定」の 締結につなげるとともに、各ダム で事前放流の放流量や実施の判 断基準等を定めた「事前放流実施 要領」を策定した。これに基づき、 利水ダムを含む11ダムで延べ21 回の事前放流を実施したが、令和 2年7月豪雨時に木曽川水系牧尾 ダム等 8 つの利水ダムでの事前 放流等の実施により、氾濫危険水 位に達していた長野県上松町地 点の流量を約2割減少させる効 果を上げ、後日、関係3首長から 直接謝意を伝えられている。

このような厳しい状況下でも、 機構の持つダムの高い管理能力 と調整力を発揮して、下流域の洪 水被害を防止・軽減することで、

入量を観測し、ダム下流域での浸 に、ダムへの最大流入量時に下流へ流水被害の発生が懸念された。そう す水量を約6割カットし、ダム下流地した中で、関係利水者、関東地方 点の水位を約2.6m低下させるなど洪整備局と協議を重ね、ダムの予備 水を安全に流下させた。

この洪水調節は令和2年度土木学会賞 (技術賞)とダム工学会技術賞を受賞 するなど高い評価を受けた。

また、令和2年度には、令和元年12 月に政府が決定した「既存ダムの洪水 調節機能強化に向けた基本方針」を踏 まえ、緊急時に機構が管理する32ダム (利水ダムを含む) で利水容量を一時 的に洪水調節のために使用する「事前 放流」ができるよう関係利水者の理解 を取り付けて、事前放流の実施方針等 を定めた「治水協定」の締結につなげ るとともに、各ダムで事前放流の放流 量や実施の判断基準等を定めた「事前 放流実施要領」を策定した。これに基 づき、令和2年度は、利水ダムを含む 11 ダムで延べ 21 回、令和 3 年度は 10 ダムにおいて延べ 14 回の事前放流を 実施し、令和2年7月豪雨時には、木 曽川水系牧尾ダム等8基の利水ダムで の事前放流等の実施により、氾濫危険 水位に達していた長野県上松町地点の 流量を約2割減少させる効果を上げ、 後日、関係3首長から直接謝意を伝え られている。そして、令和3年8月の 前線による大雨時にも、予測雨量が 710mmを超え、ダムへの流入量予測に対 して通常の洪水操作では設計洪水位を 大きく超えるおそれがあったことか ら、河川管理者及び関係利水者等と凍 やかに協議調整を行うとともに、予備 放流水位の最低限度よりもさらに低い 貯水位まで低下させる操作を行うこと により、既存施設の機能を最大限活用 した洪水対応を実施した。後日、下流 5町村の首長より感謝の言葉が伝えら れたほか、この事前放流等の取組がテ

レビ等で多数報道された。

の洪水被害を防止・軽減した。

- ・阿木川ダムでは、管理開始以降2番目となる流入に対 して、必要な態勢を確保し、関係機関との連絡調整 を行いつつ、流出予測システムを活用するなどによ り、防災操作を確実に実施した。これらの一連の防 災操作により、約800万㎡の洪水を貯留するととも に、ダムへの最大流入量時に下流へ流す水量を約8 割低減し、ダム下流の大門地点の河川水位をダムが ない場合と比べ推定で約1.48m (速報値) 低減し、 下流沿川の洪水被害を防止・軽減した。
- ・小石原川ダムでは、試験湛水により貯水位が低く空き 容量が多い状況であったことから、降雨予測を踏ま え、ダムへ流入する河川水のほぼ全量に相当する約 1,255 万㎡の洪水を貯留し、ダム下流の栄田橋地点 の河川水位をダムがない場合と比べ推定で約0.83m (速報値) 低減させ、氾濫危険水位以下の 3.38mに 水位を抑えた。

 $[1-1-2(1) \ (1) \ pp. 39\sim 59, 64\sim 65]$ 

- ウ. 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と 情報の充実に向けて(提言)に基づく取組
- ・「異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能に関 する検討会」の提言に基づく取組を実施した。具体 的には、洪水予報河川又は水位周知河川に指定され ていないダム下流河川において、ダム計画規模を超 える出水 (ダムの異常洪水時防災操作時等) におけ る円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、想定最 大規模降雨による浸水想定図の作成を行い、河川管 理者又はダム管理者から公表していることを関係地 方公共団体に周知した。また、異常洪水時防災操作 移行時に住民等に対して的確に警報を伝えるため、 堤内地向けのスピーカー増設や無指向性サイレンの 増設等の改良工事を実施した。放流警報手法の見直 しとして、サイレン吹鳴、スピーカーによるアナウ ンスによって住民等に放流を伝える放流警報につい て、全てのダムにおいて、緊急性が伝わる警報手法 への見直しとして、音声放送の見直し及び異常洪水 時防災操作開始前の緊急効果音の追加を行った。
- エ. 既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針 に基づく取組
- ・「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に 基づき、一級水系に存する特定施設の24ダム及び利 水ダム8ダムについて、各地方整備局と協働して、 関係利水者等への説明を行い、理解を得た上で、令 和2年6月までに河川管理者、ダム管理者及び関係 利水者等との間で治水協定を締結した。二級水系に 存する利水ダム5ダムについては、令和3年4月ま でに治水協定を締結した。
- オ. 出水時の円滑な対応のための情報共有等
- ・洪水調節を目的に含む全24ダムで関係地方公共団体 への防災操作説明会等を洪水期前に開催し、洪水時 のダムの防災操作、ダム下流河川の状況等について、 河川管理者及び関係地方公共団体との情報共有を行 った。また、ダム操作やその際に提供される情報と その意味について正しく理解し、自らの避難行動を 具体的に想定できるよう、ダム操作に関する情報提 供等に関わる取組として、全ダムで地元地方公共団 体との調整のほか、地元説明会やチラシ配布等を実 施した。また、18 ダムにおいて異常洪水時防災操作 での放流警報の緊急効果音の説明会及び警報の試験 吹鳴等を行った。

・令和2年度は利水ダム3ダ ムで延べ8回の事前放流を 実施した。令和2年7月豪 雨においては、利水者も含 む関係機関と協議し、合意 を得た上で、牧尾ダムの貯 水機能を最大限に活用した 洪水対応により効果を上 げ、下流町村の首長より感 謝の意が表された。

令和3年8月の前線の停滞 に伴う大雨において、利水 ダム3ダムで延べ5回の事 前放流を実施した。特に牧 尾ダムでは、事前放流等の 実施により施設の機能を最 大限に活用した洪水対応を 行った。

- ・特別防災操作要領の策定に 向け、実施の可否等の検討 を行い、17ダムで実施要領 の具体的な検討及び関係機 関との調整を行い、6ダム で特別防災操作に関する要 領が定められた。
- 木曽川水系木曽川の味噌川 ダムの流域での降雨により 国土交通省の指示により特 別防災操作を行い、下流沿 川の洪水被害の防止・軽減 を図った。
- ・ただし書き操作(異常洪水 時防災操作)要領を所有す る 18 ダムにおいて、住民の 避難等の措置を勘案し、理 事長承認の追加、放流通知 の追加、危険防止のための 通知等について要領の改定 を行った。
- ・ 異常洪水時に的確な洪水調 節を行うため、河川管理者 と連携し、洪水被害の防止 又は軽減を図るため、18ダ ムで異常洪水時防災操作の 演習を実施した。
- ・難易度「高」と設定された本 項目について、以上の取組 及び成果により、定量目標 を達成するなど中期目標を 十分に達成した。特に、平 成 30 年7月豪雨に対する 岩屋ダムにおいて異常洪水 時防災操作開始時期を遅延 させ、住民の避難時間を確 保した対応や、令和元年台

大きく貢献しており、所期の目標 を上回る成果の達成が見込まれ ることから、A評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及 れることから、A評価とした。 び改善方策>

(特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・毎年、洪水調節に係る技術が向 上しており、安全が確保されて いると感じている。従来、国、 事業者の縦割りだったものが、 連携が増えてきている。これが 伸びてくると国や県で不足す るところを機構の技術力で補 えれば、国民に資すると思う。
- ・事前放流によって水位を下げ ることで洪水被害を防止する 取組は非常に効果的だと思う。 今後、事前放流は社会的要請と して求められるようになって くる。アンサンブル予測も活用 しながら検討を続けて技術力 を高めてほしい。
- ・ダムの特別防災操作を行う場 合、今まで経験したことのない ような状況下で、短時間で判断 しなければならない。ダム操作 の厳しさは、実際に経験した者 でなければわからない。リアル に経験した者のノウハウを、未 経験者にしっかり伝えていく こと、水平展開していくことが 大切。
- ・洪水被害防止・軽減のための洪 水調整の実施、事前放流による 対応が果たした貢献は大変大

国民の生命や財産を守ることに一このような厳しい状況下でも、機構の 持つダムの高い管理能力と調整力を発 揮して、下流域の洪水被害を防止・軽 減することで、国民の生命や財産を守 ることに大きく貢献しており、所期の 目標を上回る成果が得られたと認めら

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策> (特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・阿木川ダムにおける洪水時操作につ いて、令和3年8月の大雨では管理 開始以降2番目の最大流入量を記録 しているが、治水機能を発揮し、下流 被害の防止軽減を図っていることは 評価できる。
- ・作った施設を実際に運用して洪水被 害や渇水被害の軽減に繋げた実績は 素晴らしい成果。
- ・事前放流は社会的要請として求めら れるようになってくるかと思うが、 関係利水者の理解を得るためには、 アンサンブル予測の運用を行う等に より予測精度の向上を図っていくこ とも重要。
- ・災害の激甚化が問題となる中で、各 ダム施設にて過去最大級の降水に見 舞われつつも的確に対応し、下流沿 川の洪水被害を防止・軽減させたこ とは機構の持つ高い技術力と経験に 裏打ちされたものである。今後も維 持・向上及び継承に取り組まれたい。 また、現在は利水ダムを利用しての 洪水被害軽減にも取り組まれている が、一方で事前放流の結果、渇水被害 を受けることがないよう適切にコン トロールして頂きたい。

•	市町村がダムの放流警報設備等を流域住民への警戒	
	避難の情報伝達手段として活用することについて、	
	ダム下流の関係市町村に働きかけを行い、令和3年	
	度末において13ダムの18市町村と協定を締結した。	

- カ. 水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組
- ・水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組として、 関連河川の「大規模氾濫減災協議会」に参画し、出 水時におけるダムからの情報伝達や洪水発生時の対 応に関する説明を行うなど、情報の共有・リスクコ ミュニケーションに努めたほか、当該河川の危険箇 所等の共同点検活動に参加した。

[以上 1-1-2(1) ② pp. 59~63, 66]

- キ. 関係機関への洪水情報提供
- ・治水機能を有するダム等において、毎年度、関係機関 等に対し、ダムの防災操作や警報等の情報提供を確実 に実施した。
- ・防災操作等の通知文を見直し、分かりやすい文面にするとともに、地域住民を始め広く国民の理解を深めるよう、ウェブサイトにダムの洪水調節状況とその効果をリアルタイムで公表した。

 $[1-1-2(1) ② pp. 63\sim64, 66]$ 

- ・事前放流については、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針(令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議)」に基づき、水系ごとに治水協定を締結し、事前放流を実施することとなった特定施設のダム及び利水ダムにおいて、関係機関(河川管理者、利水者等)との調整を行い、特定施設の23ダム及び利水ダムの12ダムにおいて、事前放流実施要領を策定した。令和2年度は11ダムで延べ21回、令和3年度は10ダムで延べ14回の事前放流を行った。
- ・利水ダムの事前放流について、令和2年度は宇連ダムで1回、大島ダムで3回、牧尾ダムで4回の合計8回実施し、令和3年度は宇連ダムで1回、大島ダムで2回、牧尾ダムで2回の合計5回実施した。
- ・令和2年7月豪雨における牧尾ダムでは、ダムへの流入予測が設計洪水位を超えるおそれがあったことから、関係機関や関係利水者と協議し、理解を得た上でダムの貯水位を予備放流水位より下げる操作を行った。これらの一連の取組により、約1,500万㎡の洪水調節可能容量を確保し、最大約180㎡の放流量低減を図り、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。木曽川上流部では味噌川ダムの決水、調節容量に加えて牧尾ダム等8つの利水ダムにおける事前放流等の取組により、ダム下流の桃山水位観測所地点における流量を約2割低減させる効果があったものと推定された。豪雨後には下流3町村の首長が牧尾ダムに職員への感謝と激励に来所したほか、新聞、テレビ等で多く報道された。

また、令和3年8月の前線の停滞に伴う大雨においても、牧尾ダムはダムへの流入予測が設計洪水位を大きく超えるおそれがあったことから、事前放流等の実施により、約1,600万㎡の洪水調節可能容量を確保し、最大約360㎡/sの放流量低減を図り、既存施設の機能を最大限活用した洪水対応を行った。

・特別防災操作については、河川管理者とともに平成 29年度までに行った実施の可否や実施要領の検討を 踏まえ、特定施設の17ダムで実施要領の具体的な検

風第 19 号に対する草木ダ ムにおいて予備放流と事前 放流を行い、計画以上の洪 水を貯留した対応、利水ダ ム 12 ダムで事前放流実施 要領を策定し令和2年度に おいては延べ21回、令和3 年度には延べ 14 回の事前 放流を行った対応は、機構 の持つ高いダム管理技術力 を駆使して関係機関や河川 管理者等との連携を図りつ つ、洪水に対応する操作を 的確に行うことなどによ り、沿川の浸水被害を防止・ 低減して住民の生命・生活 を守ることに大きく貢献し たものであり、所期の目標 を上回るものと考えられる ため、A評価とした。

<課題と対応> 特になし。 きなものがあり、高く評価することができる。特に、平成30年の岩屋ダム、令和元年の草木ダムの頑張りはダムが有する洪水防止機能を世間に広く知らしめるものとなった。こうしたダムの機能を維持するための適正な改修を行うための予算措置と管理にあたることができる人員の確保が求められるところである。

- ・毎年、全国各地で頻発する集中 豪雨や台風に伴う洪水被害を 軽減もしくは防止するため、洪 水調節を適切に実施している。 過去に例のない降雨特性や流 入状況に対する難易度の高い 洪水調節を行い、ダム機能を最 大限活用することで洪水被害 の軽減に貢献し、下流域の貴重 な人命や公共財を守ったこと は極めて意義深い。以上より、 「A」評価にふさわしいと判断 される。
- ・災害の激甚化が問題となる中で、各ダム施設にて過去最大級の洪水に見舞われつつも的確に対応し、下流沿川の洪水被害を防止・軽減させたことは機構の持つ高い技術力と経験に裏打ちされたものである。今後も維持・向上及び伝承に取り組まれたい。

討及び関係機関との調整を行い、6ダムについて特		
別防災操作に関する要領が河川管理者により定めら		
れた。		
・木曽川水系木曽川の味噌川ダムの流域で、前線の影響		
により令和3年5月20日14時から22日1時まで		
に 159 ㎜の降雨があり、この降雨によってダムの下		
流河川では氾濫の恐れが生じたことから、国土交通		
省中部地方整備局木曽川水系ダム統合管理事務所の		
指示により、ダムへの流入量のほぼ全量を貯留する		
特別防災操作を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防		
止・軽減を図った。また、8月12日から8月15日		
までに総雨量 350.4 mmを記録した降雨では、最大流		
入量毎秒約 130 m³/s の時に、約 77 %に相当する毎		
秒約 100 m³/sの水をダムに貯留する特別防災操作		
を行い、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減を図		
った。		
・ただし書き操作(異常洪水時防災操作)要領を策定し		
ている 18 ダムにおいて、住民の避難等の措置を勘案		
し、理事長承認の追加、放流通知の追加、危険防止		
のための通知等について要領の改定を行った。		
・平成30年度より毎年度、異常洪水時防災操作要領を		
策定している全18ダムにおいて、ダムの計画規模を		
超える洪水に対して、異常洪水時防災操作の演習を		
行った。演習では、国土交通省のダム統合管理事務		
所等との連携を想定し、異常洪水時防災操作時にお		
いて、ダム下流河川の水位上昇と危険箇所の状況を		
考慮し、ダムの空き容量を最大限活用して貯留する		
ことで放流量を抑制し、ダム下流沿川の浸水被害を		
最小限に抑える特別防災操作を試行的に実施する訓		
練を行った。		
$[1-1-2(2) \text{ pp. } 67\sim75]$		

注)表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間に係る業務実績報告書」における記載箇所を示す。

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報								
1-3	危機的状況への的確な対応	機的状況への的確な対応							
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条						
策(国土交通省)	実現	別法条文など)							
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する								
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」(近年、風水害、渇水地震等の災害が多発化、激甚化	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48						
度	しつつある中で、国民生活・経済に必要不可欠な水資源開発施設の	レビュー(国土交通省)							
	被災等を極力軽減し、早期に復旧を図ることは極めて重要であるた								
	め。また、他機関施設の被災時に、機構の有する高い技術力等を活								
	かし、被災による影響の軽減や早期復旧のための支援を行うことが								
	極めて重要であるため。)								
	難易度:「高」(目標として、①風水害、大規模地震、異常渇水等の								
	危機的状況については、様々な被害状況等に対応できるよう、十分								
	な危機管理体制を整備する必要があると同時に、発生した被害状況								
	に応じて高い技術力を必要とする迅速な施設復旧を行うこと。②被								
	災状況等に応じて協力業者、物資等の確保や備蓄資材を活用した直								
	営の支援を実施するなど、機構の業務に支障のない範囲で、機構の								
	技術力を活かした他機関施設の復旧対応等、他機関への迅速な支援								
	を行うことを設定しているため。)								

2.	2. 主要な経年データ													
	D主要なアウトプッ	ト (アウト	カム)情報			②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
	指標等	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R 2年度	R3年度	/		H30 年度	R元年度	R 2年度	R3年度	
			前中期目標					/						/
			期間最終年					/						/
			度値					/						
3	災害対応訓練の実施	_	280 回	383 回	404 回	392 回	394 回		予算額(千円)	178, 828, 196	165, 819, 616	144, 222, 353	135, 138, 580	
	可数		(注1)											
									決算額(千円)	160, 451, 593	153, 162, 014	146, 830, 590	131, 950, 355	
									経常費用(千円)	118, 859, 816	119, 734, 496	127, 295, 882	126, 926, 517	
									経常利益 (千円)	△1, 039, 598	$\triangle 1,723,594$	574, 673	△552, 972	
									行政コスト (千円)	59, 833, 829	121, 269, 332	127, 520, 997	127, 250, 608	
									従事人員数	1, 312	1, 296	1, 285	1, 270	

- 〈指標〉各年度の災害対応訓練の実施回数
- (注1) 第3期中期目標期間の平均実施回数(見込み)による。
- (注2) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注3)本項目に係る業務は、ダム・水路等の建設・管理の一環として全社的に取り組んでいるものであり、本項目に相当する的確なセグメント情報を有しておらず、参考となるインプット情報を算出することも技術的に困難なため、機構 全体の計数としている。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	価		主務大臣に	よる評価	i	
			業務実績	自己評価		(見込評価)		(期間実績詞	評価)
	(1)-1 危機的状況に	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	A	評定		A
的状況への的確な対		_	ア 第冊田判御加珊乳借取が配担カメラの敷借	評定 : A	-	 ご至った理由>	<評定に	至った理由	>
応 地震等の大規模災	備えの強化 大規模地震の発生時		ア. 管理用制御処理設備及び監視カメラの整備 ・ダム、堰及び水路の効率的かつ迅速な施設管理を推進	  ・管理用制御処理設備の整備					
害、水インフラの老		<その他の指標>	するための管理用制御処理設備の整備について、新宮	などを着実に進め、防災時	厄機的	り状況の発生に備え、平時か		状況の発生	
朽化に伴う大規模な	の機能が最低限維持	各年度の災害対応訓練	ダム、矢木沢ダム、早明浦ダム及び布目ダムで完了さ	等における確実な施設操作	ら国等と	この連携訓練を含む災害対応	から国等	との連携訓	練を含む災
事故、危機的な渇水	できるよう、様々な	の実施回数	せ、下久保ダム、草木ダム及び滝沢ダムで着手すると	の充実を図った。	訓練(危	機管理訓練)を実施し、関係	対応訓練	(危機管理	訓練)を剝
等の危機時において も最低限必要な水を	事態に対して確実に対応するために各種	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ともに、施設のリアルタイム映像による監視のための 監視カメラの整備を大山ダム、利根川河口堰、一庫ダ	  ・災害時の融通等を図るため	機関との	)連携強化、可搬式浄水装置		幾関との連携	<b>善強化、可</b>
確保するため、日頃		ATT OF L	ム、大和田機場及び長良川河口堰において完了させる	保有する備蓄資機材の情報		炎水化装置) やポンプ車の操			
から危機的状況を想	また、大規模地震、水	<評価の視点>	ことにより、防災時等における確実な施設操作の充実	を共有するなど、関係機関					
定し、対応マニュア	インフラの老朽化に	危機的状況に備え、日頃から危機管理体制の整	を図った。	との連携強化を図った。	作訓練到	<b>尾施、漏水事故対応マニュア</b>	プ軍の擦	作訓練実施	、漏水事
ルの整備や訓練等を 実施するなど、危機	伴う大規模な事故、異常渇水等の危機的	144 = 1.1 /. In take > 2 + + 1.11 take	(1-1-3(1)-1	  ・大規模地震、異常渇水等不	ル (案)	等の各種マニュアルの作成・	応マニュ	アル (案) 等	の各種マ
<b>管理体制の整備・強</b>	状況の発生に対して	理能力の強化を図り、危	イ. 関係機関との情報共有	測の事態に対して的確な対	運用、管	管理施設等の迅速な災害復旧	アルの作	成・運用、管	理施設等
化により、危機的状	も、被害拡大の防止、	機的状況の発生時には	・(一社) 日本工業用水協会が整備している備蓄資材デ	応を図るため、危機的状況	対応かり	どに継続的に取り組み、危機	   凍か災生	(復旧対応か	どに継続
況の発生時には的確	水の安定供給、施設	的確な対応を図ったか。	ータベースに登録している機構の備蓄資材データを	を想定した各種訓練を国等					
な対応を図ること。	機能の早期回復に努	災害発生時に迅速な復	毎年更新し関係機関との情報共有を行った。	と連携して今中期目標期間		」の維持・向上に努めた。各年		、危機管理能	
また、災害発生時の迅速な災害復旧工事	めるため、平常時より防災業務計画を適	10 - + + 66 3 + + 16 3 3 3 3	・平成30年12月に(公社)日本水道協会と災害発生時 に飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を図るため、	で平均393回実施した。これは第3期中期目標期間の	度の災害	害対応訓練実施回数は平均	上に努め	た。各年度	の災害対
等を的確に実施する	宜見直し、実践的な	明 医	支援活動に関する「災害時における支援活動に関する	平均実施回数(見込み・280	393 回で	あり、前・中期目標期間の平	練実施回	数は平均 39	13 回であ
とともに、保有する	訓練の実施等の様々	っているか。	協定」を締結し危機管理体制の強化を図った。	回)を大きく上回るものであ	均回数 2	80回を大幅に上回った。	前•中期	目標期間の平	Z均回数 28
備蓄資機材の情報共	な取組を進める。			り、危機的状況への対応力強		災害時においては他機関へ		上回った。	<b>7</b> —251-
有、災害時の融通等、 関係機関との連携を	① ダム、堰及び水 路の効率的かつ迅速		ウ. 危機的状況を想定した訓練 ・国土交通省、利根川流域1都6県等が主催する利根川	化に繋がった。					
対応機関との連携を 図ること。	な施設管理を推進す		水系連合・総合水防訓練等各水系で開催された演習等	・災害支援対応研修を実施す	の支援を	と積極的に実施した。平成30	また、	災害時にお	いては他
<b>4 9 9 9</b>	るため、管理用制御		に参加し、防災関係機関が一体となった実効性のある	るなど、災害支援に携わる	年7月	豪雨時には、甚大な被害を受	への支援	を積極的に	実施した
	処理設備を計画的に		防災訓練を実施するなど関係機関との連携を図った。	人材育成とさらなる危機管	けた広島	場県三原市へ機構の所有する	成 30 年	7月豪雨時に	は、甚大
	整備・更新する他、施設のリアルタイム映		・大規模地震、異常渇水等不測の事態に対して的確な対応を図るため、危機的状況を想定した各種訓練を今中	理能力の向上を図った	可搬式消	予水装置 2 台及び職員を派遣	 	た広島県三	原市へ機
	像による監視を目的		期目標期間で平均393回実施した。これは、指標であ	   ・46 棟の防災宿舎について、					
	としたネットワーク		る第3期中期目標期間の平均実施回数(見込み)であ	危機管理体制維持のための		日々広島県企業局と連携を図			
	カメラ等の整備を行		る 280 回を大きく上回る実施回数 (140%) であり、危	整備を着実に進めた。	り、被災	災地での断水情報と被災地ニ	職員を派	遣して、日	々広島県
	い、防災時等におけ		機的状況に対する対応力の強化に繋がった。また、個別訓練として、情報伝達訓練、設備操作訓練、水質事	  ・業務継続計画(新型インフ	ーズを批	三握しつつ、8 日間で総量約	局と連携	を図り、被	災地での
	る確実な施設操作の 充実を図る。		が可様として、情報伝達可様、設備操作可様、小賞事故対応訓練を実施したほか、非常参集時における通勤	<ul><li>・果傍極祝計画(利望インノ ルエンザ編)の改訂に向け、</li></ul>	38, 000	リットルの飲料水等の応急給	情報と初	皮災地ニース	ズを把握
	② 備蓄資機材の融		ルートに係るハザードマップを確認するなど、職員の	令和2年12月に試行版業務		実施した。		間で総量約:	
	通や情報共有等に加		防災意識と危機管理能力の向上を図った。	継続計画(新型インフルエ					
	え、大規模地震、水イ		・毎年度、職員を対象とした災害支援対応研修を実施	ンザ等編)を作成し、最新の		は、機構の自発的判断に基づ	ルの飲料	水等の応急	給水文援
	ンフラの老朽化に伴 う大規模な事故、異		し、災害支援の基礎知識及び災害支援に携わる人材育 成、危機管理能力の向上を図った。また、支援活動を	情報による見直し等の必要性を確認しながら運用し	く初のフ	プッシュ型支援であったが、	施した。		
	常渇水等の危機的状		実施することを想定し、可搬式浄水装置及びポンプ車	た。感染予防等対応マニュ	機構はご	このときの経験と反省を踏ま	これは	、機構の自	発的判断
	況を想定した訓練を		について訓練を実施し、操作方法の習熟を図った。	アルを作成し、あわせて感		社) 日本水道協会のネットワ	   づく初の	プッシュ型	支援であ
	国及び関係機関と連		$(1-1-3(1)-1 ② pp. 77\sim81, 83)$	染予防等対応マニュアルの		後構の技術力を結びつけるこ		はこのとき	
	携して実施する。また、非常時参集訓練、		エ. 防災宿舎の適切な整備	周知徹底を図った。					
	設備操作訓練、備蓄		・危機管理体制維持のため、46 棟の防災宿舎について	・地中管水路での供給形態を	とで効果	<b>県的・効率的な支援が可能と</b>	を踏まえ 	、(公社)日	本水道協
	資機材等を活用した		改修等により適切な整備を実施した。	含む 18 施設において「水路	なるよう	に、平成30年12月7日に	ネットワ	ークと機構	の技術力
	訓練等の個別訓練を		(1-1-3(1)-1③ p. 81, 83)	施設漏水事故対応マニュア	同協会と	と「災害時における支援活動	びつける	ことで効果	的•効率
	実施することにより、		子 在機能理体制の強ル	ル(案)」を作成・運用する		協定」を締結し、その後の支		能となるよ	
	り、危機管理能力の向上を図り、発災時		オ. 危機監理体制の強化 ・防災業務の初動班体制等、現場からの情報収集の効率	ことにより、漏水事故の発 生時に代替水源の切替え等					
	の被害の軽減に努め		化を図るために令和2年3月に防災業務計画本社細	の対応を迅速に実施し、早		っす工夫を行っている。また、		7日に同協会	
	る。		則の改訂を行い、危機管理体制を強化した。	期の用水供給の確保、被害	同協定は	こ基づき、渇水の発生した福	おける支	援活動に関	する協定
	③ 危機管理体制維		・新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、ワクチン接	の拡大を防止した。	岡県新宮	宮町相島に可搬式浄水装置及	締結し、	その後の支	援に活か
	持のため、防災宿舎の済切れ敷借も実施		種を計画的に進めるための試行版業務継続計画(新型	・「異常高濁度時における取				ている。また	
	の適切な整備を実施		インフルエンザ等編)の見直しを行い、最新の情報に	・   共币同側及时にわりる収	しかりで	いたノッス四人扱で目で、	7.6117	1 30 A1	

- する。
- ④ 防災業務計画、 業務継続計画等につ いて、災害対応や防 災訓練等を踏まえ、 必要に応じて改訂を 行い、危機管理体制 の強化を図る。
- ⑤ 水質事故や漏水 等、突発事象の発生 により取水停止した 場合に速やかに水融 通や代替取水等の対 応ができるよう、対 応マニュアルを整備 する等危機管理対策 を強化する。
- ⑥ 災害時の復旧工 事における借地等に 係る損失補償を、迅 速かつ適切に行うた めのマニュアルを整 備する。
- (1)-2 危機的状況の 発生に対する的確な 対応

危機的状況の発生に 対しても、的確な対 応を行い、被害拡大 の防止、水の安定供 給、施設機能の早期 回復に努める。

- ① 大規模地震、風 水害等により危機的 状況が発生した場合 には、防災業務計画 及び業務継続計画に 基づき、迅速な情報 収集・伝達を図ると ともに、施設の安全 の確保と用水の安定 供給に努める。
- ② 大規模地震、水 インフラの老朽化に 伴う大規模な事故、 異常渇水等におい て、可搬式浄水装置、 ポンプ車を含む備蓄 資機材等を活用し、 最低限の用水の確保 及び速やかな復旧に 努める。
- ③ 武力攻撃事態等 が発生した場合に は、国民保護業務計 画等に基づき、対策 本部の設置、関係機 関との密接な連携及 び施設の安全確認等 の国民保護措置等を 迅速かつ的確に実施 する。

- よる見直し等の必要性を確認しながら運用した。あわ せて、感染予防等対応マニュアル等の周知徹底を図っ
- ・災害対応や防災訓練等を踏まえた防災業務計画等の 改訂を行うことで危機管理体制の強化を図ったほか, 地域防災連携窓口に係る関係市町村等を 180 組織ま で拡大するなど、関係機関との連携強化を図った。 [1-1-3(1)-1 4] pp.  $81 \sim 82, 83$
- カ. 代替取水等の対応マニュアル案の作成
- ・漏水等の突発事象が発生した場合の迅速な初動対応 や応急復旧対応、事前対策としての代替供給策の検討 等について、現場それぞれのマニュアルを作成するた めの指針となる「水路施設漏水事故対応マニュアル作 成指針」を平成30年6月に作成した。地中構造物で 管水路型式に類する供給形態を含む 18 施設をモデル 的に抽出し、本指針に基づく現場それぞれの「漏水事 故対応マニュアル」を平成30年度に作成し、令和元 年度より本格運用した。運用開始以降延べ 29 件の漏 水事故の発生に当たり、本マニュアルに基づく迅速な 対応で、用水供給の確保、被害拡大の防止を図った。
- ・平成30年6月の豪雨により発生した、木曽川用水の 経験のない突発的な高濁度障害を受け、直ちに水道利 水者と協議を行い、浄水場の取水系統の振替、地区内 調整池を経由する農業用水の当該調整池からの代替 補給等、高濁度時における取水停止に伴う取水・配水 運用として「異常高濁度時における取水口等の運用方 針(案)」を作成した。平成30年7月豪雨を始め同様 の水質悪化事象の発生に対し、この運用方針(案)に 基づく対応を図ることで浄水場の減断水被害を発生 させることなく管理運用を行った。
- 大規模地震発生時の施設操作指針については、令和元 年度に、南海トラフ地震に関する情報が発表された場 合の対応を、関連する5施設で見直しを行った。印旛 沼開発施設及び房総導水路施設では、水質事故発生時 の連絡体制や水源の切替え方法等、初動対応の迅速性 や被害拡大防止に対応するための対応マニュアルを 作成した。

 $(1-1-3(1)-1 \odot p. 82, 83 \sim 84)$ 

- キ. 災害復旧工事における工事用借地に係る損失補償マ ニュアルの作成及び充実
- 災害時の復旧工事における借地等に係る損失補償を、 迅速かつ適切に行うため、東日本大震災に伴う霞ヶ浦 用水の復旧作業経験者の意見を踏まえて、「災害時の 復旧工事における工事用借地に係る損失補償マニュ アル (案)」を作成し、現場の意見を反映して改善した 上で成案化した。また、大規模災害発生時に備えて日 頃から準備しておくべき資料の把握及び点検の実施 を各事務所に促すとともに、実施状況について、各種 ヒアリング等を通じて確認を行い、勉強会等を通じて 認識を高める取組を行った。

 $[1-1-3(1)-1 \ \ 6]$  p.  $82\sim83,84$ ]

- ク. 危機的状況が発生した場合の施設の安全の確保と用 水の安定供給
- ・今中期目標期間中、機構が管理する施設において安全 点検が必要となる地震が計24回発生した。これらの 地震が発生した際には、防災業務計画等に基づき迅速 に防災態勢を執り、23施設において延べ49回の臨 時点検を行い、施設の安全を確認した上で、用水の安 定供給を継続した。
- ・また、台風及び前線の影響による洪水調節を延べ339

水口等の運用方針(案)」を 作成し、平成30年7月豪雨 を始め、その後の水質悪化 象において同運用方針(案) に基づき、浄水場の断減水 被害を生じさせることなく 管理運用を行った。

- 大規模地震発生時の施設操 作指針について、南海トラ フ地震に関する情報が発表 された場合の対応の見直し を行うなど、既存操作指針 等の見直しやマニュアルを 作成した。
- ・「災害時の復旧工事におけ る工事用借地に係る損失補 償マニュアル」を作成・成案 化した。改善すべき点につ いて、研修等を通じて周知、 意見を聴取し改善を図っ
- ・地震発生に対し速やかに防 災態勢を取り、臨時点検に より施設の安全を確保した 上で用水の安定供給を継続 した。
- ・洪水調節を延べ339回実施 し、的確な対応により洪水 被害の軽減に貢献した。
- ・災害や漏水事故の際に、各 地に分散配備した機材や備 蓄資材を活用し、被害の軽 減や通水機能の早期復旧を 果たした。
- ・日頃より国民保護訓練への 参加や官民一体となったテ ロ対策の推進を図るととも に、武力攻撃事態等への対 応に備え、防災態勢の維持、 防災業務計画及び国民保護 業務計画に基づく適切な措 置を講じ、国民の安全・安心 の確保に万全を期すなど的 確な危機管理対応を行っ
- ・平成30年度から令和3年度 にかけて発生したダム貯水 池への大量の流木や土砂の 堆積等による災害に対し て、ダム機能を維持するた めの復旧を適切に行った。
- ・平成30年度から令和3年度 にかけて発生した水路等施 設の調整池、管理用道路の 法面崩落等の被害に対し

162 日間という長きにわたり渇水対 | づき、渇水の発生した福岡県新宮 策に大きく貢献した。

近に上陸した際には、成田市等での | 間という長きにわたり渇水対策に 広域的な停電が発生し、排水機場、水 大きく貢献した。 道施設、集落排水施設に大きな影響 が生じたが、機構は保有するポンプ 車、発動発電機及び職員を派遣して 排水及び代替電源支援を実施し、約 機場、水道施設、集落排水施設に大 2,000 世帯の断水解消に貢献した。

このように、機構はその技術力を | するポンプ車、発動発電機及び職 活かして全国各地の被災地に対して 員を派遣して排水及び代替電源支 迅速な支援を行っており、被災地の | 援を実施し、約 2,000 世帯の断水 首長等から感謝状を多数受けるな | 解消に貢献した。 ど、その信頼を得たことは高く評価 できる。

以上を総合的に判断し、所期の目しの施設で防災態勢を執り、警戒に 標を上回る成果が見込まれることか ら、A評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策>

(特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・被災した自治体等に的確な支援を しっかり行っており、感謝状等を 多く受けている。A評価に値する 取組である。
- ・日本水道協会と支援活動に関する 高く評価できる。 協定を締結し、プッシュ型支援を **積極的に展開するようになった点 ┃ 目標を上回る成果が得られたと認** は高く評価することができる。可 搬式浄水装置とポンプ車は大いに < 指摘事項、業務運営上の課題及 活躍しており、今後危機的状況が「び改善方策> 頻発するようであれば、その拡充 のための予算措置を求めてもよい ように思う。
- ・全国各地の複数の地方自治体にお <その他事項>

町相島に可搬式浄水装置及び職員 令和元年度台風第 15 号が千葉市付 を派遣する技術支援を行い、162 日

> 令和元年度台風第15号が千葉市 付近に上陸した際には、成田市等 での広域的な停電が発生し、排水 きな影響が生じたが、機構は保有

令和3年8月の前線による大雨 においては、筑後川局管内の全て あたるとともに、寺内ダムでは異 常洪水時防災操作を行う恐れがあ り非常態勢が発令されるような切 迫した状況であったが、深刻な浸 水被害を受けていた福岡県大川市 と柳川市からの至急の排水支援要 請を受け、防災態勢下における限 られた要員の中で排水支援を実施 し、後日両市より感謝状を受領し た。

このように、機構はその技術力 を活かして全国各地の被災地に対 して迅速な支援を行っており、被 災地の首長等から感謝状を多数受 けるなど、その信頼を得たことは

以上を総合的に判断し、所期の められることから、A評価とした。

(特になし)

④ 災害等の発生に 伴い、施設被害が発 生した場合には、で きるだけ早期に応急 復旧を行うととも に、従来の機能等を 早期に回復できるよ う迅速に災害復旧工 事を実施する。

工事に係るもの)

都道府県等を技術的 | 独立行政法人水資源 に支援するため、機 機構法 (平成 14 年法 構法第19条の2第1 律第182号。以下「機 項に規定する特定河 構法 という。)第19 川工事の代行(特定 条の2第1項に規定 災害復旧工事に係る する特定河川工事の もの)を都道府県知 代行(特定災害復旧 事等から要請され、 工事に係るもの)を 機構が実施すること 都道府県知事等から が適当であると認め 要請され、機構が実 られる場合には、機 施することが適当で 構が有する知識・経┃あると認められる場 験や技術等を活用し合には、機構が有す し、特定河川工事の「る知識・経験や技術 代行の適切な実施を「等を活用し、特定河 図ること。

他機関への支援

機構は、災害対策 基本法に基づく指定 基づく指定公共機関 公共機関に指定され に指定されているこ ていることから、国、とから、国、被災地方 被災地方公共団体及 公共団体及びその他 びその他の関係機関 の関係機関から災害 から災害等に係る支 等に係る支援の要請 援の要請を受けた場を受けた場合におい 合において、水資源 て、業務に支障のな 開発水系における い範囲で、被害が顕 安定した供給」と「洪」よう機構の技術力を 水被害の防止・軽減」 活かした支援等に努 という業務に支障のしめる。 ない範囲で、被害が 顕在化又は拡大しな 努めること。

までの災害支援の実に努める。 締結等に努めるこ 性がある段階等で支

(2) 特定河川工事の (2) 特定河川工事の 代行(特定災害復旧 | 代行(特定災害復旧

工事に係るもの) 川工事の代行の適切 な実施を図る。

(3) 災害時における (3) 災害時における 他機関への支援

災害対策基本法に 「安全で良質な水の」在化又は拡大しない

また、機構として 実施可能な災害支援 いよう機構の技術力しの方策について、あ を活かした支援等にしらかじめまとめた上 で関係機関等との災 そのために、これ 害支援協定の締結等

績を踏まえ、機構と なお、災害等は発生 して実施可能な災害 場所や被災規模等の 支援の方策につい「予見が難しく、発生」 て、あらかじめまと「時の状況把握にも時 めた上で関係機関等┃間を要することか との災害支援協定の「ら、災害発生の可能

回実施した。いずれも的確な対応により洪水被害の軽 減に貢献した。[1-1-3(1)-2 ① pp. 85~87, 93]

### ケ. 備蓄資機材の活用

- ・各地に分散配備したポンプ車を含む配備機材を活用 し、令和元年度は台風第15号における大規模停電時 に、成田用水施設の加圧機場の電源設備としてポンプ 車の電源を活用し用水を供給したほか、房総導水路施 設のダム管理棟の予備電源として発動発電機を配備 し、被害軽減に努めた。令和2年度は豊川用水幹線水 路における漏水事故に際し、他水源からの用水供給の ためポンプ車を活用し、用水の供給に努めた。令和3 年度は長良川河口堰においてポンプ室が配管からの 漏水により水没したため、ポンプ車を活用して排水 し、早期の復旧に努めた。
- ・危機的状況に対する平常時からの備えの強化の一環 として各支社局管内の拠点地に分散配備した備蓄資 材を活用し、通水機能の早期復旧を果たした。  $[1-1-3(1)-2 ② pp. 87 \sim 88, 93]$
- コ. 国民保護措置等の迅速かつ的確な実施
- ・オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向 けたサイバー攻撃対策の一環として、警察と連携した 共同対処訓練を実施するなど、関係機関相互の連携を 強化した。
- ・北朝鮮によるミサイル発射等の情報を受信した際に は、報道機関の報道及びEm-Net (エムネット) からの情報収集を迅速に実施し、防災メール等により 全社へ情報共有を図る体制を継続した。

### サ. 災害復旧工事

- ・ダム等施設については、平成30年7月豪雨による岩 屋ダムでの貯水池内の貯砂ダム魚道の土砂及び流木 による閉塞、大量の流木の貯水池への流入に対し、魚 道に堆積した土砂や流木を撤去して機能を速やかに 回復するとともに、貯水池内の流木を撤去し、ダム機 能を適切に維持した。一庫ダムでの、貯水池内の管理 用道路の舗装、護岸の一部被災、大量の流木の貯水池 への流入に対し、管理用道路の復旧及び流木の撤去に より、ダム機能を適切に維持した。寺内ダムでの大量 の土砂が洪水調節容量内に堆積するとともに、流木が 貯水池内に流れ込んだ。このため、流木の撤去ととも に、洪水調節容量内の土砂を撤去して、ダム機能を適 切に維持した。
- ・令和元年8月の前線に伴う大雨により、寺内ダムでは 貯水池の洪水調節容量内に大量の土砂が堆積したこ とから、土砂の撤去を行い、ダム機能を適切に維持し
- ・令和元年の台風第19号により、下久保ダム、草木ダ ム、浦山ダム、滝沢ダム、高山ダムでは、貯水池内に 大量の流木が流出し、下久保ダム、浦山ダムにおいて は、洪水調節容量内に大量の土砂が堆積した。このた め、流木や土砂を撤去して、ダム機能を適切に維持し
- ・令和2年7月豪雨により、徳山ダムでは貯水池斜面の 崩落が発生した。被害拡大防止のために崩落箇所の浸 食防止措置等の応急措置を凍やかに実施し、斜面の崩 落対策工事を行った。寺内ダムでは、貯水池内に大量 の流木が流入し、貯水池の洪水調節容量内に土砂が堆 積した。このため、流木や土砂を撤去して、ダム機能 を適切に維持した。
- ・令和3年8月の大雨により、室生ダムでは、副ダムの

- 災害復旧工事や対策工事を 速やかに実施した。
- 各機関からの支援要請を受 け、緊急災害対策支援本部 を設置し、迅速な情報収集 及び情報提供が可能となる よう関係機関等との連携強 化を図った。
- ・平成30年7月豪雨の被災地 に対し、機構として初めて 自発的判断を含めたプッシ ュ型支援を実施し、支援先 の三原市長よりお礼状を受 領した。
- ・(公社) 日本水道協会との協 定に基づき、福岡県新宮町 相島への可搬式浄水装置及 び迅速な職員の派遣、的確 な技術指導を行ったほか、 少雨に伴う渇水対応とし て、東京都小笠原村に可搬 式浄水装置及び職員を派遣 し、現地での技術指導を実 施し、給水支援を行うなど 地方公共団体の渇水対策に 大きく貢献した。
- ・令和元年台風第15号の際に 千葉県、横芝光町からの要 請によりポンプ車及び職員 を派遣し、排水支援活動を 行い、約 2,000 世帯の断水 解消に貢献するなどにより 感謝状を受領した。
- ・ 令和3年8月の前線による 大雨では機構において防災 態勢を執り切迫した状況で あったが、深刻な浸水被害 を受けていた福岡県大川市 及び柳川市から至急の要請 を受け、排水ポンプ車等に よる排水支援を実施した。 この排水支援に対して、両 市より後日感謝状を受領し
- 災害支援のマニュアルの改 訂、(公社) 日本水道協会や 企業との協定締結により、 これまでの経験の課題を踏 まえた効果的・効率的な支 援に向けた危機管理体制の 更なる強化を図った。

- ける渇水や浸水被害に対して支援 を実施している。要請を受けての 支援のみならず、自発的判断に基 づいたプッシュ型支援を実施した
- ・災害時の排水支援活動や、渇水時に おける給水支援活動に対しては、 関係自治体より感謝状などが授与 されており、評価できる。支援を行 うためにも、設備の整備や各種訓 練等を通じた対応能力の向上にか かる取組については、今後とも継 続して頂きたい。

点が評価でき、「A]評価に値する。

- (外部有識者からの主な意見)
- ・災害時におけるポンプ車、可搬式 浄水装置の提供は地域に大きく 貢献しており、評価することが できる。今後の継続とその充実 が期待される。
- 大規模な自然災害に伴う各種危 機的状況を想定し、関連機関と の連携を強化しつつ多様な訓練 を実施している点が評価でき
- ・全国各地の複数の地方自治体に おける渇水や浸水被害に対して 支援を実施している。自発的判 断に基づいたプッシュ型支援を 実施している点や、防災態勢下 でも限られた人員で自治体から の排水支援要請に対応した点も 価値がある。
- ・ 令和元年度及び令和3年度の排 水支援活動や、渇水時における 給水支援活動などにより、関係 自治体より感謝状などが授与さ れており、評価に値する。また、 設備の整備や各種訓練等を通じ た対応能力の向上にかかる取組 については、今後とも継続して 頂きたい。

と。なお、災害等は発生場所や被災規模等の予見が難しく、発生時の状況把握にも時間を要することから、災害発生の可能性がある段階等で支援体制の準備を行う等、自発的な判断も含めた支援に努める。  「大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大					
・ 水等等状況上でいて、	なお、災害等は発生 等、 意	等、自発的な判断も 含めた支援に努め	ら、応急復旧を強っています。 早日を連続した。早期浦ダムでは、ダム堤体下流の斜面に亀製が確認さとといれたとから、開始と設置して監視を強化するとともに、対策部の令和3年11月に本復旧を開始した。 大力発電機等の設備が満足した本が見旧を開始した。 大力発電機等の設備が満足した本のとは、対力を受けたに、大力発電機等の設備が流設備を決力した。 大力を電機等の設備が流設備を強力とと、水力発電機等の設備が流設備を決力した。 本香川用ノムの管理相に向けて、水力発電機等の会に表決が高いての管理を強めた。 水路等施設においての管理を関いて、水力発電機等の別が流設備を決力での管理を関いて、平成30年7月豪南ととは、然間用のフェンスの破損、25時間の場合の加口による、水池側のフェンスの破損、25年間の地口に大力、25年間の地口による、房総算水を施設の長が大雨が高いました。 (1-1-3(1)-2 ④ pp.89~92,93~94)  シ・特定別用東田道路は面の形式を必要による、1-1-3(1)-2 ④ pp.89~92,93~94)  シ・特定別用東田前路に保護が表別を受け、接触の工事に係るもあり、今中期間標期日中、都道所具本の設置、4年年度、各接機関から海路による、保護が対策を速やかに実施した。 (1-1-3(2) p.95)  ス・緊急災害対策支援本部の設置・平成30年7月豪雨に伴う決索需要に係るも変によるもの)・今中期間標期日中、都道所具知事の代行、特定災害復旧工事に係るものが今中期間標別工事の代行、特定災害復旧工事に係るものがっく特定別用工事の代行、特定災害復旧工事に係るものがっく特定別用を表した。 「1-1-3(2) p.95)  ス・緊急災害対策支援本部の設置・平成30年7月豪雨に伴ち、後機関から海内を接続でのため、後間での影響が変更計を受け、接触の大り機構の支援を変調を多け、延伸の表別に対してない、表別に対してない、表別に対してない、表別に対した。 上、成島県企業一下での膨大支援活動を8日間行い、後田三原市とないの膨大支援活動として、平成30年7月で、大きに対した。 上、成路県上に、京村時、1年1月で1日の大きに対しる給水支援活動として、平成30年7月で、大きに対しる総合の大きに対しるが、大きに対しているが、大きに対し、対し、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対しているが、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、大きに対し、対し、大きに対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	項及を害中(とっ状援締へし断と派の期えた、りした施均に力等ッ水基電がでは、た施均に力等ッ水基電がでは、た施均に力等ッ水基電がでは、た施均に力等ッ水基電がでは、た施均に力等ッ水基電がでは、た施均に力等ッ水基では、との関連をでは、大き、、のの実に対した。との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、との、と	

・令和元年台風第 15 号が上陸した千葉県からの支援要	
請を受け、ポンプ車1台及び職員5名を同県が管理す	
る宗吾北機場に派遣したほか、同県横芝光町からの要	
請に基づき、ポンプ車1台及び職員4名を同町が管理	
する東部排水機場に派遣し、それぞれ排水作業を行っ	
た。これらの排水作業による排水量は約13万㎡(25	
mプール約 370 杯分) にのぼった。また、排水作業の	
ほか予備電源として発電機6台を約2,030時間稼働	
させ (6箇所でのべ100日間)、約2,000世帯の断水	
解消に貢献した。これらの支援に対し、後日、千葉県	
知事、横芝光町長から感謝状を受領した。	
・令和3年8月の前線による大雨で機構において防災	
態勢を執り切迫した状況であったが、深刻な浸水被害	
を受けていた福岡県大川市及び柳川市から至急の要	
請を受けた。防災業務に支障のない範囲で排水ポンプ	
車の操作等に精通した職員により両市に対して技術	
的指導を行ったうえで排水ポンプ車等による排水支	
援を実施した。これら困難な状況下における排水支援	
に対して、両市より後日感謝状を受領した。	
・平成30年度に関係機関である(公社)日本水道協会と	
「災害時における支援活動に関する協定」を締結した	
ほか、関係機関等との個別協定の締結に積極的に取り	
組むことで、危機管理体制の更なる強化を図った。	
・これまでの災害支援の実績を踏まえ、機構として実施	
可能な災害支援の方策について、災害支援マニュアル	
を改訂するとともに、支援協定等を締結した者との合	
同訓練、説明会、意見交換等、支援要請に向けた体制	
の強化を図った。	
以上 1-1-3(3) pp. 96~107)	

注)表中、業務実績欄の〔〕内は、「第4期中期目標期間に係る業務実績報告書」における記載箇所を示す。

### 4. その他参考情報

(平成30年度)主な要因として、ダム等建設業務(1-6)、用水路等建設業務(1-7)において、複数年度に亘り実施している業務等の支払の一部を翌年度に行うため予算額と決算額に乖離がある。 (令和元年度)ダム等建設業務(1-6)において台風や豪雨等により工事等の一部を翌年度に繰り越したため、予算額と決算額に乖離がある。

(令和3年度) 用水路等建設業務(1-7) において複数年度に亘り実施している工事等の一部を翌年度に繰り越したため、予算額と決算額に乖離がある。

1. 当事務及び事業に関	. 当事務及び事業に関する基本情報						
1 - 4	施設機能の確保と向上						
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条				
策(国土交通省)	実現	別法条文など)					
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48				
度		レビュー(国土交通省)					

## 2. 主要な経年データ

2. 工ダな胜干/ /												
①主要なアウトプッ	ット(アウト	カム)情報					②主要なインプット	情報(財務情報	吸及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	H30 年度	R元年度	R 2年度	R3年度		H30 年度	R元年度	R 2年度	R3年度	
インフラ長寿命化計 画(個別施設計画) の見直し回数	(注1)	_	10 回	10 回	11 回	31 回	予算額(千円)	43, 573, 066	45, 967, 077	45, 457, 032	45, 909, 253	
ダム定期検査 [計画値] (注2)	_	_	9施設	6施設	8施設	9施設	決算額(千円)	40, 331, 708	43, 589, 472	44, 491, 700	43, 960, 096	
ダム定期検査 [実績値]	_	8施設	9施設	6施設	8施設	9施設	経常費用 (千円)	110, 042, 915	111, 397, 356	114, 215, 290	112, 900, 938	
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%	経常利益 (千円)	△1, 031, 805	△1, 190, 979	△1, 010, 864	△956, 335	
ダム等管理フォロー アップ施設数 [計画値] (注2)	_	_	4施設	8施設	6 施設	5施設	行政コスト (千円)	59, 342, 477	112, 673, 836	114, 177, 497	112, 978, 631	
ダム等管理フォローアップ施設数[実績値]	_	4施設	4施設	10 施設	7施設	5施設	従事人員数	850	862	873	878	
達成度	_	_	100%	125%	117%	100%						

<sup>〈</sup>指標〉インフラ長寿命化計画(個別施設計画)の見直しを行った回数。

- (注1)機構が管理する53施設の内、(中期目標期間中)ダム等施設についてはダム定期検査等に基づく見直し41回、水路等施設については機能診断調査に基づく見直し20回を予定している。
- (注2) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注3)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
- (注4)従事人員数は、1月1日時点。
- (注5)独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

3. 中期目標期間の業	務に係る目標、計画	可、業務実績、中期目標	票期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	İ				
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	価		主務大臣は	よる評価	<del>L</del>
			業務実績	自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)
水資源を巡るリス		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	В
クに対応し、水の安  定供給を実現するた	策、耐震対策等のための施設更新等に当	_	   ア. インフラ長寿命化計画(行動計画)の改定	評定 : B	<評定に	至った理由>	<評定に	至った理由>
めには、既存施設の	たっては、水路等施		・「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画(行	・水インフラが持つ機能が将	ダムの	定期検査、水路等施設の機	ダムの	定期検査、水路等施設の機
徹底活用が重要であることから、確実な	設の機能診断調査や ダム定期検査の結果	<その他の指標>	動計画)」を令和3年9月に策定し、施設の特性を考慮した予防保全型のインフラメンテナンスの着実な	来にわたって適切に発揮で きる持続可能なインフラメ		査等を計画的に行うととも		間査等を計画的に行うとと
	を踏まえ、「独立行政	インフラ長寿命化計画	実施による維持管理・更新に係るトータルコストの縮	ンテナンスの実現を目指す		用水等で機能保全対策等を		川用水等で機能保全対策等
上に取り組むこと。	法人水資源機構イン	(個別施設計画)の見 直し回数	減や新技術等の開発・導入によるインフラメンテナン	「独立行政法人水資源機構		施した。また、吉野川水系銅		実施した。また、吉野川水
確実な施設機能の 確保のため、水資源	フラ長寿命化計画 (行動計画)」に基づ	旦し四数	スの高度化・効率化等を進め、重要な社会基盤として 整備された水インフラが持つ機能が将来にわたって	インフラ長寿命化計画(行動計画)」を令和3年に策定				
開発施設等用地の適	く個別施設計画の見		適切に発揮できる持続可能なインフラメンテナンス	した。		続して位置する富郷ダム		
切な保全、計画的な 施設・設備の点検等	直しを図りつつ、施 設の機能回復、長寿	   <評価の視点>	の実現を目指すこととした。	・ダム定期検査を計画通り		柳瀬ダム(国交省)、新宮ダ		構)、柳瀬ダム(国交省)、
に加えて、定期的な	命化、耐震化及びラ	〜評価の税点>   計画的な施設・設備の点	   イ. ダム定期検査等の実施	に実施して、施設状態を的		を一体的に管理することを		
機能診断を実施する	イフサイクルコスト	検等に加えて、施設の老	<ul><li>・ダムの定期検査を概ね3年に1度以上の頻度で実施</li></ul>	確に把握したほか、新たに		水資源機構法第17条第5項	ることを	目的に、水資源機構法第 17
ことにより、施設の 状態を確実に把握す	の低減を図る取組を 推進する。併せて、個	朽化に的確に対応して	した。検査の結果、直ちにダムの機能や安全整備影響 を及ぼすような異常は確認されなかった。	2 ダムでダム総合点検を 実施した。	に基づき	柳瀬ダムの管理を国交省か	条第5項	<b>頁に基づき柳瀬ダムの管理</b>
ること。	別施設の状況を踏ま	いるか。	・長期的な経年変化の状況や構造物の内部の状態等に	-	ら受託す	るため「柳瀬ダムの管理に	を国交省	から受託するため「柳瀬ダ
	えて、気候変動の影響による災害等に対		着目し、ダムの健全度について総合的に調査及び評価 を行うダムの総合点検を2ダムで実施した。	・布目ダムにおける施設浸水事案については、速やか	関する協力	定書」を締結した。	ムの管理	里に関する協定書」を締結
	する防災性能及び事		・布目ダムにおいて発生した、減勢池内の水が利水バル	に記者発表したほか、全職	令和 3	年2月に淀川水系布目ダム	し、令和	3年4月から委託契約に基
	故による第三者被害		ブ室に流れ込み、水力発電機等の設備が浸水した事案	員に注意喚起するととも	管理所の	利水バルブ室が浸水する事	づき業務	を実施。
府が定めた「インフラ ラ長寿命化基本計画	や利水への影響を防 ぐための安全性能の		に対し、速やかに記者発表を行うとともに、全国一斉 調査を行った。また、理事長より全職員に注意喚起を	に類似リスクの再発防止 の徹底を図った。なお、利	故が発生	したが、機構は速やかに事	令和3	年2月に淀川水系布目ダ
(平成 25 年 11 月)」	向上等の新たなニー		行うとともに、3部室長連名で類似事案の再発防止に	水放流設備を洪水期前に	故発生に	ついて公表し、適切な応急	ム管理所	「の利水バルブ室が浸水す
に基づき、引き続き、 水需要・供給の見直	ズに対応する戦略的 メンテナンスを推進		係る事務連絡を全事務所に発出し、再発防止の徹底を 図った。利水放流設備を洪水期に入る前に復旧させ、	復旧するとともに、水力発 電設備を令和4年度上半	措置をと	り、事故原因についても速	る事故が	発生したが、機構は速やか
しの状況に配慮しつ	する。		水力発電設備の令和4年度上半期の復旧に向けた機	期に復旧させるべく機器				生について公表し、適切な
つ、施設の機能回復、 長寿命化、耐震化及	また、機構が管理するダム等施設につい		器製作や整備を進めた。 ・貯水池堆砂対策等を含めた施設の長寿命化施策の実	製作等を進めた。		を発揮して事故の再発防止		をとり、事故原因について
びライフサイクルコ	て、「ダム再生ビジョ		施のため、全24ダムにおいて、堆砂測量を行い貯水	・インフラ長寿命化計画(個		ど、組織として必要な対応		に公表し、理事長はトップ
	ン」(平成 29 年 6 月		池内の堆積状況調査を実施するとともに、施設の老朽	別施設計画)の見直しを	を行った。			ントを発揮して事故の再
別施設計画の見直し を的確に行うことと	国土交通省)を踏まえ、ダムの長寿命化、		化に関する状態把握のため、施設管理規程・同細則に 基づくダム施設の計測、点検を実施した。これらの調	42 施設で行うとともに、 小石原川ダムにおいてイ		。 うに、平時からの施設機能		
し、併せて、個別施設	施設能力の最大発揮		査結果やダム定期検査結果を踏まえ、ダム等全 30 施	ンフラ長寿命化計画(個別				
の状況を踏まえて、気候変動の影響によ	のための柔軟で信頼 性のある運用、高機		設にて策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)に 基づく個別施設計画について、平成30年度に10施	施設計画)を策定し、施設の機能回復や長寿命化に		向けた取組に加え、浸水事		
る災害等に対する防	能化のための施設改		設、令和元年度に10施設、令和2年度に11施設、令	資する取組を着実に進め		応等を総合的に判断し、所のはおび見るよう		うに、平時からの施設機能
災性能及び事故による第三者被害や利水	良等の既設ダムの有効活用に向けた取組		和3年度に11施設での見直しを行うことで、施設の機能回復、長寿命化に資する取組を着実に進めた。ま	た。		の達成が見込まれることか		向けた取組に加え、浸水事
への影響を防ぐため			た、小石原川ダムでインフラ長寿命化計画(個別施設	<ul><li>・ダム等管理フォローアッ</li></ul>	ら、B評	価とした。		応等を総合的に判断し、所
の安全性能の向上等			計画)を新たに策定した。	プ委員会を 26 施設で開催				を達成していることから、
の新たなニーズに対応する戦略的メンテ			・26 施設で学識経験者により構成されるダム等管理フォローアップ委員会を開催し、当該ダムにおける過去	し、施設等の運用も含めた事業の効果等の分析・評価			B評価と	した。
ナンスを推進するこ			の調査結果の分析・評価を行い作成された定期報告書	を適切に実施した。	<指摘事	項、業務運営上の課題及び		
│ │ と。 │			等に対する意見を聴き、治水・利水について適切に効果を発揮していることや、環境への影響等についても	<ul><li>・水路等施設については、全</li></ul>	改善方策	>		
理するダム等施設に			各種環境指標の状況が概ね安定していることが確認 ・	20 施設の機能診断調査、	(特にな	L)	<指摘事	項、業務運営上の課題及び
ついて、「ダム再生ビ			された。	「水路等施設の機能保全			改善方策	:>
ジョン」(平成 29 年 6月 国土交通省)を			[1-1-4 ① pp. 109~114, 120~121]	の手引き (案)」の策定及 び8施設 (22箇所)の調整			(特にな	L)
踏まえ、ダムの長寿			ウ. 水路等施設の機能診断調査及び機能保全対策	池等附帯構造物の耐震性	くその他は	事項>		
命化、施設能力の最 大発揮のための柔軟			・水路等施設については、全20施設においてコンクリート構造物の劣化診断や管水路の管内調査等の機能	能照査を実施するととも に、利水者とのリスクコミ	(外部有	識者からの主な意見)		
で信頼性のある運			診断調査を計画的に実施するとともに、調査結果を踏	ュニケーションを図りつ		水路の再生にもっと力を入		
用、高機能化のため の施設改良などの既			まえた機能保全計画(個別施設計画)の見直しを実施した。	つ、4 施設の機能保全対策 を行う等ストックマネジ		き。ダムや水路施設の老朽	<その他	事項>
一  の施設以及などの既   設ダムの有効活用に			・豊川用水他3施設では、機能診断調査の結果を踏まえ	メントの取組を推進した。		まえて維持管理を計画的に		識者からの主な意見)
	<u> </u>	<u> </u>	31		旧で相	の、この地は日本で日間は近に	() I HIV H	mix ロ / ハーフ・ケーエ・& /広/ロ/

向けた取組を推進	す
ステレ	

さらに、施設管理 に附帯する業務や発 電等の受託業務の的 確な実施を行うこ て管水路の敷設替え等の機能保全対策を実施した。

・より効率的かつ持続可能なストックマネジメントを 推進するため、機構施設の実情に即した機能保全計画 策定(見直し)の具体的な手法をとりまとめた「水路 等施設の機能保全の手引き(案)」を策定するととも に、施設ごとの機能保全計画の自動更新やGISを活 用した施設健全度の可視化等を可能とするデータベ ース(DB)システムを構築した。

### エ、リスクコミュニケーションの推進

・機能診断調査の結果や水理性能の検証、耐震性能照査 の結果等を踏まえつつ、管理運営協議会等の場を利用 し、利水者とのリスクコミュニケーションを水路等全 20 施設で実施した。

#### オ. 水路等施設の耐震性能照査

・管理中の8施設(22箇所)において、緊急放流ゲート や排水放流バルブ等の調整池等附帯構造物の耐震性 能照査を実施した。

### カ. 事業制度の創設・拡充の取組

- ・令和2年度において、水資源機構かんがい排水事業の事 業実施要件を満たしていない農業用水施設の地盤沈下 対策、並びに農業施策を踏まえた事業実施計画案を作成 するための調査制度の必要性を整理した上で農林水産 省に提案・調整した結果、同事業制度の拡充及び地区調 査制度が創設され、翌年度より対応可能となった。さら に、令和3年度において、同事業の事業要件を満たして いない支線水路等の更新・耐震対策や、貯留機能や通水 機能が低下している水路(クリーク)の災害防止対策に ついて、その必要性をとりまとめ、農林水産省に提案・ 調整した結果、同事業制度が拡充され、翌年度より対応 可能となった。これにより従前のリスク対策に重点を置 いた老朽化対策や地震対策にとどまらず、高収益作物導 入等に応じた施設の改修等の計画を立案することによ り、機構の農業の競争力強化への貢献や、計画立案にか かる農業利水者の負担軽減が図られることとなった。
- キ. 水路等施設の改築事業等の着手に向けた取組
- ・老朽化対策、大規模地震対策等の緊急性が高く、集中的な改築の必要性のある施設について、機能診断調査や耐震性能照査の結果等を踏まえて事業計画を取りまとめ、必要な法手続を順次実施し、事業実施計画の認可を受けて新たな改築事業に着手した。具体的には、愛知用水三好支線水路緊急対策事業、福岡導水施設地震対策事業、成田用水施設改築事業及び香川用水施設緊急対策事業として、主務大臣から事業実施計画の認可を受けて新たな改築事業に着手するとともに、木曽川用水濃尾第二施設改築事業の令和4年度事業着手に向けて事業実施計画の認可申請を行った。
- ・また、成田用水施設改築事業、香川用水施設緊急対策 事業及び木曽川用水濃尾第二施設改築事業の事業着 手の妥当性を確認するため、事業の必要性、効率性、 有効性等の観点から、事業の事前評価を適切に実施し た。

[以上1-1-4 ② p. 115~118, 121]

#### ク. 電気・機械設備の機能保全計画に関する取組

・電気通信設備機能保全計画(維持管理計画)作成手順 (案)、機械設備管理指針に基づき、ライフサイクル コストの低減、設備の長寿命化及び確実な施設機能の 確保を図るため、点検結果等を踏まえた各設備の健全 度評価を実施し、浦山ダム等23施設において機能保

- ・また、成田用水施設改築事業等2事業について事業 の事前評価を適切に実施 した。
- ・電気通信設備維持管理計画作成手順(案)、機械対 管理指針に基づき、ライン 情の長寿の化及び確実と 施設機能の確保を図えた 施設機能果等を踏まるた 各設備の健全全評価 を設施し、浦山ダム等 23 施 において機能保全計画 (維 持管理計画) の見直しを実 施した。
- ・耐震化が必要な弥富管理 所、揚水機場の建築物について、利水者と対策実施に向けた調整を進め、弥富管 理所については対策を完了した。
- ・施設管理に附帯する業務 を的確に実施するとも に、委託に基づき実施画 発電に係る業務を計画 対 来額山川のダム管理の 合理化に向け、令和3年4 月から柳瀬ダムの管理 託を開始した。
- ・水路施設の権利保全や地 上権等の更新について、関

- 行い、大きな災害が発生する前に 機能強化を図っていくべき。
- ・施設機能の確保と向上が適切に図られている。
- ・ダムの定期点検を計画通りに実施 して個別施設計画の見直しを行っ ており、長寿命化に努めるととも に管理の合理化にも取り組んでい る。水路等においても、劣化診断や 機能診断調査を行って、適切な機 能保全対策を講じ、ストックマネ ジメントに取り組んでいる。以上 より、「B」評価は妥当である。
- ・近年では、大規模な取水停止も発生しており、そういった事案が起きないように行っている取組は評価されるべき。
- ・施設の機能を適切に維持管理していくためには、施設の状態変化についてプロセスの見える化を図ることが重要。

	(維持管理計画) の見直しを実施した。併せて、	係機関との課題の共有や		
	保全計画を設備の整備・更新計画に反映させ、	対応策の検討等の連携を		
ライフ・	サイクルコストの低減、設備の長寿命化及び確	図るとともに、地上権等再		
	能維持を推進した。	設定に係る課題を踏まえ		
・設備の	保全技術の向上等を目的として、OJT研修	て、「地下等の使用に伴う		
会、設備	備点検を兼ねた現地研修会等を 342 回実施し、┃	地上権の設定指針」の策		
	650 名が参加した。	定・運用を図った。また、		
	4 ③ pp. 118~119, 121~122]	房総導水路、三重用水、豊		
		川用水及び成田用水に係		
ケ. 建築物	かに係る耐震補強の実施に向けた利水者等との	る地上権及び区分地上権		
調整	41-M @ M322 HI322 > 2020 (-1 17) (-1 17) (-1 17)	の更新 (再設定) 契約を着		
	が必要な弥富管理所及び5箇所の揚水機場(木	実に進めた。		
	水1箇所、千葉用水4箇所)の建築物について、	7(1-12-17) Co		
	耐震補強が実施できるよう利水者等との調整			
	このうち弥富管理所については令和元年度に			
	完了した。また、5機場の建築物については、	・以上の取組及び成果によ		
	に耐震補強が実施できるよう管理運営協議会	り、中期目標を十分に達成		
	に	しているものと考えられ		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	るため、B評価とした。		
	4 ④ p. 119, 122)	るため、B評価とした。		
+ <del>/.</del> -∃n./a	・ 管理に附帯する業務の実施及び委託に基づき実	<課題と対応>		
	発電等に係る業務	特になし。		
	通省、県、土地改良区、電力会社等から施設管			
	帯する業務の委託を受け、施設の管理、運転操			
	備等を的確に実施した。 ************************************			
	業者から発電業務の一部について委託を受け、			
	業者の計画に基づき、19の管理施設において発			
	る業務を実施した。			
	通大臣と機構理事長との間で「柳瀬ダムの管理			
	る協定書」を締結するなど、必要な手続きを行			
	和3年4月から柳瀬ダム管理の受託を開始し、			
機構の	有するダム管理技術を展開し、機構ダムと一体			
	ム管理を的確に実施した。			
	4 ⑤ pp. 119~120, 122〕			
サ. 地上	権等の更新に係る取組			
	設の権利保全や地上権等の更新について、毎			
	係機関(地方農政局・地方法務局)と意見交換			
	い、課題の情報共有や対応策の検討等を行うな			
	を図った。地上権等再設定に係る課題を踏まえ			
	也下等の使用に伴う地上権の設定指針」を平成			
	に策定した。			
	存続期限が迫っている施設や、更新件数が膨大!			
	について実態調査の進捗を図り、再設定の中長			
	の作成に着手した。房総導水路、三重用水、豊田が成成の作成に着手した。房総導水路、三重用水、豊田が成成の地に接て、地に接及び区へ地に接及			
	及び成田用水に係る地上権及び区分地上権の			
	再設定)契約を着実に進捗させ、平成30年度			
	井、令和元年度に30件、令和2年度に37件、			
	年度に88件を処理した。			
	4 ⑥ p. 120, 122〕			
注)表中、業	美務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間に係	系る業務実績報告書」における	記載箇所を示す。	

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 - 5	海外調査等業務の適切な実施		
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条
策(国土交通省)	実現	別法条文など)	
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48
度		レビュー (国土交通省)	

2. 主要な	な経年データ											
①主要	なアウトプット	(アウトカム) 情報	Į.				②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		,
指標	票等 達成目	標 (参考) 前中期目標期間 最終年度値	H30 年度	R元年度	R 2年度	R3年度		H30 年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	
							予算額(千円)	43, 573, 066	45, 967, 077	45, 457, 032	45, 909, 253	
							決算額 (千円)	40, 331, 708	43, 589, 472	44, 491, 700	43, 960, 096	
							経常費用 (千円)	110, 042, 915	111, 397, 356	114, 215, 290	112, 900, 938	
							経常利益 (千円)	△1, 031, 805	△1, 190, 979	△1, 010, 864	△956, 335	
							行政コスト (千円)	59, 342, 477	112, 673, 836	114, 177, 497	112, 978, 631	
							従事人員数	850	862	873	878	

- (注1) 水資源開発施設等の管理業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注2)本項目のインプット情報については、セグメント情報との整合を図るため、中期目標で「一定の事業等のまとまり」と設定した「水資源開発施設等の管理業務」の予算額等を記載している。
- (注3) 従事人員数は、1月1日時点。
- (注4)独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価		主務大臣に	こよる評価	<u> </u>
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(	(期間実績評価)
海外社会資本事業	海外社会資本事業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	A	評定	A
への我が国事業者の 参入の促進に関する	への我が国事業者の 参入の促進に関する	_	ア. コロナ禍における海外調査等業務の実施	評定: A		<u> </u>		 至った理由>
よ律第5条に規定す	法律第5条に規定す		・海外調査等業務を遂行するため、新型コロナウイル	・第4期中期目標期間におい		回ります。 1日は、海外社会資本事業への		は、海外社会資本事
る業務について、同	る業務について、同法	<その他の指標>	ス感染症感染拡大による制約を受けつつも、WEB	ては、海外調査等業務を遂				
は第3条の規定に基 づき国土交通大臣が	第3条の規定に基づき国土交通大臣が定		会議システムを活用した協議等により効率的な業務の実施に努めた。	行するため、新型コロナウ イルス感染症感染拡大によ		国事業者の参入の促進に関す		業者の参入の促進
とめる海外社会資本	める海外社会資本事	_	・インドネシア国ダム再生案件においては、同国政府	る制約を受けつつも、WE		は(海外インフラ展開法)施行		毎外インフラ展開活
事業への我が国事業	業への我が国事業者		関係者との協議がWEB会議によるものとなった	B会議システムを活用する	を踏ま	えて、平成 30 年 8 月に新た	を踏まえ`	て、平成 30 年8 月
音の参入の促進を図 るための基本的な方	の参入の促進を図る ための基本的な方針	<評価の視点>	が、国内外の関係者との事業化に向けた事前の調整 を綿密に行った上で協議に臨むなどにより令和2年	等により、関係省庁や関係 機関との協力体制の構築や	に中基	<b>月目標に追加されたものであ</b>	に中期目	標に追加されたも
十に従い、関係府省、	に従い、総合水資源管	国土交通大臣が定める	10月に同国で発出された「中期計画対外借款リスト	機構内での体制強化を図る	る。		る。	
战が国事業者等と相	理(Integrated Water	基本的な方針に従い、我が国事業者の事業参入	2020~2024」へも機構側が示した事業計画案に沿っ	とともに、民間コンサルタ	機構	<b></b> 韓は平成 30 年度から、我が国	機構は	平成 30 年度から、
五に連携を図りなが ら協力し、海外の水	Resources Management)をはじめ	促進のための海外の水	た形での掲載がなされたところであり、海外渡航に よる現地調査、協議等が可能であった場合と比較し	ントの要請に応じたJV組 成による海外インフラ事業	事業者	首の海外の水資源開発事業へ	事業者の	海外の水資源開発
「資源案件のニーズ	とした水資源の開発・	資源案件への調査等を	ても同等かそれ以上の成果を得た。	の受注支援や、我が国事業		(促進のための取組を実施し		進のための取組を
間査やマスタープラ	利用に関する幅広い	実施しているか。	[1-1-5 p. 124, 133]	者の参入の促進に資する調				
/策定、事業性調査、 设計、入札支援・施工	知見やノウハウを活かし、海外の水資源開		イ. 専門的な技術やノウハウを活用した海外インフ	査の受託、日本の経験や技 術を紹介する研修の受託等		構の有する専門的な技術やノ		の有する専門的な技
と明、八代文版 旭工   佐理等の発注者支	発案件のニーズ調査		ラ事業に係るODA案件への参画	を通じ、我が国事業者の海		のを我が国事業者の受注支援		我が国事業者の受
受、施設管理支援等	やマスタープラン策		・今中期目標期間中、国際協力機構(JICA)が委	外の水資源開発事業への参	に活用	目すべく、我が国事業者と共同	に活用す。	べく、我が国事業
と実施すること。	定、事業性調査、設計、入札支援・施工監理等		託する海外インフラ事業に係るODA案件7件について、民間コンサルタントから機構の経験・知見・	入促進に努め、以下の成果 を得た。	企業体	x(JV)等を形成するなどして、	企業体(J	V) 等を形成するな
	の発注者支援、施設管		ノウハウの提供を期待されたことを受け、JVを組	€ 141C°	3ヶ年	で 5 件の ODA 案件(対象国:	4ヶ年で	7件の ODA 案件 (
	理支援等を実施し、我		成等して参画し、施工段階における我が国事業者の	①民間コンサルタントとの	チュニ	-ジア国、バングラデシュ国、	チュニジ	ア国、バングラデ
	が国事業者の海外の水資源開発事業への		参入が期待される案件の形成を支援した。特に令和 3年度は合計6件の案件に参画し、前年度(5件)	協働によるODA事業の実施 機構は今中期目標期間中、	フィリ	ピン国)の受注につなげると	フィリピ	ン国、インドネシ
	参入促進に努める。		より参画件数を拡大した(120%)。主な実施状況は以	民間コンサルタント企業とJ		二、発注者である JICA より高		なげるとともに、
			下のとおり。	Vを組成等することにより、		fを獲得するなど、今後の施工		A より高い評価を変
			<主な実施状況>	JICAが委託するODA案件7件に参画した。特に令和			_	
			【フィリピン国 パッシグ・マリキナ川河川改修事業	3年度には前年度と比べ参画		こおける我が国事業者の参入		
			(フェーズIV) 詳細設計(令和2年8月完了)】	件数を拡大した(令和3年度:	という	面でも成果を挙げた。	国事業者	の参入という面で
			機構は、国内で培ったノウハウを活かし、利害関係者調整の役割を担うべく設置されたものの6年間	合計6件、令和2年度:5件)。 それぞれの案件では民間コン	また	工、我が国事業者の参入が期待	を挙げた。	0
			活動が滞っていた洪水対策委員会の開催支援を行	サルタントの技術力に、機構	される	らインドネシア国におけるダ	また、手	我が国事業者の参え
			うとともに、既設の堰等と新設する分派堰等を連携	が有する専門的な技術・経験	ム再生	<b>E案件及びミャンマー国にお</b>	されるイ	ンドネシア国にお
			させた操作ルールの策定及び長寿命化を念頭に置 いた維持管理計画の作成を行った。本業務について	を融合させ、設計・施工段階 の"上流側"から参画し、施	ける紛	た合水資源管理マスタープラ	ム再生案	件及びミャンマー
			は、発注者であるJICAから、「当初の期待を上	工段階において我が国事業者	ン室件	について、その案件形成推進	ける統合	水資源管理マスク
			回るレベルの業務が実施された」と評価され、機構	の参画が期待される案件の形	を図っ			ついて、その案件
			が担当した分派堰の操作規則等の各種検討に関し、 課題解決策の提案を主体的に行い、関係者の助言も	成を支援した。 特にフィリピン国「パッシ				
			踏まえて検討を進めたことが特筆された。さらに、	グ・マリキナ川河川改修事業		ニインドネシア国におけるダ		
			本邦技術が適切に活用されるよう検討を行ったこ	(フェーズIV) 詳細設計 (平		こに関する2案件について、課		ンドネシア国にお
			と等もJV全体として評価を受け、今後の施工段階 における我が国事業者の参入という面でも期待で	成 31 年 1 月 ~ 令和 2 年 8 月)」 については、 機構が有す	題解決	やのための具体的な技術提案	ム再生に	関する2案件につい
			きる成果を挙げた。	る高い維持管理技術力を活か		付する相手国政府等の理解を	題解決の	ための具体的な技
			$[1-1-5 \text{ pp. } 124\sim 126, 133]$	し、本業務実施まで6年間活動していなかった洪水学系	得るべ	べく、計 14 回にわたり WEB 会	等に対す	る相手国政府等の
			ウ. 水資源分野における我が国事業者の参入の促進	動していなかった洪水対策委 員会の活性化への寄与、並び	議によ	る協議を実施した結果、2案	得るべく、	、計 14 回にわたり
			に資する調査等の実施状況	に操作ルール及び維持管理計		国国の「中期計画対外借款リス		
			・水資源分野における我が国事業者の参入促進に資	画の策定を行った。機構が担		20-2024」(通称「ブルーブッ		の「中期計画対外作
			する調査等についても今中期目標期間中7件の業 務を受託し、水資源開発案件に関する課題やニー	当した部分についてはJIC Aからも特筆され、機構がそ				
			ズの把握、課題解決方策の検討、案件候補の立案、	のノウハウを活かすことによ		こ掲載されることとなり、事業 - いてしたく *****		2024」(通称「ブバ
			我が国事業者の参入可能性検討、関係機関調整等、 我が国事業者の参入促進に向けた調査・検討等を	ってJVに貢献したほか、今		]けて大きく前進した。		載されることとな
		1	14.17   日	後の施工段階における我が国	また	こ、ミャンマー国においては平	は民間コ	ンサルタントと『

行った。主な実施状況は以下のとおりであるほか、 令和3年度は合計5件の調査を受託し、前年度(4) 件) より件数を拡大した (125%)。

### <主な実施状況>

【ミャンマー国における統合水資源管理マスタープ ランに関する案件】

機構を中心とした調査団が現地調査、協議等を計 7回実施するとともに、案件の形成に向けて平成 30 年度から継続してミャンマー国政府や関係機関 との調整を進めた。その結果、統合水資源管理マス タープランの必要性、重要性に関する理解が進み、 同国政府から「バゴー・シッタン川流域統合水資源 管理マスタープラン策定」についての要請書が令 和元年11月25日付けで日本国政府に提出された。 これは、海外インフラ展開法が施行されて以来、機 構が主体的に関与して案件形成し、正式に要請書 が出された初めての成果である。

令和2年度において、同マスタープラン開発調査 の実施に向けたJICA調査団に、「治水施設管理 /水文観測|分野の専門家として職員1名を派遣 して、ミャンマー国政府関係機関との協議等に参 加させ、専門的知見等の提供を通じて今後の調査 実施に向けた協力の枠組みに係る令和2年10月の 同国政府側との合意形成に貢献した。

【インドネシア国におけるダム再生に関する案件】

令和元年度に現地調査、協議等を4回実施し、イ ンドネシア国政府や関係機関に対策の提案を行っ た。その過程においてインドネシア国公共事業・国 民住宅省バスキ大臣との面会打合せを2回実施 し、ダムの堆砂状況等を踏まえて対策の必要性・緊 急性への理解を得るべく日本側の課題認識や解決 方針等を説明し、意見交換を実施した結果、同省水 資源総局等から実施に向けた前向きな意向が示さ れた。

令和2年度において、ダム再生事業2案件につい て、以下の取組を行った。

- ダム再生事業2案件について、我が国事業者 参入の観点から、日本における過去のダム再生事 業に係る経験も踏まえた技術検討を実施。
- 2) 1) における技術検討も踏まえ、国土交通省 とも協働して同国政府に対し、ダム再生事業に係 る技術提案を行うなど、案件形成に向けた調整を 推進。

これらの取組により、同国政府においてダム再生 事業に係る理解の深化が進んだ結果、これら2案 件については、令和2年10月に同国で発出された 「中期計画対外借款リスト 2020~2024」へも掲載 された。同リストへの掲載は、これら2案件につい て対外借款による事業実施意思が公式に表明され たという意義があり、事業化に向け大きな進展と なった。

令和3年度は、令和元年度から2年度にかけて機 構が実施した上記案件形成活動への取組の成果を 踏まえ、引き続きJICAにおいて事業化を検討 するため、「インドネシア国ジェネベラン川の洪水 対策に係る情報収集・確認調査 | 及び「インドネシ ア国ブランタス川流域におけるスタミダム再生事 業準備調査 | が実施され、機構も当該調査に参画す ることとなった。機構が参画することにより、施工 段階における我が国事業者の参入並びに国が有す る技術による「質の高いダム」の整備推進、さらに

事業者の参入という面でも成 成 30 年度から継続して現地調査や し参画するに至った。これは、施工 果を挙げることができた。

②ミャンマー国の統合水資源 管理マスタープラン案件等

水資源分野における我が 国事業者の参入の促進に資 する調査等として、以下に 掲げる調査のほか、水資源 分野における我が国事業者 の参入に資する調査につい て令和3年度には件数を拡 大した(令和3年度:合計5 件、令和2年度:4件)。

機構は、平成30年8月の 案件形成調查開始以降、流 域全体を視野に入れて計画 的かつ総合的に対応する日 本の知見を基に、合計7回 の現地調査、協議等を行い、 統合水資源管理の必要性に ついて共通認識を形成し 年11月に同国政府から日本 への「バゴー・シッタン川流 域統合水資源管理マスター プラン策定」に係る協力要 請がなされ、案件形成に大 きな前進を見た。さらに令 和2年度においても、 JI CAからの要請を受け、同 マスタープラン開発調査の 実施に向けた調査団に職員 1名を専門家としてミャン マー国政府関係機関との協 議等に参加させ、専門的知 見等の提供等を通じて今後 の調査実施に向けた協力の 枠組みに係る令和2年10月 のミャンマー国政府側との 合意形成に貢献した。

### ③インドネシア国のダム再 生案件

機構は、令和元年度の案 件調查開始以降、約2年間 で以下の成果を得た。

担当大臣との面会も含 め令和元年度に実施した 計4回の現地調査、協議等 により、ダム再生事業が持 続的な水資源管理、ダム安 全性の向上のため必要性、 緊急性が高く、最優先すべ き課題との理解を得た結 果、同国公共事業・国民 住宅省水資源総局等から 実施に向けた前向きな意 向が示された。

令和2年度には、ダム再 生事業2案件について、国

マスタープランの必要性、重要性に 関する具体的な説明や、関係機関と の調整を重ねた結果、令和元年11月 に相手国政府より日本国政府に対しするものである。 しマスタープラン策定に関する要

環境下で、WEB 会議システムを活用 するなど外国政府機関等との直接 交渉を行い、我が国事業者の参画に つなげる成果を上げたことは高く 評価できる。

以上を総合的に判断し、所期の目 た。その結果として、令和元 | 標を上回る成果が見込まれること から、A評価とした。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び | は高く評価できる。 改善方策> (特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

·水循環基本計画(令和2年6月) においても機構が有する公的な 信用力・技術力を活用しながら、 我が国の水インフラ関連企業の 海外展開を図るための取組を官 <その他事項> 民が連携し推進することが盛り 込まれたところであり、引き続 き、効果的・効率的な取り組みを 進められたい。

るなど大きな業績を挙げている。 「水資源分野における日本の技 術集(案)」を英文でも取り纏め たのは国際的に貢献するところ が大きいと考える。

・ODA 案件の調査業務を 5 件受注す

段階における我が国事業者の参入 並びに我が国が有する技術による 「質の高いダム」の整備推進に貢献

また、ミャンマー国においては平 請書が提出されるという成果を上 | 成30年度から継続して現地調査や マスタープランの必要性、重要性に 令和2年度はコロナ禍により海外 関する具体的な説明や、関係機関と 渡航が困難となる等の厳しい業務 の調整を重ねた結果、令和元年11月 に相手国政府より日本国政府に対 しマスタープラン策定に関する要 請書が提出されるという成果を上

> 令和2年度以降は、コロナ禍によ り海外渡航が困難となる等の厳し い業務環境下で、WEB 会議システム を活用するなど外国政府機関等と の直接交渉を行い、我が国事業者の 参画につなげる成果を上げたこと

> 以上を総合的に判断し、所期の目 標を上回る成果が得られたと認め られることから、A評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> (特になし)

(外部有識者からの主な意見)

- ・国際業務については、当面、この ような状況が続くと思うが、WEB 会議方式を活用することで逆に 連携が図れる可能性もある。
- ・コロナ禍で海外渡航が困難な状況 であるにもかかわらず、海外支援 を積極的に展開し、多大な実績を 挙げている点は高く評価するこ とができる。

は同国の水を巡る社会課題の解決と持続可能な経済成長の推進が期待できる。

[1-1-5 pp. 126~129, 133~134]

- エ. 我が国事業者及びその他の関係者との協力体制の確立
- ・海外インフラ展開法の趣旨を踏まえ、国土交通省水 資源部と機構を中心に、関係省、関係団体等を構成 員として組成した「水資源分野における我が国事業 者の海外展開活性化に向けた協議会」(以下、本項目 において「活性化協議会」という。) は、事務局機関 として、機構は全体会議及び作業部会(それぞれ計 8回及び計9回開催)を通じて水資源分野における 我が国事業者の海外展開に必要な現状把握、我が国 事業者の参入促進に向けた課題整理等を行ったほ か、我が国事業者の参入可能性の高い調査・計画案 件の採択に向けた官民一体の協力体制の構築のた め、構成員等を対象とする意見交換会等(計50回実 施)を通じて、意見の集約、調整等を実施した。特 に意見交換会の回数については、令和3年度は37件 実施し、前年度(10回)と比べて大幅に回数を拡大 した (370%)。

 $[1-1-5 \text{ pp. } 129\sim 131, 134]$ 

- オ. 本邦技術情報のとりまとめ
- ・日本に優位性があり海外展開の可能性のあるインフラ施設に関する技術について、機構は令和元年度の協議会活動の中で、当該技術を保有する協議会メンバー企業・団体等の協力も得て「水資源分野における日本の技術集(案)」を作成した。水資源分野における本邦技術の特徴や適用メリット及び留意事項をわかりやすくまとめ、日本語版と英語版を作成することで、海外での案件を検討する優れた技術を紹介して、我が国の幅広い技術と相手国側のニーズとのマッチングにより、本邦技術の海外での活用、また、我が国事業者の海外事業への参入につながる効果の高いものとして期待される。
- ・令和2年度及び3年度には、さらに質の高い資料とするため、関連する企業・団体等の協力を得て、掲載技術の更新と新たな技術を追加するとともに、記述内容の充実を図った。
- ・作成や更新の都度、この資料をJICA本部及び在外事務所の職員、JICA専門家、ODA関係省庁、協議会構成員及びその会員企業に広く配布することで、我が国事業者の海外の水資源開発事業への参入促進に努めた。

[1-1-5 pp. 131, 134]

内の関係機関との綿密な 調整を実施した上で、イン ドネシア国政府機関等と の間で計 14 回のWEB会 議による協議等を実施し、 課題解決のための具体的 な技術提案等、同国政府機 関の理解を得るべく真摯 に対応し、同国の「中期計 画対外借款リスト 2020~ 2024 | へのこれら2案件の 掲載を実現した。同国政府 側の対外借款による事業 実施意思が対外的に明確 化され、事業化に向けて大 きな成果が得られた。

④本邦技術の取りまとめ等 我が国事業者の海外事 業への参入促進に資する ため、令和元年度から令和 3年度にかけ、本邦技術が 適用可能な案件発掘のた めの意見交換会の開催回 数を前年度と比べて大幅 に増やした(令和3年度37 回、令和2年度10回)ほ か、活性化協議会活動の中 で、関連する企業・団体等 の協力を得て水資源分野 に関する我が国初の技術 集となる「水資源分野にお ける日本の技術集(案) を取りまとめ、また、掲載 技術の更新等記述内容の 充実を図るなどの取組を 行った。これにより、相手 国が抱える課題・ニーズ と、我が国の優れた幅広い 技術とのマッチングがス ムーズになり、本邦技術が 海外で活用されやすくな るなどの効果が期待でき

併せてこの資料をJI CA本部、ODA関係省 庁、協議会構成企業等に広 く配布することで、我が国 事業者の海外の水資源開 発事業への参入促進に努

- ・民間企業と JV を形成して海外における調査業務を新たに受注し、複数国の水資源開発に貢献している。こうした取り組みにより、国内事業者の海外事業の参入促進にも寄与したことは評価でルス感染症がまん延する中でもオンツールを駆使して海外における事業化に努めている。以上より、「A」評価にふさわしいと判断される。今後は、感染症がまん延する中での海外調査業務に対してさらなる創意工夫を疑らして遂行に努めることが望まれる。
- ・新規追加後3年目にして成果を挙 げていることは大いに評価する。 今後も、海外業務を若手技術者育 成の場として活用するなど、我が 国事業者の海外展開に係る支援 を継続して頂きたい。

- ・新型コロナウイルスの感染が世界 的に拡大する中で、インドネシア 国と頻繁にWEB会議を実施し、ダ ム再生事業の実現に向けて成果 を挙げている。
- ・ODAは相手国によっては様々な要因に左右されるところもあるが、 日本の技術力を活かした非常に良い仕組みである。
- ・インドネシア国のビリビリダム は、ダムサイトの地形・地質の問題や相手国の社会慣行の問題等 があり、難しい取組である。
- ・インドネシアにおいて2件の業務 を受託した点は大きな成果とし て評価することができる。同国は 東南アジアにおける人口大国で あり、ダム再生に代表される社会 インフラの整備は極めて重要な 意味がある。
- ・今後も、海外業務を若手技術者育成の場として活用するなど、我が 国事業者の海外展開に係る支援 を継続して頂きたい。

めた。 ・当該業務項目である「海外調	
・当該業務項目である「海外調	
・当該業務項目である「海外調	
・	
査等業務の適切な実施」は、	
当初の中期目標策定時には	
なく、海外インフラ展開法の	
施行を踏まえ、平成30年8月	
に中期目標の変更指示を受し	
けたものである。また水資源	
分野は相手国政府の影響力	
が強い分野であるうえ、水イ	
ンフラ事業の海外市場にお	
ける日本企業のシェアが	
1%に満たない現状であり、	
さらには、令和 2 年度に引き   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
続きコロナ禍により海外渡	
航が困難である等の悪条件	
もあった。	
こうした中で、外国政府機	
関等との直接交渉等を行って	
我が国事業者を参画につなげ	
ていくという難易度が高い業	
務について上述の成果を達成	
し、政策実現に寄与した。	
し、以永大死に可子した。	
このことは中期目標を十分に	
達成しているほか、中期目標	
における所期の目標を上回し	
るものと考えられるため、A	
評価とした。	
計画と U/Co	
特になし。	
) ま中、業務実建関の〔 〕内は 「第4期中期目標期間に接る業務実建和生ま」における記載第前も子よ	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1-6	ダム等建設業務								
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条						
策(国土交通省)	実現	別法条文など)							
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する								
当該項目の重要度、困難			行政事業レビューシート番号:48						
度	発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水 資源開発施設の新築やダム再生の取組等を行うことにより、用水の	プロユー (国工文地目)							
	安定供給や洪水被害の防止・軽減等を可能とすることが極めて重要であるため。)								
	難易度:「高」(① 複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水								
	資源開発水系において、目的の異なる広域的かつ複数の利水者や水								
	源地域等の調整を行い、的確に事業進捗を図る必要があるため。②								
	ダム等施設の新築やダムの機能を確保しながら整備を行うダム再								
	生の取組については、高度な技術力を要するため。)								

#### 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) R元年度 指標等 達成目標 (参考) H30 年度 R 2年度 R3年度 H30年度 R 2年度 R3年度 R元年度 前中期目標 期間最終年 度値 思川開発事業進捗 予算額(千円) 49.2% 50.6% 53.2% 63.3% 71.2% 50, 797, 520 52, 892, 355 35, 279, 516 28, 820, 905 率 (実績値) 川上ダム建設事業 45, 621, 426 58.3% 60.0% 66.3% 77.2% 85.9% 決算額(千円) 42, 678, 311 38, 645, 723 27, 272, 713 進捗率 (実績値) 小石原川ダム建設 令和元年度 47.4% 68.8% **※** 1 経常費用 (千円) \_ 484, 182 718, 912 714, 645 8,079,867 に工事を完 事業進捗率 成させる。 (実績値) 37.9% 経常利益 (千円) 藤原・奈良俣ダム再 16.0% 編ダム再生事業(奈 良俣ダム関係) 進捗 率 (実績値) 早明浦ダム再生事 0.8% 1.7% 3.3% 6.4%行政コスト (千円) 725, 302 714, 645 8,079,867 213, 281 業進捗率 (実績値) 従事人員数 279 262 223 220

〈定量目標〉小石原川ダム建設事業:令和元年度に工事を完成させる。

〈指標〉思川開発事業進捗率、川上ダム建設事業進捗率、藤原・奈良俣ダム再編ダム再生事業(奈良俣ダム関係)進捗率、早明浦ダム再生事業進捗率(進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額) ※1:ダムの利水・治水機能を確実に発揮するための工事を完成させた(指標によらず定量目標に対して記載)

- (注1) ダム等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注2) 従事人員数は、1月1日時点。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	価	主務大臣に	よる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
1)計画的で的確な	ダム等建設業務を着	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
設の整備 水需要の動向、	実に推進する。この うち、小石原川ダム	小石原川ダム建設事業	ア.事業費・工程管理	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
業の必要性、費用	建設事業については	令和元年度に工事を完	・ダム建設事業については、利水者、関係機関、あるい	<ul><li>・ダム建設事業については、</li></ul>	小石原川ダム建設事業は、建設事	小石原川ダム建設事業は、建
効果、事業の進捗	令和元年度に工事を	成させる。	は学識経験者からなる各種委員会等を開催し、適正な	計画的かつ的確な事業執行		
み等を踏まえ事	完成させる。(定量目		事業費及び工程管理に反映させた。	を図った。小石原川ダム建	業中に 3 度の豪雨災害に見舞われた	事業中に3度の豪雨災害に見舞
が価を行うととも 用地補償も含め	標) 思川開発事業につい	<その他の指標>	イ.ダム等事業の進捗	設事業では、3度の豪雨災 害に見舞われる中、工程調	が、関係機関と調整して追加予算を	れたが、関係機関と調整して追
引滑な業務執行、	では令和6年度まで、	思川開発事業進捗率	・思川開発事業は、付替道路工事等を継続して実施する	整やICTなどの施工の効	確保した上で、関連工事との工程調	予算を確保した上で、関連工事
(にかかる適正な	川上ダム建設事業に	川上ダム建設事業進捗	とともに、令和元年度には導水路工事、送水路工事、	率化による工程短縮、主要	整、資機材の集中投入、CIM等の ICT	   の工程調整、資機材の集中投入
配置及び新技術	ついては令和4年度	率	ダム本体工事の準備工事を、令和2年12月にはダム	工事への労務集中等を図る		CIM 等の ICT 技術の積極的な活
用や工法の工 生産性の向上等	まで、藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈	藤原・奈良俣再編ダム再	本体工事を契約し、令和3年11月には盛立を開始させるなど着実に事業を進捗させた(令和3年度末まで	ことにより、ダムの利水・治 水機能を確実に発揮するた		
リコスト縮減等	良俣ダム関係)につ	生事業(奈良俣ダム関	の事業進捗率:71.2%)。	めの工事を令和元年度に完	理化により工程短縮を図ることで、	による施工の合理化により工程
りつつ、計画的	いては令和4年度ま	係) 進捗率	・川上ダム建設事業は、平成30年9月にダム本体工事	成させ、定量目標を達成し	ダムの利水・治水機能を確実に発揮	縮を図ることで、ダムの利水・治
的確な実施を図	で、早明浦ダム再生	早明浦ダム再生事業進	の基礎掘削に着手、令和元年9月にはダムコンクリー	た。その他のダム等事業に	するための工事を計画どおり完成さ	機能を確実に発揮するための工
と。 、事業に附帯す	事業については令和 10 年度までに事業を	捗率	ト打設を開始し、12月の定礎式の開催を経て、令和3年4月にはダムコンクリート打設を完了、12月に試験	ついても計画的に事業を進 捗させた。	   せ、令和2年4月に管理段階に移行	│ │を計画どおり完成させ、令和 2
-、事未に門市り を務についても、	完了させるよう計画		湛水を開始した。また、ダム本体工事と並行して取水	19 C E 1C.	させて定量目標を達成した。	4月に管理段階に移行させて定
な実施に努める	に沿った整備を行	   <評価の視点>	放流設備工事、常用洪水吐き設備工事及び斜面対策工	・小石原川ダム建設事業にお		
0	う。	ダム等の新築・改築事業	事を実施するなど、着実に事業を進捗させた(令和3	ける、ダム本体の盛立の際	思川開発事業については令和 2 年	目標を達成した。
事業進捗に必要算の確保が難し	(1)計画的で的確な	の計画的かつ的確な事	年度末までの事業進捗率:85.9%)。 ・小石原川ダム建設事業は、ダム堤体盛立工事や導水施	の材料採取から施工の各段 階においては積極的にIC	12 月にダム本体工事を契約し、川上	思川開発事業については令利
合は、可能な範	施設の整備	業執行を行っているか。	設工事が最盛期を迎える中、令和元年7月の豪雨をは	Tを取り入れて施工管理・	ダム建設事業については令和2年12	年12月にダム本体工事を契約
特定事業先行調	別表2「ダム等事業」		じめとする3度の豪雨災害に見舞われながら、関係機	品質管理の合理化・高度化	月にダムコンクリート打設量が全体	   川上ダム建設事業については全
制度等を活用す	に掲げる4施設の新		関と調整し追加予算を確保した上で、関連工事との工	を図り、工期短縮を図りつ	の 9 割に到達するなど、ダム本体工	2年 12 月にダムコンクリート
とにより、工期 近やこれに伴う	築事業及び2施設の 改築事業について		程調整、資機材の集中投入、ICT等の施工の効率化 により工程短縮を図るとともに、被災対応のため作業			
増を回避し、	は、将来の適切な施		員が全体的に不足となる中、コンクリート打設工、堤	目標の達成に大きく寄与し	事等を着実に進めた。	設量が全体の9割に到達する
画的かつ的	設管理の視点も含め		体工、基礎処理工等ダムの利水・治水機能を確実に発	たのみならず、令和元年度	また、既設ダムの有効活用を図る	ど、ダム本体工事等を着実に進
色に努めるこ	て、計画的かつ的確		揮させる工事に労務を集中させ、工事を完成させた。	国土交通省国土技術研究会	ための早明浦ダム再生事業及び藤	た。
	な事業執行を図る。 丹生ダムについて		平成31年4月に導水路を貫通させ、令和元年10月に はダム本体工事において盛立完了・打設完了式を開	(イノベーション部門Ⅱ) において最優秀賞を受賞す	原・奈良俣再編ダム再生事業 (奈良俣	また、既設ダムの有効活用を
	は、事業廃止に伴い		催、12月より試験湛水を開始し、令和2年4月には管	るなど高く評価された。	ダム関係) についても着実に進めた。	
	追加的に必要となる		理に移行させており、定量目標を達成した。中でも、			
	工事を実施する。		ダム本体の盛立において、材料採取・選別~材料製造・ 調整~施工の各段階において積極的にICTを取り	・木曽川水系連絡導水路事業	施工にあたっては、各建設事業の	
	① 水需要の動向、		調金~旭工の各段階において積極的に I C I を取り 入れ、施工管理・品質管理の合理化・高度化を図り、	については、検証作業の進 捗を図るべく中部地方整備	進捗に応じた CIM や ICT 施工の活用	良俣ダム関係) についても着ま
	事業の必要性、費用		工期短縮を図りつつ安定した品質の盛立を可能とし	局と連携し、必要な検討を	といった、いわゆる	進めた。
	対効果、事業の進捗		た取組が高く評価され、令和元年度国土交通省国土技術の	進めた。事業の再評価(治	i-Construction&Management による	施工にあたっては、各建設事
	見込み等を踏まえ事 業評価を行うととも		術研究会(イノベーション部門Ⅱ)において最優秀賞 を受賞した。	水、水道、工業用水道)につ いては、事業毎に事業の必	   取組を推進しており、特に小石原川	
	に、用地補償も含め		・藤原・奈良俣再編ダム再生事業 (奈良俣ダム関連) は、	要性や費用対効果等に対し	ダム建設事業における取組が令和元	
	た円滑な業務執行、		令和2年3月の事業実施計画の認可、4月に国土交通	審議がなされ、再評価を実		
	事業にかかる適正な		省から事業承継を受け、令和3年2月には洪水放流設	施した全ての事業において	年度国土交通省国土技術研究会にお	i-Construction&Management (3
	要員配置及びコスト縮減を図りつつ、計		備改良工事を契約し、ゲートの工場製作を実施、管理 用制御処理設備の改良に着手するなど着実に事業を	「継続」の対応方針が示さ れた。	いて最優秀賞を受賞したことは注目	る取組を推進しており、特に小
	画的かつ的確に取り		進捗させた(令和3年度末までの事業進捗率:	4070	に値する。	原川ダム建設事業における取組
	組むとともに、第三		37.9%)。	・事業費の縮減を図るため、	以上より、中期計画に基づき、計画	   令和元年度国十交诵省国十技術
	者の意見を求めるな		・早明浦ダム再生事業は、増設放流設備について水理模型を整ち行うとして水理模型を	計画(調査)・設計・施工・	的かつ的確な事業執行を図ってお	
	ど、事業費・工程の適 正な管理に努める。		型実験を行うとともに施工計画の検討を行い、本体着 手のための準備工事に着手して、着実に事業を進捗さ	維持管理の各段階を通して 検討し、CIMの活用に新		
	また、自然災害等が		せた(令和3年度末までの事業進捗率:6.4%)。	たな知見も取り入れ、各種	り、所期の目標達成が見込まれるこ	ことは注目に値する。
	発生した場合には、			仕様を見直すとともに、コ	とから、B評価とした。	以上より、中期計画に基づき、
	工期の遅延や事業費		ウ. ダム等事業の事業評価	スト縮減と設計等の最適化		画的かつ的確な事業執行を図っ

- の増嵩を極力軽減するとともに、業務に 支障のない範囲で関 係機関等の被害軽減 に努める。
- ② 事業費の縮減を 図るため、新技術の 活用、計画・設計・施 工の最適化等に取り 組む。
- ③ 特定事業先行調 整費制度等を活用す ることにより、工期 の遅延やこれに伴う コスト増を回避する とともに、財政負担 の平準化を図り、事 業の計画的かつ的確 な実施に努める。当 該中期目標の期間に 完成を予定する小石 原川ダム建設事業の 計画的かつ的確な実 施を図るため、当該 事業において特定事 業先行調整費制度及 びダム建設調整費制 度を活用する。

ダム建設調整費制度 においては、交付金、 機構法第25条第1項 に規定する水道の用 に供する者が負担す る負担金及び補助金 の一部に相当する資 金に充てるため、機 構法第32条に基づく 長期借入金をする。 なお、上記により支 弁した資金及び長期 借入金を充てた資金 については、当該事 業の実施に要する費 用を交付する者から 交付を受け、期限ま でに、支弁した資金 の回収及び長期借入 金の償還を完了す

④ ダム等事業に直 接関わる住民及び下 流受益地の理解と協

- ・ダム事業の検証に係る検討では、木曽川水系連絡導水 路事業の関係地方団体からなる検討の場を、平成30 年12月21日に第4回幹事会、令和3年6月3日に 第5回幹事会を開催した。引き続き、検証作業の進捗 を図るべく中部地方整備局と連携し、必要な検討を進 めた。
- ・事業の評価(治水、水道、工業用水道)については、 思川開発事業の再評価(治水)は令和元年度に、木曽 川水系連絡導水路事業の再評価(治水、水道)は平成 30年度と令和3年度に、川上ダム建設事業は令和3年 度に、それぞれの事業の必要性や費用対効果等に対し 審議がなされ、「継続」の対応方針が示された。

### エ. 用地補償に係る取組

・思川開発事業に係る用地補償業務では、ダム本体工事の実施に必要なダムサイトの未取得用地について取得を完了させ、事業を進捗させた。川上ダム建設事業では、貯水池内の事業用地の取得を令和元年度に、管理設備の構造変更に伴い取得が必要となった事業用地の取得を令和3年度に完了させた。早明浦ダム再生事業では、支障物件の移転に係る補償を実施したほか、建設発生土受入地とする事業用地の取得を完了させた。

[以上 1-2-1(1) ① pp. 137~144, 149~150]

- オ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化
- ・事業費の縮減を図るため、計画(調査)・設計・施工・維持管理の各段階を通して検討し、各段階を最適な仕様に見直すとともに、工事には積極的にICTの活用を図り、施工等の最適化に取り組んだ。
- ・南摩ダム(思川開発事業)では、調査・設計段階においてダム本体型式を土質遮水壁型ロックフィルダムからコンクリート表面遮水壁型ロックフィルダムに変更することにより、ダム堤体積の縮減、土質材料採取工事費、用地費といった材料山に関する費用を削減した。さらに、広範囲なコア材料を採取する材料山が不要となり、工事による地形改変面積が縮小することで環境影響の低減に寄与した。
- ・川上ダムでは、設計、施工、維持管理へ一貫したCIMを構築し、設計段階では構造物の設計照査、施工段階では地質スケッチ図の3次元化及び基礎処理データの可視化による基礎地盤情報と施工実績対比によるグラウチング効果の検証、管理設備の異業種工事(土木・機械設備・電気設備)間でのフロントローディング、維持管理段階ではダム管理での各種観測結果の分析・評価に必要となる設計・施工段階の情報を継承するしくみを作り、維持管理の効率化・高度化に取り組んだ。
- ・小石原川ダムでは、ダム本体建設工事においてフィルダム堤体の新たな施工管理手法を確立・実施するため、有識者・専門家からなるロックフィルダム技術検討会を開催し、設計・施工の両面にわたって指導・助言を得ながらフィルダム堤体の合理化・高度化に係る技術的事項をとりまとめ、設計・施工の最適化に取り組んだ。
- ・早明浦ダム再生事業では、増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成することで、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係が明瞭になり、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法、施工計画がより精度の高い内容となった。また、時間情報を付与した4次元モデル作成による施工ステップの可視化や3次元モデルを用いた工事数量算出に取り組んだ。

に取り組んだ。

- ・思川開発事業及び小石原川 ダム建設事業において、水 源地域の振興及び生活再建 対策として付替道路工事を 関係県等から委託を受けま 施した。丹生ダムにおいて は、滋賀県から委託を受け 道路改良工事を実施した。

<指摘事項、業務運営上の課題及び ことから、B評価とした。 改善方策>

(特になし)

<その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・ダム事業において、最新の技術を活用した設計施工工事及び CIM や ICT を活用した工事 (i-C&M) の導入に取り組むなどコスト縮減や適切な工程管理等を図りながら着実に事業進捗が図られている。また、度重なる豪雨により被災しながらも、小石原川ダムの工事を概成させたことは評価に値する。
- ・ダムの建設が着実に進められている。小石原川ダムは令和2年度4月から管理に移行して定量目標を達成しており、洪水防止にも貢献することになった。

複数のダム事業において、コスト縮

減を図りつつ、事業の早期着工あるいは進捗に努めている。事業の計画から実施において、ICTの活用など新技術が積極的に採用されており、i-Construction & Managementの推進を図っている点を評価することができる。以上より、「B」評価は適切である。

おり、所期の目標を達成している ことから、B評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策> (特になし)

<その他事項>

- 計画したダムの着実な建設が進 んでいる。
- 複数のダム事業において、CIMやi-Construction & Management を導入してコスト縮減を図りつつ、事業の早期完了に努めている。
- ・UAV による管理の取組について、 建設だけではなく、将来の管理 を見据えての取組であり、良い 取組であると考える。
- ・ダム事業において、最新の技術を活用した設計施工工事及びCIM や ICT を活用した工事(i-C&M)の導入に取り組むなどコスト縮減や適切な工程監理等を図りながら着実に事業進捗が図られている。

力を得て、水源地域  $[1-2-1(1) ② pp. 144 \sim 148, 150]$ 対策特別措置法(昭 ・難易度「高」と設定された本 和 48 年法律第 118 カ. 特定事業先行調整費制度等を活用し支弁した資金の 項目について、以上の取組 及び成果により、定量目標 号)及び水源地域対 回収等 策基金と相まって、 小石原川ダム建設事業に特定事業先行調整費制度及 を達成するなど中期目標を 十分に達成したものと考え 関係者の生活再建対 びダム建設調整費制度を活用し、工期の遅延やこれに 策を実施する。 伴うコスト増を回避するとともに財政負担の平準化 られるため、B評価とした。 ⑤ 事業に附帯する を図り、計画的かつ的確に事業を実施した。また、特 業務についても的確 定事業先行調整費に活用した資金の回収、ダム建設調 <課題と対応> な実施を図る。 整費の活用に借入れた資金の償還にそれぞれ着手し、 計画どおり回収及び償還を実施した。 特になし。 [1-2-1(1) ③ p. 148, 150] (2)ダム再生の取組 (2)ダム再生の取組 「ダム再生ビジョ 近年の気候変動の影 キ. 水源地域の振興及び生活再建対策の実施 ン」を踏まえ、「3-響を踏まえ、既存施 ・思川開発事業及び小石原川ダム建設事業において、水 1 水資源開発施設 設の機能を効果的に 源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附 帯する付替道路工事について、基本協定等に基づく関 等の管理業務」の取 | 発揮させるため、高 組とあわせ、ダムの|機能化のための施設 係県等からの委託等を受けて工事を実施した。丹生ダ 長寿命化や放流能力 改良等既設ダムの有 ムについては、機構が実施する原形復旧に併せ、滋賀 を強化するなど高機 効活用に向けた取組 県が実施する道路改良工事を効率的に実施するため について、計画的か に締結した基本協定に基づき、滋賀県から委託を受け 能化のための施設改 つ的確な事業執行を 良、維持管理におけ て工事を実施した。 る効率化・高度化な│図る。また、  $(1-2-1(1) \oplus p. 148 \sim 149, 150)$ どの既設ダムの有効 i-Construction & 活用に向けた取組を Management の推進を ク. 既設ダムの有効利用に向けた取組 推進すること。 図り、技術の向上に ・平成30年4月に早明浦ダム再生事業に着手し、本体 よって開発された成 実施設計に向けた地質調査、既設ダム堤体の健全性調 果を積極的に活用 査、増設放流設備の配置設計及び実施設計、水理模型 し、建設段階の情報 実験を実施し、本体工事着工に向けた先行工事等の契 を維持管理で効果 約手続を開始するなど事業を着実に進めた。 令和2年4月に藤原・奈良俣再編ダム再生事業(奈良 的・効率的に活用す る取組や、ダム管理 俣ダム関係) に着手し、令和3年3月には洪水放流設 備の改良工事に着手、令和4年3月にクレストゲート 用発電の導入等を進 める。 の工場製作を完了し、令和5年3月の事業完了に向け て事業を着実に進捗させた。 近年の豪雨等によるダムの計画規模を超える流入量 の発生や、気候変動の影響により豪雨の頻発化・激甚 (3) 特定河川工事の (3) 特定河川工事の 代行(特定改築等工 代行(特定改築等工 化する予測を踏まえ、流域の洪水被害軽減を目的とし 事に係るもの) 事に係るもの) た既存ダムの有効活用についてモデルダムを選定し、 都道府県等を技術的 | 機構法第19条の2第 治水機能向上等の検討を継続して実施した。 に支援するため、機 1項に規定する特定  $[1-2-1(2) \text{ pp. } 152\sim153, 158]$ 河川工事の代行(特 構法第19条の2第1 定改築等工事に係る 項に規定する特定河 ケ. i-Construction & Management の推進 川工事の代行(特定 もの)を都道府県知 ・調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新、 改築等工事に係るも 事等から要請され、 改築までのあらゆる建設生産プロセスの現場におい の)を都道府県知事 | 機構が実施すること て、抜本的な生産性の向上、効率化及び高度化を図る 等から要請され、機 が適当であると認め ため、i-Construction & Management を推進している。 ・川上ダム建設事業では、設計、施工、維持管理へ一貫 構が実施することが┃られる場合には、機 したCIMを構築し、維持管理段階で必要とされる建 適当であると認めら 構が有する知識・経 れる場合には、機構|験や技術等を活用 設段階の情報を閲覧可能とし、観測・蓄積データを効 が有する知識・経験し、特定河川工事の 果的に可視化する機能を付加するなど、建設段階の情 代行の適切な実施を 報を維持管理段階で効果的・効率的に活用する取組を や技術等を活用し、 特定河川工事の代行 図る。 進めた。 の適切な実施を図る ・小石原川ダム建設事業では、CIMに入力された地質 こと。 や基礎処理情報、施工情報を確認できる環境の整備 や、盛立工の転圧回数、含水比等をリアルタイムに監 視するシステムの構築とともに、タブレット端末から の監督を可能にすることにより、施工管理、品質管理 等の監督業務の効率化を図った。 ・管理段階にある布目ダムでは、ダム管理用制御処理設 備からのデータの自動取り込みや経年履歴モニタリ ング機能を備えた維持管理CIMを構築し、ダム管理

の効率化・高度化に取り組んだ。

	T	[1-2-1(2) pp. 153~157, 158]		
		コ. ダム管理用水力発電の導入に係る検討		
		・思川開発事業(南摩ダム)では、ダム管理用水力発電		
		設備の導入に向けた施設設計を進捗させ、川上ダム建		
		設事業では、ダム管理用水力発電設備の設置を完了さ		
		せた。小石原川ダム建設事業では、ダム管理用水力発		
		電設備を設置し、運用を開始した。		
		(1-2-1(2) p. 158)		
		サ. 特定河川工事の代行(特定改築工事に係るもの)		
		・都道府県知事等からの要請に基づく特定河川工事の		
		代行(特定改築等工事に係るもの)業務は生じなかっ		
		E. (1.0.1(0), 150)		
		[1-2-1(3) p. 159]		

注)表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間に係る業務実績報告書」における記載箇所を示す。

## 4. その他参考情報

(平成30年度)ダム等建設業務において、複数年度に亘り実施している業務等の支払の一部を翌年度に行うため、予算額と決算額に乖離がある。 (令和元年度)ダム等建設業務において台風や豪雨等により工事等の一部を翌年度に繰り越したため、予算額と決算額に乖離がある。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1 - 7	用水路等建設業務		
業務に関連する政策・施	政策目標:良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の	当該事業実施に係る根拠(個	水資源機構法第 12 条
策(国土交通省)	実現	別法条文など)	
	施策目標:水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
当該項目の重要度、困難	重要度:「高」(国民生活・経済にとって特に重要な7つの水資源開	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48
度	発水系において、閣議決定された水資源開発基本計画に基づき、水	レビュー (国土交通省)	
	資源開発施設等の改築等を行うことで、通水機能の回復、施設の長		
	寿命化と耐震性の確保に努めることにより、用水の安定供給を可能		
	とすることが極めて重要であるため。)		
	難易度:「高」(複雑かつ高度な水利用が行われている7つの水資源		
	開発水系において、広域的かつ複数の利水者に対して用水の適正配		
	分、安定供給を実施するなど中立的で高い公共性が必要とされるな		
	か、利水者ニーズを適時・適切に把握し、365 日24 時間、既存の		
	用水を絶やすことなく継続的に供給しつつ、用水路等の改築事業を		
	実施する必要があるため。)		

2. 主要な経年データ	主要な経年データ												
①主要なアウトプ	゜ット(アウトカ	ム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考)前中期目標期間最終年度値	H30 年度	R元年度	R 2年度	R 3年度			H30 年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	
群馬用水緊急改築 事業進捗率 (実績値)	平成 30 年度に 事業を完了させ る。	78. 1%	事業完了	_	-	-		予算額(千円)	22, 751, 129	15, 525, 932	16, 145, 093	12, 944, 193	
房総導水路施設緊 急改築事業進捗率 (実績値)	令和2年度に事 業を完了させ る。	55. 4%	73. 2%	84.6%	事業完了	_		決算額(千円)	16, 444, 717	16, 355, 388	17, 762, 642	14, 904, 261	
木曽川右岸緊急改 築事業進捗率 (実績値)	令和2年度に事 業を完了させ る。	_	73. 3%	89.1%	事業完了	_		経常費用(千円)	239, 912	89, 687	7, 706, 797	846, 805	
利根導水路大規模 地震対策事業進捗 率(実績値)	_	_	46.4%	60.7%	74.5%	78.6%		経常利益 (千円)	_	_	_	_	
豊川用水二期事業 進捗率 (実績値)	_	18.3%	27. 2%	35. 1%	44.0%	53.4%		行政コスト (千円)	152, 111	89, 687	7, 706, 797	846, 805	
愛知用水三好支線水路緊急	_	_	24.5%	57.9%	86.4%	96.0%		従事人員数	183	172	189	172	

対策事業)単率(実績値)							/				
福岡導水施設地震	_	_	0.1%	2.2%	4.6%	7.8%	/				
対策事業進捗率											
(実績値)											
成田用水施設改築	_	_	_	3.8%	8.5%	14. 2%					
事業進捗率											
(実績値)											
香川用水施設緊急	_	_	_	_	7.9%	55.3%					
対策事業進捗率							/				
(実績値)							V				

〈定量目標〉群馬用水緊急改築事業:平成30年度に事業を完了させる

房総導水路施設緊急改築事業:令和2年度に事業を完了させる

木曽川右岸緊急改築事業:令和2年度に事業を完了させる

- 〈指標〉利根導水路大規模地震対策事業進捗率、豊川用水二期事業進捗率、愛知用水三好支線水路緊急対策事業進捗率、福岡導水施設地震対策事業進捗率、成田用水施設改築事業進捗率、香川用水施設緊急対策事業進捗率(進捗率は各事業の総事業費に対する当該年度までの事業執行額)
- (注1) 木曽川右岸緊急改築事業、利根導水路大規模地震対策事業の事業進捗率は、第 1 回計画変更後の総事業費をもとに算出している。これに伴い、これらの事業にかかる「前中期目標期間最終年度値」については「-」表示としている。
- (注2) 用水路等建設業務に係る予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- (注3) 従事人員数は、1月1日時点。
- (注4)独立行政法人会計基準改訂前の平成30年度分の「行政コスト」は、「行政サービス実施コスト」を記載。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	主な評価指標等 法人の業務実績・自己評価 主務大臣による評価			 こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
水需要の動向、事 業の必要性、費用対	用水路等建設業務 を着実に推進する。	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定:B	評定 B	評定   B
一条の必要性、質用剤   効果、事業の進捗見	を 相美に推進する。 このうち、群馬用水	群馬用水緊急改築事業	ア. 事業制度の創設・拡充の取組	計是.D	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
込み等を踏まえ事業	緊急改築事業につい	平成 30 年度に事業を完 了させる。	・令和2年度において、水資源機構かんがい排水事業の事	・機構による資料の整理、農	群馬用水緊急改築事業を平成30年	群馬用水緊急改築事業を平成 30
評価を行うととも に、用地補償も含め	ては平成30年度、房 総導水路施設緊急改	」   房総導水路施設緊急改	業実施要件を満たしていない農業用水施設の地盤沈下 対策、並びに農業施策を踏まえた事業実施計画案を作成	水省への提案により、事業 制度が拡充された。さらに	度に、房総導水路施設緊急改築事業及	年度に、房総導水路施設緊急改築事
た円滑な業務執行、	築事業及び木曽川右	築事業   令和2年度に	するための調査制度の必要性を整理した上で農林水産	地区調査制度が創設され	び木曽川右岸緊急改築事業を令和 2	
事業にかかる適正な	岸緊急改築事業につ	事業を完了させる。	省に提案・調整した結果、同事業制度の拡充及び地区調本制度が創みされ、翌年度といる場合である。	た。 ・水路等事業の計画的かつ	年度にそれぞれ完了させており、定量	
要員配置及び新技術の活用や工法の工	いては令和2年度ま でに事業を完了させ	木曽川右岸緊急改築事	査制度が創設され、翌年度より対応可能となった。さら に、令和3年度において、同事業の事業要件を満たして	的確な事業遂行を図り、群	目標を達成した。	おり、定量目標を達成した。
夫、生産性の向上等	る。(定量目標)	業 令和2年度に事業	いない支線水路等の更新・耐震対策や、貯留機能や通水	馬用水緊急改築事業、房総		
によりコスト縮減等 を図りつつ、計画的	また、利根導水路 大規模地震対策事業	を完了させる。	機能が低下している水路(クリーク)の災害防止対策に ついて、その必要性をとりまとめ、農林水産省に提案・	導水路施設緊急改築事業、 木曽川右岸緊急改築事業	利根導水路大規模地震対策事業、豊	利根導水路大規模地震対策事業、
かつ的確な実施を図	については令和5年		調整した結果、同事業制度が拡充され、翌年度より対応	及び利根導水大規模地震	川用水二期事業、愛知用水三好支線水	豊川用水二期事業、愛知用水三好支
ること。	度まで、豊川用水二	<その他の指標>	可能となった。	対策のうち埼玉合口二期	路緊急対策事業、福岡導水施設地震対	
また、事業に附帯する業務についても、	期事業については令 和12年度まで、愛知	利根導水路大規模地震 対策事業進捗率	イ.事業費・工程管理の充実	施設については、計画どお り完了して定量目標を達	策事業、成田用水施設改築事業、香川	地震対策事業、成田用水施設改築事
的確な実施に努める	用水三好支線水路緊	対成事業進抄率   豊川用水二期事業進捗	・適正な事業費及び工程管理を実施するため、各事業と	成し、老朽化した施設の機	用水施設緊急対策事業についても、着	業、香川用水施設緊急対策事業につ
こと。	急対策事業について は令和4年度まで、	豆川用小一州尹未進抄   本	も利水者、関係機関あるいは学識経験者からなる各種 委員会等を開催し、その結果を事業費・工程の適正な	能回復等により、更なる用 水の安定供給が図られ、事	実に事業を進捗させた。	いても、着実に事業を進捗させた。
	福岡導水施設地震対	   愛知用水三好支線水路	管理に反映し、施設の長寿命化、耐震化を計画的かつ	業効果が発現した。	とりわけ成田用水施設緊急改築事	とりわけ成田用水施設緊急改築
	策事業については令	緊急対策事業進捗率	的確に進捗させた。		業の事業化に際しては、成田財特法の	事業の事業化に際しては、成田財特
	和 14 年度まで、成田 用水施設改築事業に	福岡導水施設地震対策	ウ. 用水路等建設事業の進捗	・施設の老朽化対策及び耐 震対策として水路等の改	改正、空港周辺整備計画の変更手続、	法の改正、空港周辺整備計画の変更
	ついては令和10年度	事業進捗率	・群馬用水緊急改築事業については、幹線トンネルの改	築を行う愛知用水三好支	   空港建設に係る経緯を踏まえた地元	
	まで、香川用水施設 緊急対策事業につい	成田用水施設改築事業 進捗率	築工事を計画的に実施し、計画どおり平成 30 年度に 事業を完了させ、定量目標を達成した。	線水路緊急対策事業等、新 たに4事業に着手した。特	への丁寧な説明等の手続が必要にな	
	スロス 大事 未に ういては、 令和 6 年度ま	<sup>進扬率</sup>   香川用水施設緊急対策	・利根導水路大規模地震対策事業については、利根大	に、成田用水施設改築事業	るなど、他の用水路事業と異なり、他	
	でに事業を完了させ	事業進捗率	堰、埼玉合口二期施設、秋ヶ瀬取水堰及び朝霞水路の	は、地元情勢に配慮した慎	律的で難易度が高く時間を要するプ	異なり、他律的で難易度が高く時間
	るよう計画に沿った 整備を行う。	770.00	補強工事等を計画的に実施して、令和3年度末までの事業進捗率を78.6%とし、埼玉合口二期施設につい	重な対応、成田国際空港の 機能強化や成田財特法に	「中の	
		   <評価の視点>	ては令和元年度に、秋ヶ瀬取水堰については令和3年	係る各種法手続き等、一般		
	(1)計画的で的確な 施設の整備	水路等の改築事業の計	度に計画どおり完了させた。 ・房総導水路施設緊急改築事業については、横芝・大網・	的な改築事業にはない難 易度の高いプロセスを要		
	別表3「用水路等	画的かつ的確な事業執	長柄揚水機場のポンプ設備等の改修及びトンネル、サ	する事業であったが、関係	木、旭市「十住及と安りる正備町画の	努力を重ねた結果、通常1年程度を
	事業」に掲げる9施	行を行っているか。	イホンの耐震補強、改築工事等を計画的に実施し、計	機関と綿密な連携・調整を	変更手続期間を大幅に短縮して約 2	要する整備計画の変更手続期間を
	設の改築事業につい ては、将来の適切な		画どおり令和2年度に事業を完了させ、定量目標を達成し、老朽化した施設の機能回復、大規模地震に対す	重ね、早期着工を実現し、 施設改築の推進が図られ	ヶ月で完了させ、令和元年10月から	大幅に短縮して約2ヶ月で完了さ
	施設管理の視点も含		る安全性の確保により、さらなる安定供給が可能とな	ている。	事業に着手に至った点は注目に値す	せ、令和元年 10 月から事業に着手
	めて、計画的かつ的 確な事業執行を図		った。 ・豊川用水二期事業については、大野導水併設水路工	・事業再評価等を適切に実	る。	に至った点は注目に値する。
	惟な事未刊行を囚る。		事、西部幹線併設水路工事、東部幹線併設水路工事及	施し、事業継続等の妥当性	各事業の実施に当たっては、地域住	その他、水資源機構かんがい排水
	① 水需要の動		び牟呂幹線水路改築工事を計画的に実施して、令和3	を確認し「継続」との評価	民や関係機関への積極的な情報発信	事業の制度拡充の必要性を整理し、
	向、事業の必要性、費 用対効果、事業の進		年度末までの事業進捗率を53.4%とした。 ・木曽川右岸緊急改築事業については、劣化の著しいP	結果が示された。	   に努め、利水者ニーズを適時適切に把	農林水産省への提案・調整を行った
	捗見込み等を踏まえ		C管の改築やトンネル背面空洞充填工事等を計画的	・用地補償については、事業	握した通水に支障のない施工方法を	   結果、令和2年度においては、農業
	事業評価を行うとと もに、用地補償も含		に実施し、計画どおり令和2年度に事業を完了させ、 定量目標を達成し、多発していた漏水事故が防止さ		採用することで、用水供給を継続しつ	
	めた円滑な業務執		た重日標を建成し、多先していた個が事故が初立され、施設の安全性が確保されたことにより、用水の安	補償等を適切に行うこと	つ事業を進捗させた。	盤沈下対策の要件緩和とともに、農
	行、事業にかかる適		定供給及び維持管理の軽減が図られ、事業効果が発現	で円滑な業務執行を図っ	定量目標の3事業を完了させ、漏水	
	正な要員配置及びコスト縮減を図りつ		した。 ・愛知用水三好支線水路緊急対策事業については、三好	た。		
	つ、水路等施設の長		池堤体耐震補強工事及び三好支線水路改築工事を計	・新技術の活用による施工	の多発など老朽化していた施設の機	
	寿命化、耐震化を計画的なの的際に取り		画的に実施して、令和3年度末までの事業進捗率を 96.0%とした。	等の最適化により、コスト 縮減を図った。	能回復、大規模地震に対する安全性確	
	画的かつ的確に取り 組むとともに、事業		96.0%とした。 ・福岡導水施設地震対策事業については、トンネル併設	相例を囚つた。	保により、さらなる用水の安定供給や	
	費・工程の適正な管		水路等の工事及び調査を計画的に実施して、令和3年		維持管理の軽減を実現するなど、所期	支線水路等の更新・耐震対策の実施
			46			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

理に努める。

- ② 事業費の縮減 を図るため、新技術 の活用、計画・設計・ 施工の最適化等に取 り組む。
- ③ 事業に附帯す る業務についても、 機構が培ってきた改 築技術を活用して、 計画的かつ的確な実 施を図る。
- ④ 水路等施設の 電気・機械設備につ いて、改築事業にお ける老朽化対策で は、設備の更新・整備 を実施する。また、大 規模地震対策では、 設備の補強改造を実 施する。
- ⑤ 改築事業の実 施に当たっては、利 水者ニーズを適時適 切に把握し、通水に 支障のない施工方法 や調整池等を活用す ることにより、既存 の用水を絶やすこと なく継続的に供給し つつ、工事を実施す る。
- ⑥ 改築事業の必要 性や改築技術につい て、地域住民や関係 機関等に対し積極的 な情報発信に努め る。

度末までの事業進捗率を7.8%とした。

- ・成田用水施設改築事業については、空港周辺地域とい う地域特有の地元情勢に配慮した慎重な対応、成田国 際空港の機能強化に伴う大規模インフラ事業との度 重なる協議・調整、成田財特法に係る各種法手続き等、 一般的な改築事業にはない難易度の高いプロセスを 要する事業であったが、関係機関と綿密な連携・調整 を重ねた結果、令和元年8月13日に事業認可、さら に中期目標の変更指示を受け、早期着工を実現した。 また、早急な老朽化対策及び耐震対策が必要な施設で あることに鑑み、事業効果を早期に発現させるべく、 事業進捗に必要な予算及び人員体制を確保し、事業認 可後、速やかに改築工事に必要な実施設計等に進める とともに幹線水路(管路)の弁類等の更新工事等を計 画的に実施して、令和3年度末までの進捗率を14.2% とした。
- ・香川用水施設緊急対策事業については、令和2年8月 28日に事業実施計画の認可を得、さらに中期目標の変 更指示を受け、緊急対策の工事及び今後の耐震工事に 必要な実施設計等を計画的に実施して、令和3年度末 までの事業進捗率を 55.3% とした。

### 工. 用水路等建設事業の事業評価

•利根導水路大規模地震対策事業、房総導水路施設緊急 改築事業及び豊川用水二期事業の事業継続の妥当性 を確認するため、事業の再評価を適切に実施し、それ ぞれの事業に「継続」との評価結果が示された。また、 木曽川右岸施設緊急改築事業の事後評価を適切に実 施し、事業効果のほか、波及的効果の発現等がみられ るとの評価結果が示された。

### オ. 用地補償に係る取組

- 事業完了を迎えた群馬用水緊急改築事業では、管理台 帳調書 (敷地関係) や事業用地管理図等の引継図書を 作成した。
- ・各事業において、工事の支障となる電柱等を移設する 公共補償等を適切に行うことで円滑な業務執行を図 った。

[以上 1-2-2(1) ① pp. 162~166, 171~172]

- カ. 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化
- ・豊川用水二期事業では、併設水路から分水施設への接 続方法として大規模な立坑等の仮設を設置せずに分 水接続管の施工が可能なベビーモール工法を採用し、 コスト縮減を図った。また、併設水路工事に伴う立坑 構築に新技術のCCC工法(高品質変位低減型中層混 合処理工法)を採用し、標準的な従来工法と比較して 約130日間の工期短縮を図り施工の最適化を図った。
- ・木曽川右岸緊急改築事業では、管水路の更新工事のう ちダクタイル鋳鉄管による更新工事で、従来のK形か ら新規に開発されたALW形のダクタイル鋳鉄管を 採用し、コスト縮減を図った。

 $(1-2-2(1) ② pp. 166\sim167, 172)$ 

- キ. 事業に附帯する業務の計画的かつ的確な実施
- ・東京都水道局が保有する朝霞水路2号沈砂池等の耐 震化を東京都水道局から委託を受け、平成30年度か ら耐震照査、基本設計及び実施設計、令和2年度から 耐震補強工事に着手し、計画的かつ的確に業務の進捗 を図った。
- ・愛知県企業庁が保有する佐布里池の耐震化工事を愛 知県企業庁から委託を受け、綿密な配水調整を行いな がら補強盛立工を実施し、計画どおり令和2年度に耐

- 道局が保有する朝霞水路 2号沈砂池等の耐震化及 評価とした。 び愛知県企業庁が保有す る佐布里池の耐震化工事 を管理者から委託を受け、 計画的かつ的確に実施し 業務を進捗させ、佐布里池 の耐震化工事を計画どお り完了させた。
- ・水路等施設の電気・機械設 備に係る更新・整備等につ いて、揚水機場のポンプ設 備の更新等を完了させ工 事を計画的かつ的確に実 施した。
- 利水者ニーズを適時適切 に把握した改築工事の実 施に当たっては、通水に支 障のない施工方法や調整 池等を活用することによ り、既存の用水を絶やすこ となく継続的に供給しつ つ、工事を実施した。
- ・改築事業の必要性等につ いて、工事見学会の開催等 を通じて、地域住民等や関 係機関に対し積極的な情 報発信に努めた。
- ・難易度「高」と設定された 本項目について、以上の取 組及び成果により、定量目 標を達成するなど中期目 標を十分に達成したもの と考えられるため、B評価 とした。

<課題と対応> 特になし。

・事業に附帯する東京都水 の目標達成が見込まれることから、B や、水資源開発施設等の改築や緊急

<指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策>

(特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- に混乱を招くこともなく丁寧に対 応して事業を進めている。
- 新たな事業地区においても速やか に事業化して工事に着手している。 農地防災事業制度の改善や関連す る調査の必要性について主務省に 具体的に提案し、制度の拡充や創設 が行われた。これによって、リスク に備えるのみならず、農業の競争力 強化に貢献するための計画立案が 可能になったことは意義深く、「BI 評価は妥当である。

対策事業と一体的に水路(クリー ク) 等の災害防止対策に係る整備を 行うことが可能となった。

各事業の実施に当たっては、地域 住民や関係機関への積極的な情報 発信に努め、利水者ニーズを適時適 切に把握した通水に支障のない施 工方法を採用することで、用水供給 を継続しつつ事業を進捗させた。

定量目標の3事業を完了させ、漏 ・用水路等建設業務については、地元 | 水の多発など老朽化していた施設 の機能回復、大規模地震に対する安 全性確保により、さらなる用水の安 複数の事業を計画通りに完了させ、 定供給や維持管理の軽減を実現す るなど、所期の目標を達成している ことから、B評価とした。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> (特になし)

### <その他事項>

- ・複数の事業を計画通りに完了さ せ、新たな事業地区においても速 やかに着手したことは意義深く、 「B」評価は妥当である。
- ・改築及び耐震補強を中心とした事 業の着実かつ的確な実施は評価 出来る。今後とも、必要な事業を 的確に実施して頂きたい。

震化工事を完了させた。	
[1-2-2(1) ③ pp. 167~169, 172]	
(1 2 2 (1)	
ク. 水路等施設の電気・機械設備に係る更新・整備等	
・房総導水路施設緊急改築事業では、令和元年度までに	
横芝・大網・長柄揚水機場のポンプ設備等の改修、施	
設の監視制御のための伝送装置等の改造を終え、令和	
2年度に総合試運転を実施した上で、計画どおり令和	
2年度に事業を完了させ、設備の機能回復を図った。	
・利根導水路大規模地震対策事業では、秋ヶ瀬取水堰に	
係る洪水吐きゲート及び調節ゲートの耐震補強を令	
和2年度までに完成させ、利根大堰に係る洪水吐きゲー	
ート全て及び調節ゲート4門のうち2門の耐震補強	
を完了させるとともに、調節ゲート2門の耐震補強を	
計画どおり進捗させた。	
$[1-2-2(1) \ \textcircled{4} \ \text{pp. } 169 \sim 170, 172]$	
ケ. 利水者ニーズを適時適切に把握した改築工事の実	
海	
・房総導水路施設緊急改築事業では、利水者、千葉県及	
び機構で構成する施設整備計画等検討連絡会を開催	
し、施工に必要な空水期間と当該期間に用水を継続的	
に供給するために東金ダム、長柄ダムの貯留水を活用	
することを説明し、用水の供給を絶やすことなく、改	
築工事を計画的に実施した。	
・木曽川右岸緊急改築事業では、利水者、関係市町、岐	
阜県及び機構で構成する木曽川用水上流部施設整備	
検討委員会を開催し、施工に必要な通水切替え時期等	
について調整を行い、白川導水路については水道用水	
と冬季農業用水の最低限必要な用水を供給し、仮設足	
場(移動台車)により工事を実施した。	
以上 1-2-2(1) ⑤ p. 170, 172)	
(5/1 1 2 (1) @ p. 110, 112)	
っ 地域分兄然の間接機関。の建築的もは却が信	
コ. 地域住民等や関係機関への積極的な情報発信	
・毎年度、各用水路等事業ともに事業執行計画や進捗	
状況等について関係利水者に情報提供を行うととも	
に、改築事業の必要性等について、地元説明会や現場	
見学会、地元情報誌等を通じた地域住民や関係機関に	
対する情報発信を積極的に行い、より深い理解を得し	
$t_{\circ}$	
・豊川用水二期事業及び香川用水施設緊急対策事業に	
おいては、関係機関に加え報道機関向けの見学会を開	
催するなど、積極的な情報発信に努めた。	
[1-2-2(1) ⑥ p. 171, 172]	
注)表由「業務宇結爛の「「〕内け」「第4期由期日煙期間に係る業務宇結姻失書」における記載箇所を示す	

## 4. その他参考情報

(平成30年度) 用水路等建設業務において、複数年度に亘り実施している業務等の支払の一部を翌年度に行うため、予算額と決算額に乖離がある。 (令和3年度) 用水路等建設業務において複数年度に亘り実施している工事等の一部を翌年度に繰り越したため、予算額と決算額に乖離がある。 様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2 - 1	業務運営の効率化							
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48					
度		レビュー (国土交通省)						

#### 2. 主要な経年データ 評価対象となる指 達成目標 (参考) H30 年度 R元年度 R2年度 R3年度 (参考情報) 前中期目標期間最終 当該年度までの累積値等、必要な情報 年度値 今中期目標期間最終年 事業費(注1) 令和3年度計画は、平成29年度から 度値 106,533,611 千円 110,972,512 千円 106,533,611 千円 106,533,611 千円 106,533,611 千円 106,533,611 千円 (計画値) 4%縮減 年度計画値の100% 事業費(注1) 102, 111, 560 千円 95,880,484 千円 91,790,232 千円 93,084,146 千円 (実績値) 今中期目標期間の最終 年度値を前中期目標期 上記縮減率(%) 間最終年度実績値 8.0% 13.6% 17.3% 16.1% (110,972,512 千円) か ら4%縮減 年度計画の縮減率に対 達成度 400% 200% 340% 430% する実績縮減率 今中期目標期間最終年 一般管理費 令和3年度計画は、平成29年度から 度值 978, 460 千円 1,111,887 千円 1,089,649 千円 1,022,936 千円 989,579 千円 978,460 千円 (注2) (計画値) 12%削減 年度計画値の 100% 一般管理費 1,089,433 千円 1,022,474 千円 988,871 千円 978,450 千円 (注2) (実績値) 今中期目標期間の最終 年度値を前中期目標期 上記削減率(%) 間最終年度実績値 12.0% 2.0% 8.0% 11.1% (1,111,887 千円) から 12%削減 年度計画の削減率に対 達成度 100% 100% 100% 100% する実績削減率

<sup>(</sup>注1) 事業費については、新築・改築事業費を除く。

<sup>(</sup>注2) 一般管理費については、人件費、公租公課、高齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 中期目標期間の業	務に係る目標、計画	1、業務実績、中期目標	期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	i				
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	価		主務大臣	による記	平価
			業務実績	自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)
(1)業務運営の効率化		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	В
等 ① 要員配置計画を	化等   業務運営全体を通じ	・事業費については、新	ア. 機動的かつ適切な組織体制の構築等	評定 : B	<評定に	 :至った理由>	<評定	<u></u> こ至った理由>
作成し、重点的かつ効	て、以下の取組を実	築・改築事業費を除き、第	・効率的な業務遂行のため、最盛期にある事業に重点	・効率的な業務遂行のため、	   自己評	延価の「B」との評価結果が	業務	軍営の効率化、調達の合理化、
率的な組織整備を行	施することにより、	3期中期目標期間の最終	的に人員配置を行うとともに、新規事業のための組織があればいる。	最盛期にある事業等に重		ると確認できた。所期の目		の活用などの取組を適切に実
2 り。施設管理や建設事 2 業の遂行に必要な休	効率的かつ経済的な   業務の推進に努め	年度(平成29年度)と比較して4%縮減する。	織体制については既存の組織を活用した。平成30年 に海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進	点的に人員配置するとと もに、事業の進捗状況や業				
制を維持しつつ、調	表別に近に分り	•一般管理費(人件費、公	に関する法律の施行に伴い所要の組織を設置するな	務量に応じて適正な規模			施した。	効率的な業務遂行のため、要
査・計画を機動的に実		租公課、高年齢者雇用確	ど機動的かつ適切な組織体制を構築した。	となるよう随時見直しを	価とした	•0	員配置	計画に基づき重点的かつ効率
施できる適切な組織		保措置等の所要額計上を	[2-1(1) ①② p. 174, 175]	行った。			的な組織	織整備及び業務遂行に取り組
体制を構築すること。 ② 災害発生時等を		必要とする経費を除く。)	イ.事業費の縮減	  ・事業費については、適切な			み、中	期目標(中期計画)に沿って、
含めた的確な施設管		については、効率的な運 用により第3期中期目標	・事業費(新築・改築事業費を除く。)については、厳	事業監理等を行うことに	/	項、業務運営上の課題及び		の縮減及び一般管理費の削減
理や建設事業を円滑		期間の最終年度(平成29	しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から適切な	より、令和3年度における				
に実施するため、引き		年度)と比較して消費税	事業監理等を行うことにより、令和3年度において	縮減目標を達成した。また	改善方策			とともに、契約監視委員会によ
続き支社局等を活用 しつつ、事業の進捗状		率の引き上げに係る影響	平成 29 年度と比較して 16.1%縮減し、中期計画に 掲げる所期の目標(平成 29 年度と比較して4%縮	一般管理費については、本社・支社局等において効率	(特にな	:L)	る点検	を受けた調達等合理化計画に
況を踏まえ適正な規		を除き 12%削減する。	減)を達成した。	的な業務運営によるコス			基づき、	公正かつ透明な調達手続等に
模となるよう随時見				ト縮減等を図ることによ			  関する]	取組を適切に行った。
直しを行うこと。 ③ 国からの運営費		<その他の指標>	ウ. 一般管理費の削減	り、令和3年度における削減目標を達成した。これら	<その他	車項 >		管理業務、一般事務業務、建
一切 国からの連営質   交付金によらず、治水		_	・一般管理費(人件費、公租公課、高年齢者雇用確保措置等の所要額計上を必要とする経費を除く。)につ	により、どちらも中期計画				
交付金や国庫補助金、			いても、旅費、光熱水費、印刷製本費の削減等本社・	における所期の目標を達		識者からの主な意見)		こおいて ICT 等の活用・試行に
利水者負担金等によ		   <評価の視点>	支社局等において効率的な業務運営によるコスト縮	成した。	・建設事	業における ICT 活用等に品	取り組ん	んだ。管理業務では、ヘッドマ
り運営している。 業務運営の透明性を		事業費の縮減、一般管理	減等を図ることにより、令和3年度において平成29 年度と比較して12%削減し、中期計画に掲げる所期	  ・業務運営の効率化、高度化	質管理	lの向上や、業務改善 PT に	ウント	ディスプレイによる遠方支援、
一   未物理者の処明性を		費の削減も含め、業務の	の目標(平成 29 年度と比較して 12%削減)を達成	の検討・分析を行い、速や	よる非	効率業務の改善、役員等と	AI KL	るアユ遡上数自動計算システ
安定した組織運営体		効率的な運営が図られて	した。	かに業務改善の取組の推	職員間		ム等の	技術を試行導入し、安全性の確
制を確保した上で、適		いるか。	以上 2-1(1) ③ p. 174, 175)	進・定着、全社への横展開				務の効率化・簡素化に有効であ
切な事業監理を行い、 事業費は、新築・改築			エ.職員の創意工夫を活かした業務改善等	を図った。				
事業費を除き、第3期			・業務改善PTを設置して既存の業務の見直しや効率	・毎年度、調達等合理化計画	められ			等の確認を行い、今後の他の管
中期目標期間の最終			化の検討を行うとともに、WEB会議活用の奨励に	を策定・公表し、年度終了	・業務運	営の効率化が適正に進めら	理所へ	の水平展開が視野に入った。一
年度(平成29年度)と 第4期中期目標期間			よる旅費の節減・移動時間の削減、タブレット会議の導入による紙の資料の削減や資料のコピー・修正に	後の評価・公表を行った。	れてい	る。	般事務	業務では、WEB会議システムや
用4期中期日標期间			等人による紙の質科の削減で質科のコピー・修正に かかる時間の削減、会議の審議時間や終了時刻の明	また、契約手続について は、一般競争入札等を原則	・事業費	ならびに一般管理費ともに	電子決	裁システムを導入して業務の
度)を比較して4%縮			示による会議の効率化等の改善を図った。業務改善	とし、契約監視委員会や入	コスト	縮減に努め いずれも年度	迅速化	・効率化等を図った。 建設事業
減すること。			事例のうち汎用性の高い取組について、全社への横	札等監視委員会による入				
一般管理費(人件費、 公租公課、高年齢者雇			展開を図った。 〔2-1(1) ④ p. 175, 176〕	札、契約手続の点検を受けることにより、公正性・透				ICT の積極的活用及び i-
田確保措置等の所要			(2 1(1) (4) h· 110, 110)	明性を確保した合理的な				uction & Management の推進を
額計上を必要とする			オ. 公正かつ透明な調達手続等に関する取組	調達を実施した。	するな	さ、業務の効率化を多角的	図り、施	江の効率化や確実性向上に取
経費を除く。)は、第			・「独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」を毎年	. 竺畑光沙ラシュルフェクエ	に図っ	ていることから、「B」評価	り組んだ	だ。
3期中期目標期間の 最終年度(平成29年			度策定・公表し、以下の取組を実施するとともに、 年度終了後に評価・公表を行った。	・管理業務における I C T 等の活用について、安全性	は適切	]である。	この	ように、自己評価の「B」との
度)と第4期中期目標			・調達における公正性・透明性確保の観点から、一般	の確保、業務の効率化、業				果が妥当であると確認できた。
期間の最終年度(令和			競争入札等を原則としつつ、総合評価落札方式にお	務の簡素化を目的に、ヘッ				
3年度)を比較して			ける積算業務と技術資料又は施工計画等の審査・評価業務に係る業務の公職第一第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	ドマウントディスプレイのエログロ				目標を達成していることから、
12%削減すること。			価業務に係る業務の分離等、適正な入札契約体制の 更なる強化を実施した。	の活用等のICT技術及 びアユ遡上数自動計数シ	化への	前向きな取り組みを期待	B評価	とした。
(2)調達の合理化	(2)調達の合理化		・既設設備の製作・納入業者のみが所有する技術情報	ステム等のAI技術を活	したい	<b>\</b> 0		
「独立行政法人にお			を必要とする案件は「参加者の有無を確認する公募	用した情報管理技術を導				
ける調達等合理化の 取組の推進について」			手続」により、透明性等が確保された適正かつ効率 的な調達を行った。	入するとともに、これらの 技術が、機構の経営環境の			<指摘3	事項、業務運営上の課題及び改
(平成27年5月25日			<ul><li>・調達等に関するガバナンスの徹底の取組として、随</li></ul>	改善に寄与する取組であ			善方策	
総務大臣決定)等を踏			意契約案件については契約監視委員会の了承を得た	ることを確認した。				
まえ、引き続き、契約			上で契約手続を実施した。				(特に)	(L)

(3) I C T 等の活用

(3) I C T 等の活用 世界最先端IT国家 創造宣言・官民データ 活用推進基本計画(平 成29年5月30日閣議 決定)等を踏まえ、A I、IoTなどの技術 と官民データの利活 用により、平常時にお ける災害リスクの予 防・予知や、発災・復 旧時の円滑な支援策 等の充実を図ること。 また、建設事業につい ては、ICTの積極的 活 用 及 び i-Construction の推進 等により生産性の向 上に努めるとともに、 継続中の事業の計画 的な実施及び利水者 等の関係者間の連携 強化等により、事業費 及び事業の進捗状況 を適切に管理し、円滑 な業務執行を図るこ

・契約監視委員会や入札等監視委員会による入札、契約手続の点検を受け、より一層公正性・透明性を確保した合理的な調達を実施した。

 $(2-1(2) \text{ pp. } 177 \sim 178)$ 

### カ. 管理業務における I C T 等の活用

・i-Construction & Management の推進を図るため、「新たな情報管理技術小委員会」の下で、管理における業務効率化・高度化に効果的な試行技術として、ヘッドマウンドディスプレイによる遠方支援やアユ遡上数自動係数システム等を導入し、これらの技術が安全性の確保、業務の効率化、業務の簡素化の観点から有効であり、経営環境の改善に寄与する技術であることを確認した。

 $(2-1(3) \text{ pp. } 179 \sim 181, 193)$ 

### キ. 一般事務業務におけるICT等の積極的な活用

- ・全国の支社局と事務所、総合管理所と出先管理所間での打合せや本社で開催する研修のリアルタイム配信等にWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図るとともに、職員の移動時間・旅費の節減を図った。
- ・法人文書管理業務の更なる効率化・改善を図るため、 電子決裁を全社に導入したほか、人事総合システム 等の的確な運用を行い業務の効率化、経営環境の改 善を図った。

 $[2-1(3) \text{ pp. } 181 \sim 182, 193]$ 

### ク. 建設事業における I C T の積極的活用

- ・全国的な熟練工等の労働力不足の状況を踏まえ、施工の効率化を目的とした機械化施工等、各建設現場においてICTの積極的活用に加えCIMも取り入れ、生産性の向上、効率化、高度化を図るためを推進した。
- ・小石原川ダム建設事業では、本体コア盛立において、 盛立材料(コア材)のICTを活用した全量監視と 特殊なICT建機による締固めにより、コア部の要 求品質を高度に管理するとともに、施工状況をタブ レット等の携帯端末から遠方にてリアルタイム監視 して受発注者双方で業務の効率化を図った。
- ・川上ダム建設事業では、基礎処理工において、施工 状況や施工済データの閲覧機能、WEBカメラによ る遠隔臨場機能が一元的に集約された「グラウト管 理システム」を利用し、施工計画の検証や見直し、 施工監理を効率的に実施した。また、監査廊点検の 効率化等を目指し、自律飛行UAVによる監査廊点 検の自動化に取り組んだ。
- ・思川開発事業の導水路工事においては、3次元起工 測量データを基に現地形及び対象構造物の3次元モ デルを作成し、定期UAV空中写真撮影による全体 工事進捗把握、24時間稼働のWEBカメラによる各 施工エリアでの施工状況確認・監視システムを整備 し、これらを統合した工事マネジメントプラットフ オーム(導水路工事)を構築し工事監督業務の効率 化、生産性の向上を図った。
- ・豊川用水二期大野導水併設水路工事では、既往地質 資料及びトンネル掘進データ等を一元管理しなが ら、当該データを AIにより分析、トンネルの肌落 ちが発生しやすい特徴を抽出し、この抽出した特徴 を組み込んだ「肌落ち予測システム」を構築した。 これにより、肌落ちへの事前警戒が可能となったほ か、日掘進速度が向上するとともに安全性の向上が 図られた。

- ・一般事務業務においてW EB会議システムの活用 推進、電子決裁の全社導入 による文書管理システム の更なる効率化・改善等を 通じて業務の効率化等を 図った。
- ・建設事業については、CIM、ICTの積極的な活用、i-C&Mの推進を図ることにより、施工の効率化のほか、品質管理の高度化、生産性の向上を図った。
- ・以上の取組及び成果により、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。

<課題と対応> 特になし。

### <その他事項>

- ・ICT 等を活用した業務運営の効率化 が図られている。
- ・政府のデジタル化方針のもと補助 金の活用等により、引き続き効率化 への前向きな取り組みを期待した い。
- ・引き続きデジタル技術の活用を図られたい。

・佐布里池堤体耐震補強工事では、UAVを用いた3		
次元測量(空中写真測量)による起工測量の実施、		
補強盛立工の施工に当たり、GNSS(衛星測位シ		
ステム)から受信した位置情報を基にした盛土厚の		
管理及び締固め管理等、ICT建設機械を活用し、		
施工の効率性や確実性の向上を図った。		
施工の効率性や唯美性の向上を図った。		
ケ. 水資源機構DX推進プロジェクトの推進		
┃・近年顕在化し増大しつつある水に関するリスクに対 ┃		
し、的確に課題解決を図るため、各々の業務へのⅠ		
CTの活用等をさらに推進するとともに、業務や組		
織、職員の働き方等あらゆる分野で変革を図る「独		
立行政法人水資源機構DX推進プロジェクト」を令		
和3年9月に策定・公表した。既存のi-		
Construction & Management 等に係る取組を発展的		
に取り込みつつDXに係る取組を推進するための体		
制を構築するとともに、各分野における生産性の向		
上、安全性の確保、業務の効率化・高度化を図るこ		
と目的とした個別プロジェクトを策定した。		
[以上 2-1(3) pp. 182~193, 194]		
(>/12 1 (0) pp. 102 100, 101)		

# 4. その他参考情報

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3	予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、不要財産の処分に関する計画、重要財産の譲渡計画、剰余金の使途							
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48					
度		レビュー (国土交通省)						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	/	(参考情報)
		前中期目標期間最終年					/	当該年度までの累積値等、必要な情報
		度値						
収入予算現額 (計画値)	_		164,935 百万円	167,668 百万円	162,322 百万円	145, 421 百万円		
収入決算額 (実績額)	_	142,498 百万円	152,640 百万円	149, 133 百万円	146,920 百万円	129,667 百万円		
達成度	_		92.5%	88.9%	90.5%	89.2%		
支出予算現額(計画値)	_	_	178,828 百万円	179,791 百万円	166,808 百万円	150,599 百万円		
支出決算額(実績額)	_	151,507 百万円	160,452 百万円	153, 162 百万円	146,831 百万円	131,950 百万円		
達成度	_	_	89.7%	85.2%	88.0%	87.6%		
不要資産処分手続								
件数(注2)[計画值]	_	_	2件	1件	_	_		
不要資産処分手続								
件数(注2)[実績値]	_	_	3件	- (注3)	_	_		
達成度	_	_	150%	- (注3)	_	_	V	

- (注1) 収入予算現額及び支出予算現額は、前年度繰越額と予算額の合計である。
- (注2) 不要資産処分手続件数は、当該年度に処分手続を行った延べ件数である。
- (注3) 令和元年度においては処分手続きを行った件数はなく、平成30年度に独立行政法人通則法に則り処分手続きを実施した財産に係る国庫納付手続きを行った。

+++	<b>市地利定</b>	業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己記			大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
第4期中期目標期間中に計画されて東西	3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価> 評定:B	評定   B	評定   B			
中に計画される事業量 等に基づき第4期中期	個りを含む)、収支計 画及び資金計画		3. 予算に基づく業務運営、財務諸表等の公開	群化:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>			
計画の予算を作成し、	F	<その他の指標>	・中期目標期間中に計画される事業量等により作	・毎年度年度計画における	   自己評価の「B」との評価結果	- - 予算、収支計画及び資金計画、不要:			
適正な予算管理の下、	供するサービスその他	( C 42   P1 42 1 1 1 W 2	成した中期計画の予算、収支計画及び資金計画に	予算に基づいて円滑な事					
効率的な予算執行による業務に対すること	業務の質の向上に関する目標を達成するため		基づいて適正かつ円滑に事業を実施し、当該予算 により適切な業務運営を行った。	業進捗を図り、適切な業務 運営を実施した。	が妥当であると確認できた。所				
る業務運営を行うことと.	る日標を達成するため にとるべき措置」、	<評価の視点>	により適切な未務連呂を11つた。 〔3. pp. 197~200, 202〕	連呂を美地した。	期の目標達成が見込まれること	適切に実施した。			
(1)安定的かつ効率	「2.業務運営の効率	適正な業務運営や資産管 理を確保するものである	・毎年度、財務内容の透明性の確保と説明責任の徹	<b>一种一种</b>	から、B評価とした。	予算関係では、各年度の予算、収支			
	化に関する目標を達成	性を確保するものであるか。	底を図るため、セグメント情報を含む財務諸表等	務所において閲覧に供し、		画及び資金計画に基づいて事業等を実			
機構は、国からの運 営費交付金によらず、	するためにとるべき措置」で定めた事項及び		をウェブサイトで公開するとともに、本社・支社 局及び全事務所に備え置くとともに、その閲覧場	ウェブサイトに掲載した。		したほか、財務諸表等の公開、業務運			
			所をウェブサイトに掲載し周知した。	<ul><li>毎年度投資家説明会を開</li></ul>		の透明性の確保のための取組を行った。			
金や農業用水、工業用	期計画の予算を作成		・毎年度、投資家説明会を開催したほか、令和元年	催したほか、水資源債券発					
水、水道用水関係の国	し、当該予算による業		度には信用格付けが日本国債と同程度に引き上	行における令和元年度の	<指摘事項、業務運営上の課題及	また、機構事業(安全で良質な水の)			
			げられ、令和2年度から水資源債券をSDGs 債 化したことにより、ESG投資を好感する機関投	信用格付けのワンノッチ 引上 (AA→AA+)、令和	び改善方策>	定した供給、洪水被害の防止・軽減)			
金等によって運営して			資家等の需要拡大が図られ、更なる安定かつ効率	2年度のSDGs債化に	(特になし)	「持続可能な開発目標 (SDGs)」との関			
いることから、引き続			的な資金調達となった。	より、投資家層拡充を通じ		に注目して、水資源債券を国内初のサ			
き、水資源債券の発行	4 <b>5</b> ### 1 <b>5</b> 0 m <b>r</b>		[3. pp. 201~202]	て安定的かつ確実な資金		テナビリティボンド (SDGs 債) 化した			
にあたっては、投資家 への情報発信を行うと	4 短期借入金の限度 短		4. 短期借入金の借入	調達が可能となった。					
ともに、市場関係者等	11.5		・今中期目標期間中において、事業の進捗状況に応	・毎年度事業の進捗状況に	<その他事項>	とは、投資家需要の拡大や、社会への			
のニーズを踏まえなが	5 不要財産又は不要		じた交付金の受入等適切な資金繰りにより、一時	応じた交付金等の受入れ	(外部有識者からの主な意見)	ピールにつながるものであり、先進的			
	財産となることが見込		的な資金不足に対応するための短期借入を行う	とともに、水資源債券の発	・水資源債券が国内初のサステ	取組として評価できる。			
な資金調達に努めること	まれる場合には、当該財産の処分に関する計		必要はなかった。 〔4. p.203〕	行等、適正な資金繰りを行い、短期借入は行わなかっ	ナビリティボンド化された点	不要財産の処分手続も着実に進めた			
。 (2)適切な資産管理	画		(1. p. 200)	た。	は社会的に大きな意味を持つ				
保有する資産につい			5. 財産処分の取組						
ては、山間部のダム等 管理や災害等発生時	6 5 に規定する財産 以外の重要な財産を譲		・適切な資産管理を推進するため、独立行政法人通 則法の規定に基づき、保有している業務上の現	・不要財産の処分手続きについては、平成30年度を	ように思われる。	ービスの向上や機構の経営基盤強化に			
	波がの重要な別座を譲渡し、又は担保に供し		金・預金等を適切に運用するとともに、保有資産	もって中期計画に記載し	・年度計画における予算執行が	する業務に計画的に充てるべく、独法			
施設管理等に支障が			の必要性について不断の見直しを行うため、資産	た不要財産3件について	適切に行われている。不要則	則法の規定に従って平成30年度から			
	の計画		管理等整理推進委員会を開催し、不要財産の処分	処分手続きし、令和元年度	産の処分を完了し、重要財産	和3年度までの当期総利益全額を積立金			
留意しつつ保有の必 要性について検討を	7 剰余金の使途		等の状況について確認を行った。 ・中期計画別表7に掲上した不要財産3件につい	に国庫納付を完了し、中期 計画を達成した。また、中	の処分や剰余金の使途につい	しとして整理した。			
安住に が (機削を ) 行うこと。	7 利示並の反应		ては、平成30年度に通則法の処分手続きを行い、	期計画別表7に記載した		- このように、自己評価の「B」との			
14 / = 00			令和元年度にはこれらの国庫納付を完了した。	以外に不要と判断した財					
			・中期計画別表7以外には、「独立行政法人の職員	産5件について処分手続		価結果が妥当であると確認できた。所			
			宿舎の見直しに関する実施計画」において廃止対 象となっている宿舎について平成30年度に2件	きを行った。	実施し、安定的な資金調達を	の目標を達成していることから、B評値			
			を処分し、国庫納付を完了した。これにより、当	・重要財産処分については、	図っており、「B」評価は妥当	とした。			
			該計画で処分することとした保有宿舎 42 件の処	令和元年度に1件の処分	であるといえる。				
			分を完了した。その他、不断の見直しにより不要	手続きを行った。					
			と判断した財産7件(宿舎4件、土地2件、資料 館1件)について通則法の処分手続きを行い、令	・剰余金を中期計画に定め					
			和3年度までに国庫納付を完了した。	られた使途に計画的に充					
			[5. pp. 204~205]	てるため、全額を積立金と		<指摘事項、業務運営上の課題及び改			
			c	して整理し、適正に処理し		方策>			
			6. 重要財産処分 ・令和元年度に5に規定する財産以外の重要な財	120		(特になし)			
			産に該当する木曽川用水光西支線ほか2支線の			(131- 25)			
			譲渡について、通則法に則り処分手続きを行っ						
			t. (a. 202)	・以上の取組及び成果によ					
			[6. p. 206]	り、中期目標を十分に達成 しているものと考えられ					
			7. 剰余金の使途の整理	るため、B評価とした。					

# 4. その他参考情報

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 1	内部統制の充実・強化						
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48				
度		レビュー (国土交通省)					

. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R2年度	R 3年度		(参考情報)
		前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な情報
		度値						
監事監査の実施	_	_	28 事務所	30 事務所	28 事務所	27 事務所		
(計画値)(注1)								
監事監査の実施	_	31 事務所	28 事務所	30 事務所	28 事務所	27 事務所		
(実績値)								
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%		
	_	_	100 %	100 %				
特定調達物品等調達率	H30 年度:100%	_	100%	100%	100%	100%		
(計画値)	R元年度:100%							
	R 2年度: 100%							
	R 3年度:100%							
特定調達物品等調達率 (実績値)	_	100%	100%	100%	100%	100%		
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%		
							/	

<sup>(</sup>注1) 監事監査の実施の計画値は、監事監査計画に基づく。

3. 中期目標期間の業	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価		主務大臣	巨による	評価	
			業務実績	自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	В	
シップの下、「4.業務運営の効率化に関			   ア. 適切なリスク管理	評定 : B	<評定	: に至った理由>	<評定		
する事項」及び「5.	の向上を図るととも	   <その他の指標>	・台風の接近等によりリスクの現実化が想定され	・災害等によりリスクの現実	白己	評価の「B」との評価結果が		『統制の充実・強化のため、 適切	
財務内容の改善に関	に、業務の執行を阻害	(C.) 11 (V.)	る場合の体制の確認や対策の指示、危機管理に関	化が想定される場合の体制					
する事項」に関する取 組等を実施すること	│する要因をリスクと │して捉え、適切なリス		する取組の審議・決定、リスク管理のモニタリン グ等のため、リスク管理委員会を毎年度、適宜開	の確認や対策の指示、危機 管理に関する取組の審議・		あると確認できた。所期の		くク管理、コンプライアンス推	
に加え、法人文書管理	ク管理を行う。	<評価の視点>	クラのため、ケハケド母女貝云を毎千度、旭丘所   催した。	注写に関する取組の番職・   決定、リスク管理のモニタ	目標達	成が見込まれることから、	進、業	務執行及び組織管理運営、業務	
の徹底による文書の		コンプライアンス体制の強	・令和元年末から感染が拡大した新型コロナウイ	リング等のため、リスク管	B評価	iとした。	成果の	)向上、監査の実施、入札契約制	
紛失防止対策など適 切なリスク管理や法	(2) コンプライアンス	化や内部監査の適切な実施	ルス感染症に係る対策については、リスク管理委員会、政府の緊急事態宣言の発出後は新型コロナ	理委員会を適宜開催した。			度の競	竞争性・透明性の確保、談合防止	
一	の推進   適正な業務運営を	等が図られているか。	貝云、政府の緊急事態亘言の発出後は利望コロア   ウイルス感染症対策本部を適宜開催し、感染の状	・新型コロナウイルス感染症			対策の	)徹底、情報セキュリティ対策の	
			況や政府の動向を情報共有するとともに、班体制	にかかる対策については、			推進	法人文書管理の徹底・強化、関	
	アンスのさらなる推		勤務や在宅勤務の実施、感染防止対策等を審議・	リスク管理委員会、新型コ	/ 地拉	事項、業務運営上の課題及		への再就職及び契約等の状況	
の向上に努め、自主的・戦略的な業務運営	進を図る。		決定した。 ・業務の遂行を阻害する要因をリスクとして捉え、	ロナウイルス感染症対策本 部にて同感染症の感染防止					
及び適切なガバナン			リスクに対して的確に対応するため、PDCAサ	対策等の審議・決定、情報共		方策>		、環境マネジメントシステムの	
スを行うこと。	(3)業務執行及び組織		イクルによる新たなリスク管理手法を平成 31 年	有等を行った。	(特に	なし)	推進、	地球温暖化対策実行計画に基づ	
また、「サイバーセキ	管理・運営		1月に全社において本格運用を開始し、本社・支 社局及び全事務所において最重要及び重要リス	・業敦の送行な阻害する再用			く温室	<b>区効果ガスの排出削減、環境物品</b>	
ュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決			へ同及び主事務所において取里安及び里安リへ   クについては6ヶ月に1回、その他のリスクにつ	・業務の遂行を阻害する要因 をリスクとして捉え、リス			等の調	<b>遺達に適切に取り組んだ。</b>	
定)等の政府の方針を	(4)業務成果の向上		いては、年に1回行うリスクモニタリングを行	クに対して的確に対応する		他事項>	リフ	スク管理関係では、令和2年4月	
踏まえ、引き続き、サ			い、PDCAサイクルによるリスク管理を全社的 に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的	ため、PDCAサイクルに		有識者からの主な意見)		リコロナウイルス感染症対策な	
イバー攻撃等の脅威 への対処に万全を期	(5)監査の実施		に推進し、俗任リスクを含むリスク管理の極続的   な向上を図った。	よる新たなリスク管理手法 を全社において本格運用を					
するとともに、保有す	(-) 1111111 - ) (// 11		・布目ダムにおいて発生した減勢池内の水が点検	開始するなど、潜在リスク		改善について、若い人のア		後を設置し、感染状況や政府の動	
る個人情報の保護を	(6)入札契約制度の競		孔を通り利水バルブ室へ浸入した事案に対し、同様のリスクポテンシャルを有する施設を抽出し、	を含むリスク管理の継続的		アを吸い上げることを活発		どを内部で情報共有するととも	
含む適切な情報セキ ュリティ対策を推進	争性・透明性の確保		様のリスクホアンシャルを有りる旭畝を抽出し、   各施設の損傷につながる浸水リスクについて再	な向上を図った。	に行	ってほしい。	に、班	体制勤務や在宅勤務、管理施設	
すること。	適正な業務運営を		度評価・確認を行った。これらの結果を踏まえ、	・布目ダムにおいて減勢池内	• 法人	が保管・所有する公文書や	の一般	は開放休止、職場内での感染防」	
	図るため、入札契約制		重要リスクとしてリスク管理票へ位置づけリスクの管理に取り組んだ。	の水が利水バルブ室へ侵入	個人	情報の適正管理は、重要性	対策等	Fの審議・決定を行い、全社的に	
	度の競争性・透明性を 確保し、監事監査によ		予め情壁に取り組んた。   再発防止に向けた取組として、現場では所内勉強	した事案をうけ、リスクの 再評価を行うなどにより再	がま	すます高まっている。機構	対応し	た。また、布目ダム施設浸水事	
	るチェックを受ける		会を開催するなど、職員への更なる浸透を図った	発防止を徹底した。		いては、中期目標期間を通	案発生	三時には、速やかに記者発表を行	
	とともに、外部有識者		ほか、設備点検業務では、点検時の設備取扱手順	ー・ハーニノマンフザル日間		内部統制強化に係る取組を		:もに、類似の事故が発生しない	
	から構成される委員 会により監視を行う。		書とチェックリストの修正を行うなどの業務方 法の見直しを行った。さらに、令和3年4月の全	・コンプライアンス推進月間 を中心に全職員に対するコ		一層推進されたい。			
			国ダム系管理担当課長会議において、再発防止の	ンプライアンスアンケート		-		世事長から全職員に再発防止と 3/45-1577、	
			注意喚起及び重大インシデントに繋がるリスク	の実施、本社・支社局及び全		統制システムの充実・強化		]復に係るメッセージを発出す	
	(7)談合防止対策の徹 底		の抽出とリスク管理徹底の指示を行うなど、再発防止を徹底した。	事務所での法令遵守等に係 る講習会・説明会のほか、研	が進	められている。	るなと	ごトップマネジメントを発揮し	
			[8-1(1) ①② pp. 208~210]	修を実施した。令和3年度	<ul><li>新た</li></ul>	なリスク管理手法を運用し	た。		
	(a) 体担 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12		1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1 -1	は不適切事案の発生を踏ま	てリ	スク管理が適切に行われお	監査	E関係では、監事監査を計画的に	
	(8)情報セキュリティ 対策の推進		イ. コンプライアンスの推進 ・コンプライアンス推進月間を中心に全職員に対	え、「ハラスメント防止・非 違行為」をテーマとした。	Ŋ,	階層別に浸透が図られてい	実施す	- るとともに、監事は理事長と気	
	「サイバーセキュリ		するコンプライアンスアンケートの実施、本社・	~				二意見交換を行うなど重層的な	
	ティ戦略」(平成27年		支社局及び全事務所での法令遵守等に係る講習	・倫理委員会を開催し、コン		ントシステムを用いた業務			
	9月4日閣議決定)等の政府の方針を踏ま		会・説明会を開催するとともに、顧問弁護士事務所による法令遵守研修等を行った。なお、ハラス	プライアンスの取組状況や コンプライアンス推進月間					
	え、引き続き、サイバ		メント関係の不適切事案が複数件発生したことに	における取組等についての		続的な改善にも取り組んで		ととキュリティ対策関係では、E	
	ーテロに備えて業務の継続性も確保する		鑑み、令和3年度においては「ハラスメント防止・	報告・審議等を行った。		。過去に発生したセキュリ		目の情報セキュリティ対策のた	
	の継続性を確保する 等、情報セキュリティ		非違行為」をテーマに実施した。	  ・内部統制に関する資料等を	ティ	インシデントを教訓に継続	めの紛	た一基準改定に沿って情報セキ	
	対策を推進する。		・コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のた	機構内に掲示等を行うとと	的な	情報セキュリティ対策に取	ュリラ	ーィポリシーの改定等を行った	
			め、倫理委員会を毎年2回開催し、外部有識者で	もに、民間企業が提供する	り組	んでおり、職員に対する啓	ほか、	情報セキュリティ監査等を実施	
	(9)法人文書管理の徹		ある委員の意見等を踏まえて、コンプライアンス の推進を始めとする内部統制の強化等に反映さ	コンプライアンス、ハラス メント等のビデオ配信サー		図られている点は評価でき		なお、平成31年3月末に発生	
	が伝八人青官理の側	<u> </u>	の推進を始めてする内部机制の強化寺に反映さ	アマド寺のこ)を昭信サー	- N. N.		0,00	0.401   704 01   0 /1 /1010/11	

せた。 ビスを本社、支社局及び事 底 る。以上より、「B」評価は妥当 したメール誤送信事案を踏まえて、機 ・支社局及び各事務所に対して、外部専門機関によ 務所における職員研修にお である。 る法令遵守研修のWEB会議システムを活用し ける活用する等コンプライ (10) 関連法人への再 た配信及び録画データの共有、民間事業者が提供 アンス推進責任者の活動支 するコンプライアンス、ハラスメント等に係る研 就職及び契約等の状 援に取り組んだ。 修ビデオ配信サービスを本社、支社局及び事務所 況の公表 における職員研修に活用、コンプライアンス推進 毎週月曜日に役員会を開催 月間のポスター配布のほか、コンプライアンス事 し、業務執行及び組織管理・ (11) 環境マネジメン 例集の一層の充実を図ることにより、コンプライ 運営に関する重要事項につ トシステム(W-EM アンス推進責任者の活動を支援した。 いて審議・報告を行い、役員 S) の推進 [8-1(2)] 23 pp. 211~213 会での審議・報告の結果に ついては、支社局長等及び 本社部室長等に伝達し情報 ウ. 業務執行及び組織管理・運営 (12) 地球温暖化対策 ・原則、毎週月曜日に役員会を開催し、業務執行及 の共有を行った。 実行計画に基づく温 び組織管理・運営に関する重要事項について審 ・毎年度、年度途中における 室効果ガスの排出削 議・報告を行った。さらに、役員会での審議・報 告の結果については、支社局長等及び本社部室長 目標の達成状況を2回確認 等に伝達し、機構内の情報共有を図った。 し、その結果を役員会にて 報告するとともに、水資源 [8-1(3) p. 214] 機構アセットマネジメント (13)環境物品等の調 エ. 業務成果の向上に資する取組 システムガイドライン及び ガイドライン解説編を改定 ・毎年度、年度途中における目標の達成状況を10月 期と1月期の2回確認し、その結果を役員会にて する等し、PDCAサイク 報告するとともに、水資源機構アセットマネジメ ルの適切な運用に努めるこ ントシステムを活用してPDCAサイクルの適 とで、継続的な業務改善が 切な運用を行い継続的な業務改善を図った。 図られた。 こうした取組の結果、「水路等施設管理支援シス テム」を、日常巡視や漏水事故等の臨時点検のほ 事務所等を対象に監事によ か、地震防災訓練や危機管理対応訓練においても る監査を実施した。また、毎 活用が可能となるようシステムの改良・拡充を行 年度財務諸表等について会 うなど、業務効率の向上が図られた。 計監査人の監査を受けた。  $[8-1(4) \text{ pp. } 215\sim216]$ 一般競争入札を基本とした オ. 監事及び会計監査人による監査 発注、随意契約の厳格な運 ・内部統制の強化と説明責任の向上を図るため、監 用に努めるとともに、監事 事及び会計監査人による監査を受けた。また、監 監査、入札等監視委員会の 事機能の万全な発現や内部監査の実効性の確保 監視・審査等を受けた。 に取り組んだ。  $[8-1(5) \ \widehat{(1)}\widehat{(2)} \ pp. 217 \sim 218]$ 入札談合防止対策につい て、管理職研修等内部研修 カ. 契約手続きにおける競争性・透明性の確保 等の場や担当者会議を研修 ・契約手続きの競争性・透明性を高めるため、一般 の場として活用して説明を 競争入札を基本とした発注を推進し、令和3年度 行い、周知徹底を図った。 の一般競争入札の割合は、件数ベースで70.8%と なった。 ログ監視システムによるク ・一者応札の改善については、入札公告期間の延長 ライアントの一括監視、事 や事業者向けのメールマガジンの配信による公 務従事者への教育・訓練、情 告案内、地域要件等の入札参加条件等の緩和、準 報セキュリティポリシーの 備期間の確保のための早期発注等の取組に加え、 見直しを行い、情報セキュ 一者応札となった案件を分析し、同様の発注に際 リティ対策の強化を着実に し要件緩和等を行ったことにより、令和3年度の 進めた。 また、セキュリティインシ 一般競争入札における一者応札の割合は、平成21 年度に比べ 2.0 ポイント改善し 47.2%となった。 デントへの対応を行い再発 ・ダンピング受注の排除への取組として、適切な施 防止の強化と徹底を図っ 工体制、履行体制の確保状況を確認し、入札説明 書等に記載された要求要件を確実に実現できる かどうかを審査、評価する新たな総合評価落札方 法人文書ファイル保存指針 式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」及 の策定による文書管理の点 び「履行確実性評価型総合評価落札方式」を試行 検の充実、文書管理規程の 改正による現場事務所にお 導入した。

構内で注意喚起するとともに、外部メ ール送信対策のソフトウェアを導入 するなど再発防止を図った。

このように、自己評価の「B」との 評価結果が妥当であると確認できた。 所期の目標を達成していることから、 B評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策> (特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・災害時のリスク管理について継続 的な向上が図られていることに加 え、新型コロナウイルス感染拡大 のリスクに備えるための具体的措 置が講じられており、「B」評価は 妥当である。
- ・「一者応札、一者応募への取組」に ついては、引き続き原因の分析と、 より一層の改善に取り組まれたい。

ける主任文書管理者の指導

による文書管理体制の強

化、重点的な点検の実施、文

・入札・契約手続き等について、毎年度入札等監視

委員会を2回(平成30年度迄は4回)開催して

監視等を受けたほか、監事監査によるチェックを

適正に受けた。 ・「公共調達の適正化について」に基づき、入札結果	書整理月間における全職員 への研修の実施、電子決裁	
等をウェブサイトに毎月公表した。 [8-1(6) ①②③ pp. 219~221]	の全社導入による文書管理 の効率化等を通じて、法人 文書管理の徹底・強化を図	
キ.入札談合防止対策の徹底 ・新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る 講義を実施し、全国経理事務担当者会議等を研修 の場として活用し、談合防止対策等について説明 を行った。それらの講義において、「発注担当者法 令遵守等規程及び同マニュアル」等について周知 徹底し、役職員が入札談合を違法と認識し、関連 法令等を再確認することにより、談合防止対策の 徹底を図った。 [8-1(7) p. 222]	った。 ・関連法人の役員への再就職の状況について、毎年度、ウェブサイトで公表した。機構からの発注額が売上高の3分の1以上を占め、かつ、機構において役員を経験した者が再就職している等の関連法人との契約の状況については該当がなかった。	
ク. 情報セキュリティ対策の推進 ・ログ監視システムによる不正プログラム監視、OS、アプリケーションソフト等の脆弱性に対応した修正プログラムの自動配布、USBデバイスの接続制限、ライセンス管理を継続して行うとともに、情報セキュリティポリシー説明会、標的型攻	・機構独自の環境マネジメントシステムに基づいて環境保全の取組を推進した。 ・地球温暖化対策実行計画を	
撃メール訓練、情報セキュリティ自己点検及び情報セキュリティ監査を行い、情報セキュリティポリシーに沿った包括的な対策を図ることで事務従事者の情報セキュリティに対する意識向上と業務の継続性を確保した。 ・平成30年8月及び令和3年7月に政府機関の情	改定して策定した温室効果 ガスの排出抑制等の計画に 基づき、省エネ設備機器等 の購入等を進めたことで目 標としていた以上の温室効 果ガス排出削減を行った。	
報セキュリティ対策のための統一基準が改定され、サイバー空間における攻撃動向を踏まえた対策等が追加されたことから、情報セキュリティポリシー及び関連要領の改定を行った。 ・セキュリティインシデントへの対応については、理事並びに最高情報セキュリティ責任者連名で注意喚起を行ったほか、全職員を対象としたセキ	・毎年度、環境物品等の調達 の推進を図るための方針を 作成し、その基準を満たす 特定調達品目を 100%調達 した。	
ロール では、	・以上の取組及び成果により 中期目標を十分に達成して いるものと考えられるた	
ケ. 法人文書管理の徹底・強化 ・平成30年に法人文書管理に関する不適切事案が 発生した際には、総括文書管理者から現場事務所 長等に対して、2回の文書による注意喚起を行う とともに、緊急全国所長会議、全国総務課長会議、	め、B評価とした。 <課題と対応> 特になし。	
支社局長等会議において、法人文書の適切な管理 について、全社に周知徹底を図った。また、主任 文書管理者を本社部室長、総合技術センター所 長、支社局長、吉野川本部長及び現場事務所長に 変更するとともに、文書管理者は、その事務を補 佐する者として文書管理担当者を指名すること		
とする文書管理規程改正を行い、内部統制を強化した。 ・平成30年10月に法人文書の保存手順、保管場所への返却ルール等の遵守事項をまとめた指針を策定し、以降、毎年度の文書整理月間において、主任文書管理者の指導の下、課長等各文書管理者		
が重点的に点検を実施した。主任文書管理者への報告に当たっては、文書の保存及び廃棄の状況等の写真を添付し、適切に文書管理が実施されていることを確認した。 ・職員の法人文書管理の意識向上を図るため、文書		
59		

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報							
4 - 2	他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上						
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48				
度		レビュー (国土交通省)					

2	<ol> <li>主要な経年データ</li> </ol>										
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度		(参考情報)		
			前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な情報		
			度値								

						午及よりの条傾他寺、必安は旧報
		度値				
3. 中期目標期間の業	務に係る目標、計画	i、業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	li di		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大	臣による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
大規模災害や事故		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定 A
等に対する水インフ	改築に係る技術の維	<土は佐重四間ほ		評定: A		
ラの脆弱性や専門的			ア. 新築及び改築に係る技術の維持・向上		<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
技術を有する人員の不足とそれに付随す	施設・設備の新築・ 改築に係る技術の維	<その他の指標>	・ダム等施設について、治水・利水機能向上、長寿 命化に向けたダム再生における堤体・放流設備・	・ダム等施設における大規模 改築、再開発技術及び耐震	他機関との連携強化等に関する	る 他機関との連携強化等に関する取
る技術力の低下等の			貯水池に関する技術的課題の検討、既存ダムや堰	対策技術の検討を進めると	取組として、国土技術政策総合研	用 組として、国土技術政策総合研究所、
現状の課題を踏まえ	施設の大規模改築、再	<評価の視点>	における長寿命化に向けた改築等の具体的な手	ともに体系的に整理した。	究所、土木研究所、農業・食品産業	<ul><li>土木研究所、農業・食品産業技術総合</li></ul>
	開発技術及び耐震対 策技術の体系的整理	   機構の技術力の維持・向上	法や健全度に応じた改築規模等についての検討 を行った。また、ダムゲート設備や取水塔の耐震	  ・水路附帯中小構造物の耐震	技術総合研究機構、電源開発(株)	
の技術力の積極的な 維持・向上に努めると	を行うとともに、他分	の取組を着実に行っている		対策技術では、ケーブル制	関西電力 (株)、防災科学技術研究	
ともに、他分野を含め	野技術も含めた各種		もに、既設取水塔の耐震補強工法の比較検討を行	震工法について、現地実証		
た先進的技術の積極	新技術の実用化に向	か。他分野も含めた先進的	100 とうに // 女や間及圧間を確かてとない。	試験を実施し、その結果を	所との情報交換・技術交流等を行	
的活用や研究機関と の連携等に努めるこ	けた情報収集及び検 討を実施する。	な技術の活用や研究機関等	設について、より精度の高い耐震性能照査手法へ の適用性を検証するとともに、補修・補強工法に	踏まえた効果検証を行うな ど、着実に取り組んだ。ま	ったほか、山口大学、筑波大学、境	奇 大学、筑波大学、埼玉大学、富山大学、
と。		との連携等を進めている	ついて検討を進めた。これらの検討を通じて、施	た、当該工法に関する特許	玉大学、富山大学、信州大学とは	は 信州大学とはそれぞれ包括連携協定
		カゝ。	設の大規模改築、再開発技術及び耐震対策技術の	を取得した。	それぞれ包括連携協定を締結した	<ul><li>と を締結した上で、また、鹿児島大学及</li></ul>
	(2)施設・設備の管理・ 運用に係る技術の維		体系的整理を行った。 ・水路附帯中小構造物を対象としたケーブル制震	<ul><li>・ロックフィルダムの安全管</li></ul>	上で、また、鹿児島大学及び京者	
	持・向上		工法の検討について、平成30年度に富山大学と	理手法の高度化を検討し、	大学とは個別に共同研究や委託研	
	施設・設備の管理・		共同研究の契約を締結し、令和元年度から木曽川	浸透量管理のためのマニュ		
	運用に係る技術の維		用水の調節堰を活用した現地実証試験を開始し	アルを作成した。	究を実施するなど連携強化を図っ	
	持・向上に向け、ダム の点検・健全性評価技		た。その後、実証実験の結果を踏まえた効果検証 等の実施を経て、当該工法は令和2年5月に特許	・水路等施設管理支援システ	た。	その他にも、京都大学及び日本気象
	術の高度化・体系化、		を取得した(富山大学と機構の連名)。また、設	ムについて、平成30年度か	その他にも、京都大学及び日本	協会と共同して内閣府戦略的イノ~
	水路施設の管理技術		計・施工・管理要領のとりまとめ、外部機関から	らシステムの構想検討を開	気象協会と共同して内閣府戦略的	り ーション創造的プログラム(SIP)に
	の向上検討等を行う。		の受託に向けた取組等を実施した。 [8-2(1) pp. 234~236]	始に取り組み、システムの 設計・構築を実施し、全国の	イノベーション創造的プログラム	
			(ο 2(1) pp. 234 ~230)	水路等施設を管理する事務		
	(3)用地補償技術の維		イ. ダムの点検・健全性評価技術の高度化・体系化	所において運用を開始し改	(SIP) により「統合ダム防災支援	
	持・向上		・ダムの安全管理を支援するため、ダム等挙動点検	良を実施した。また、(国研)	システム」の開発に取り組み、事	
			結果データベースを適宜更新した。 ・ロックフィルダムの安全管理手法の高度化検討	農研機構農村工学研究部門と連携し、維持管理技術向	前放流等の判断を支援するシスラ	か、流域の複数のダムが防災操作を連
			ロフノノイルクムの女工目生士伝の同及化供引	こ生物し、社村日生以州門		

(4)技術力の継承・発 展のための取組

経験豊富な職員が 減少していく中で、 「1. 国民に対して提 供するサービスその 他の業務の質の向上 に関する目標を達成 するためとるべき措 置|を的確に実施する ことにより技術力の 継承・発展に努めるこ とと併せ、以下の取組 を行うことにより、機 構の有する高度な技 術や災害時対応のノ ウハウ、関係機関との 高度な協議・調整能力 等の継承に努めると ともに、蓄積した技術 情報の有効活用を図 る。

(5)環境保全に係る技 術の維持・向上

貯水池の水質保全 対策や下流河川の環 境保全対策について、 運用データの蓄積・分 析及び管理業務への フィードバックを通 じて、水質保全対策等 の運用技術を維持・向 上させ、一層の効率 的・効果的な運用を行

また、新たな水質保 全対策の効果や適用 性についても評価を 進める。

(6)他分野技術も含め た先進的技術の積極 的活用

大規模災害や事故 等に対する水インフ ラの脆弱性や専門的 技術を有する人員の 不足とそれに付随す る技術力の低下等の 現状の課題を踏まえ て対応する必要があ り、機構の技術力の積 極的な維持・向上に努 めるとともに、他分野 を含めた先進的技術 の積極的活用や研究 機関等との連携等に 努める。

として、堤体水平変形に関する基本的な近似式の 作成及び精度向上を図るための挙動データ分析 を行い、予測式として使用することが可能である ことを示した。また、予測式と計算値の間に生じ る差を取りまとめ、フィルダム安全管理のための 目安値作成を行った。

・ロックフィルダムの浸透量に関しては、複数のモ デルダムにおいて、降水と計測浸透量との関係に ついての分析、検討を実施し、浸透量予測手法の 一般化及び機構以外の機関が実施するロックフ ィルダムの安全性の定量的評価にも活用可能な 浸透量の安全管理のためのマニュアル作成を行 った。

 $[8-2(2) \ (1) \text{ pp. } 237\sim239, 241]$ 

### ウ. 水路施設の管理技術の向上検討等

- ・防災時を含む巡視業務における現場と事務所間 での管理情報等の一元化・共有化を図るととも に、施設管理の効率化・省力化を図ることを目的 とした水路等施設監視支援システムについて、平 成30年度からシステムの構想検討に取り組み、 令和2年10月から全国の水路等施設を管理する 事務所(27事務所)においてシステムの運用を開 始した。また、日常巡視や漏水事故等の臨時点検、 防災訓練での活用を進めつつ、システムの操作性 等に対して更なる改良・機能拡充を実施した。
- ・(国研)農研機構農村工学研究部門と連携し、霞ヶ 浦用水等3施設において、管水路からの漏水を早 期発見できる技術の検証を行った。

 $[8-2(2) ② pp. 239 \sim 241]$ 

### エ. 用地補償技術の維持・向上

- ・既存の用地補償業務マニュアルの充実を図った ほか、新たなマニュアルの作成を進め、作成した マニュアルは、機構内LANの補償業務関係掲示 板に掲載するとともに、研修等で内容を紹介し、 利活用を促した。
- ・ 用地補償業務を担う人材を育成するため、各種研 修等を開催するとともに、関係機関が実施する研 修等への参加も積極的に取り組んだ。さらに、研 修等の充実を図るため、関係機関(国土交通省、 法務局) や不動産鑑定士による講演を実施したほ か、意見交換の時間を多く確保するなどの工夫に 努めた。

[8-2(3) p. 242]

#### オ. 技術4ヵ年計画

・管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の 長寿命化、水質改善に関するテーマを重点プロジ エクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画」を策 定し、技術の研究・開発に取り組んだ。重点プロ ジェクトの実施に当たっては、機構内に設けた技 術管理委員会による審査を受けながら、成果の質 的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向 上を図った。

[8-2(4) ① pp. 243~246, 261]

### カ. 特許等の取得による知的財産の蓄積

・技術開発を通じての発明・発見に当たる事案5件 の特許出願を行い、既に出願済みの事案も含め4 件の特許を取得した。また、創作したプログラム 等著作物について1件の著作権登録を実施した。 [8-2(4) ② pp. 246~248, 261]

った。

- ・既存の用地補償業務マニュ アルの充実を図ったほか、 研修等で内容を紹介し、利 活用を促した。また、用地補 償業務を担う人材を育成す るため、内部研修の他、関係 機関が実施した研修等へ積 極的に参加するなど、事業 用地の保全及び取得等を的 確に実施するために必要と なる用地補償技術の維持・ 向上を図った。
- ・「水資源機構技術4ヵ年計 画」を策定し、技術の研究・ 開発に取り組み、技術力の 維持・向上を図った。
- 技術開発を通じた発明・発 見に当たる事案5件の特許 出願を行うとともに、4件 の技術について特許権を取 得し、知的財産の蓄積を図 った。
- ・「技術研究発表会」を開催し 職員の技術力の向上を図る とともに、ダム操作訓練シ ミュレータを活用したダム 防災操作研修等を実施し、 職員の人材育成及び技術情 報の共有を図った。
- 延べ354題の論文等を国内 の学会、専門誌や国際会議 等において発表し、発表し た論文等のうちのべ43題が 受賞した。年平均10.8題の 受賞は、第3期中期目標期 間の年平均 6.6 題を大きく 上回り、機構の持つ高い技 術力が客観的に評価される とともに、発表の機会を通 じ機構の技術力の維持・向 上を図ることができた。
- ・全事務所において環境学習 会を開催するとともに、実 地実習も含めた環境保全特 別研修を実施し、環境調査 に関する実践的な知識・技 術等の習得を図った。
- 機構の技術力継承を目的と して、小石原川ダムに関す る既往の検討事例及び細部 技術の事例収集及び整理を 進めた。技術資料として整 備した堤体コア盛立の新た な品質管理手法は、令和2

複数のダムが防災操作を連携実施 して下流域浸水被害を最小限に抑 える技術を支援する「ダム群連携 最適操作シミュレータ」の開発に も取り組むなど、先進的な技術開 発に取り組んだ。

職員の技術力維持・向上に関す る取組として、国内の学会等にお いて技術に関する論文等を発表 し、機構が発表した論文等 288 題 のうち32題が受賞するなど、機構 の持つ高い技術力が客観的に評価 された。

また、小石原川ダム(型式:ロッ クフィルダム) の堤体盛立工では ICT 施工の全面展開により工期の 短縮と品質管理の高度化の両方を 実現し、そこで採用された締固め の品質管理手法は日本初の実施工 での適用事例となった。

この ICT を駆使した施工合理 化、安定した品質の盛立を可能と した取組は、令和元年度の国土技 術研究会で最優秀賞(イノベーシ ョン部門Ⅱ)を受賞している。

加えて、「地盤剛性に基づく遮水 性盛土の面的な締固め管理手法の 開発」により地盤工学会技術開発 賞を、「遮水性盛土の総合的な品質 管理法の開発」により土木学会技 術開発賞をそれぞれ受賞するなど の成果を上げた。

知的財産の蓄積に関する取組と して、技術開発を通じて目標期間 中に「水面清掃船」及び「塔状構造 物の制震構造」の2件について特 許権を取得した。

このように、機構は他分野技術 上に資する取組を着実かつ幅広に 進めており、それら成果は学会等

上に関する調査、検証を行 ムを開発・試行するほか、流域の 携実施して下流域浸水被害を最小限 に抑える技術を支援する「ダム群連携 最適操作シミュレータ」の開発にも取 り組むなど、先進的な技術開発に取り 組んだ。

> 職員の技術力維持・向上に関する取 組として、国内の学会等において技術 に関する論文等を発表し、機構が発表 した論文等 354 題のうち 43 題が受賞 するなど、機構の持つ高い技術力が客 観的に評価された。

> また、小石原川ダム(型式:ロック フィルダム) の堤体盛立工では ICT 施 工の全面展開により工期の短縮と品 質管理の高度化の両方を実現し、そこ で採用された締固めの品質管理手法 は日本初の実施工での適用事例とな った。

> この ICT を駆使した施工合理化、安 定した品質の盛立を可能とした取組 は、令和元年度の国土技術研究会で最 優秀賞(イノベーション部門Ⅱ)を受 賞している。

> 加えて、「地盤剛性に基づく遮水性 盛土の面的な締固め管理手法の開発」 により地盤工学会技術開発賞を、「遮 水性盛土の総合的な品質管理法の開 発」により十木学会技術開発賞をそれ ぞれ受賞するなどの成果を上げた。 知的財産の蓄積に関する取組として、 技術開発を通じて目標期間中に「水面 清掃船」及び「塔状構造物の制震構造」 など4件について特許権を取得した。

このように、機構は他分野技術の活 用も含めた技術力の維持・向上に資す る取組を着実かつ幅広に進めており、 それら成果は学会等で高く評価され るとともに、特許出願により機構の取 組成果を形にするという難易度の高 の活用も含めた技術力の維持・向 い取組も含んでおり、量的にも質的に も高く評価できる。

以上を総合的に判断し、所期の目標

### キ. 職員の技術力の向上

- ・機構業務に従事する職員が、日常業務の中で実施 した試験、調査、計画、設計、施工、管理等に関 する研究の報告及び創意工夫した内容の発表・提 案を行い、機構技術の向上、開発、蓄積を図ると ともに、機構職員の自己啓発と研究意欲の喚起及 び技術情報発信の場とすることを目的として、機 構内において毎年度「技術研究発表会」を開催し た。
- ・技術力の広範な提供と積極的な情報発信を行う ため、延べ354題の論文等を国内の学会、専門誌 や国際会議等において発表し、発表した論文等の うち延べ43題(年平均10.8題)が受賞し第3期 中期目標期間の年平均6.6題の受賞数を大きく 上回る等、機構の技術力に対する高い評価を得る と共に発表の機会等を通じて職員の技術力の維 持・向上を図ることができた。

### ク. 現場を活用した現地研修会の実施

・土木関係では豊川用水、愛知用水、利根導水路、 小石原川ダム、川上ダム及び南摩ダムの現場を、 設備関係は各管内の現場を活用し、若手職員を対 象に研修を行い、講師の職員も含め技術力向上等 を図った。

### ケ. ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災 操作等の研修

・実際の防災操作時の状況を再現できるダム操作 訓練シミュレータを開発し、これを活用したダム 防災操作研修、訓練を実施した。本シミュレータ の開発と運用による防災操作技術向上について は、第23回国土技術開発賞において入賞した。 研修では、若手職員を対象とした基礎研修8回と 中堅技術者を対象とした応用研修3回を実施し た。また、ダム管理事務所の所長等を含む管理職 を対象とした異常洪水時防災操作や事前放流等 に関する訓練を19回実施した。これらの取組に より、ダム防災操作に係る職員の技術力向上、人 材育成及び技術情報共有を図った。

### コ. ダム点検・検査に係る検査員の養成

・ダム定期検査を受けるダム管理所の職員を対象 とした講習会や現地での検査等を通じて検査員 の養成を行った。

#### サ. 環境に対する意識と知識の向上

・環境に対する意識と知識の向上を図ることを目的として、本社・支社局及び全事務所において環境学習会を延べ207回開催するとともに、実地での実習も含めた環境保全特別研修を実施し、自然環境に関する知見や環境調査に関する実践的な知識・技術の習得を図った。

[以上 8-2(4) ③ pp. 248~257, 261]

### シ. 技術力の活用及び継承

- ・これまで機構が培ってきたダム等建設の専門的なノウハウや暗黙知(経験的な知識)、技術力の維持・継承を目的として、ダム設計指針(案)等をとりまとめており、さらに滝沢ダム等での設計・施工に関する技術を収集し、ダム建設に携わる際の実用的なデータベースの構築に取り組んだ。
- ・小石原川ダム建設で培った細部技術の蓄積を図

- ・機構独自の技術情報データ ベースに技術資料等のデー タを蓄積した。令和3年度 よりクラウド化し、利便性 の向上等を図った。
- ・水質保全対策設備について、運用実績データの蓄積を図るとともに、効果的・効率的な運用に向け、運用ルールを変更した。
- ・総合技術センターを核として、i-C&Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化など、水インフラ技術の維持・向上を積極的に推進した。

ダム防災操作の訓練のため に開発したシステムが関東 地方整備局のスキルアップ セミナーで優秀賞を受賞し た。

- ・他機関との連携強化を図る ため 国土技術政策総合研 究所及び(国研)土木研究 所、並びに(国研)農研機構 農村工学研究部門との技術 交流会等を行った。
- ・既に協定を締結している3 大学に加え2大学と新たに協定を締結。5大学と23件の共同研究等の連携強化を図り(年平均5.8件)、第3期中期目標期間の年平均2件を大きく上回った。
- ・電源開発 (株)、関西電力 (株)との技術情報交換会 等を行い、他機関との連携 強化を図った。
- ・機構が抱える様々な課題の解決策となり得る具体的な先進的技術事例を収集し、AI勉強会等の場を通じて機構内で共有し、先進的技術の導入に取り組んだ。

で高く評価されるとともに、特許 出願により機構の取組成果を形に するという難易度の高い取組も含 んでおり、量的にも質的にも高く 評価できる。

以上を総合的に判断し、所期の 目標を上回る成果が見込まれるこ とから、A評価とした。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

(特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・ハード整備やDXの話は当然対応 していかなければならないこと であるが、最後は人間が操作す るものであり、災害の激甚化に 備え、それらに対応できる人材 の育成が重要。
- ・技術力は、使わないと落ちてしまうので、海外も含めて技術力の維持・向上を図っていくべきである。
- ・学会での報告と受賞、大学との 連携強化、特許権の取得などで 大きな業績を挙げており、高く 評価することができる。小石原 川ダムの堤体盛立工における ICT 施工は注目される。
- ・大学等と連携し、特許の取得や 委託研究契約の締結を行うなど 技術力の向上に努めている。技 術を学会講演会にて積極的に情 報発信し、複数の発表が受賞さ れている。学会発表のみならず、 学会誌においても成果を公表し たことは価値が高いといえる。 さらに、新型コロナウイルス感

で高く評価されるとともに、特許 を上回る成果が得られたと認められ 出願により機構の取組成果を形に ることから、A評価とした。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善 善方策> (特になし)

### <その他事項>

- ・インフラを管理する法人が技術を 磨くことは大事なこと。受賞等を通 じて評価されていることは素晴ら しいことだと思う。
- ・4件の技術についての特許権の取得、国内の学会等における43題の学会賞の受賞など大きな成果を挙げている点は高く評価することができる。
- ・技術力の維持・向上において、積極 的に知的財産の取得に取り組み、結 果に繋がったことは評価されるべ きところ。機構で行う特許の取得 は、技術を一般に広めるためであっ て、特許収入のためではないと理解 している。
- ・旺盛な特許出願・取得と多数の論文 発表・受賞実績は機構の技術力の高 さを証明するものとして高く評価 することができる。
- ・大学等と連携することで、多角的に 技術力の向上に努めている。技術力 向上に向けた技術を複数の特許の 取得という知的財産に結び付けた 努力は意義深い。業務内容を多数の 学術誌などに論文として公表する ことで、技術力を情報発信するのみ ならずオーソライズした点も価値 がある。
- ・今後、施設の老朽化が進み、ダムや 用水路の寿命が来た際に、技術が失

った。また、ロックフィルダム技術検討会の審議結果を踏まえ、堤体コア盛立の新たな品質管理手法として技術資料を整備した。この新たな品質管理手法は、現場の締固めエネルギーと飽和度を管理することで、最適含水比よりも乾燥側の含水比による施工管理を行う方法であり、転圧機械の大型化・高性能化による高速施工であるにも関わらず、既往ダムを上回る高品質な締固め管理を実現した。また、一般土工における品質管理への展開による更なる活用も期待され、令和2年度地盤工学会技術開発賞、土木学会技術開発賞を受賞した。
[1-2-1(1) p. 144~145、8-2(4) ④ pp. 257~260, 261]

・水路等施設の機能診断調査に関する「PC管本体の劣化に関する調査診断マニュアル(案)」について、既設管の劣化事例や、PC管内部から劣化状況を効率的に調査可能な手法(電磁波レーダ探査法)に関する知見等を収集・整理し、反映するとともに、設計・施工に起因する漏水についての体系的整理を加え、「PC管の調査・診断マニュアル」として改訂した。

[8-2(4) ④ p. 260, 261]

### ス. 技術情報データベースへの蓄積等

・技術情報の充実を図るため、各事務所から提供される技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行った。これらを技術情報提供システムで全社に提供するとともに、現場等からの依頼や問合せに随時対応した。また、令和3年度よりクラウド化し、利便性の向上や運用コストの縮減を図った。

[8-2(4) ⑤ p. 260, 261]

### セ. 水質保全対策設備の効果的・効率的な運用

- ・アオコ等の原因となる藍藻類の増殖抑制対策として、13 貯水池で曝気循環設備を既存の運用ルールに基づき運用するとともに、更なる効果的・効率的な運用を行うため、8 施設で運用ルールの変更を行った。
- ・深層曝気設備における底層の溶存酸素量 (DO) 改善能力の定量的把握のため、大阪電気通信大学 との共同研究により、設備の能力評価に必要な調 査を実施し、有効性を確認した。
- ・新たな水質保全対策設備の実証実験として、超音 波装置によるアオコ抑制対策について房総導水 路(長柄ダム)の入り江で実証実験を行った。こ の実証実験では、気象・水象・水質等の影響を受 け、年による変動が大きかったことから、当該装 置の稼働との関連性について明確にできず、適用 性を評価できなかったものの、一定の抑制効果を 有すると考えられた。

 $[8-2(5) \text{ pp. } 262\sim264]$ 

ソ. 他分野技術の活用も含めた技術力の維持向上

・総合技術センターを核として、i-C&Mを活用した管理の高度化検討、水路等施設における管理技術の高度化やロックフィルダム安全管理のための堤体挙動評価技術の向上等、水インフラ技術の維持・向上を積極的に推進した。

ダム管理技術の維持向上のためダム防災操作訓練シミュレータを開発し訓練に活用しており、こ

- ・管理業務における調査技 術、改築工事における港湾 関連技術や新技術等の積極 的な活用を図った。

・以上の取組及び成果によ り、中期目標を十分に達成 しているほか、特に23件の 委託研究契約等に基づき大 学との連携を強化したほ か、機構の施設の管理や建 設事業を通じて得た知見等 を国内外で発表し、延べ43 題が受賞したこと、更にロ ックフィルダムの盛立工に おけるICT施工の全面展 開により工期の短縮等が図 られ、他の品質管理等も適 用が可能であることなどの 理由により土木学会等より 表彰されたこと、5件の特 許出願を行い4件の特許権 を取得したことは所期の目 標を上回るものと考えられ るため、A評価とした。

<課題と対応> 特になし。 染症がまん延する中で、例年行っていた技術研究発表会を中止にすることなくオンライン開催に切り替えて実施したことは意義深い。以上より、「A」評価にふさわしいといえる。

- ・得られた成果(技術等)の機構内 事業への積極的展開、機構外へ の情報発信・活用促進に務めら れたい。
- ・機構が持つ技術力を技術論文等 として外部へ積極的に発進する ことは、存在意義の向上、社会貢 献にもつながるため大いに評価 出来る。

われないよう、引き続き、次世代に 向けた技術者の育成、技術の発展・ 継承を継続されたい。

の開発は平成30年度関東地方整備局スキルアッ	
プセミナー優秀賞及び令和3年度国土技術開発	
賞(入賞)を受賞した。	
タ. 他研究機関等との連携強化等	
・ 7 機関の土木関係研究所長連絡会での業務の取	
組状況等の情報交換、国土技術政策総合研究所及	
び(国研) 土木研究所との技術情報の交換、(国研)	
農研機構農村工学研究部門との技術情報の交換	
を行った。(国研)農研機構農村工学研究部門と研	
究協定等に基づき水路等施設の維持管理技術の	
向上に関する調査及び研究を連携して実施した。	
・先進的技術の積極的な活用を図るべく、大学と相	
互協力が可能な分野で連携を深め、既に協定を締	
結している3大学に加え、富山大学、信州大学と	
の包括連携協定を締結するとともに、委託研究や	
共同研究について、第3期中期目標期間の年平均	
2件を大きく上回る合計 23件 (年平均 5.8件)	
の共同研究契約及び委託研究契約を締結し、連携	
強化を図った。	
・平成 30 年 2 月 20 日に締結した(国研)防災科学技	
術研究所との包括連携協定に基づき、災害情報共	
有サイトの共有を図ることで、機構の迅速な災害 支援に寄与するなど、実務レベルでの連携効果が	
文後に奇子りるなど、美術レベルでの連携効果が   確認された。また、双方の研究施設等において実	
雅	
携可能性について理解を深めた。	
・ダム等を管理する他組織と課題解決、技術力向上	
を目的とした技術情報交換会等を行った。電源開	
発(株)とは、毎年度、技術情報交換会を開催し	
た。また、関西電力(株)とは、平成31年2月に	
開催した意見交換会において、今後は技術情報に	
係る交流会を継続して開催することで合意した	
ことを踏まえ、令和3年2月に意見交換会を開催	
するなど、他機関との連携強化を図った。	
・ICT・AI等の先進的技術等の活用を推進する	
ため、機構が抱える様々な課題へのソリューショ	
ンとなり得る具体的な先進的技術事例を収集し、	
100 例を超える事例を機構内で共有するととも	
に、長良川河口堰のアユ遡上調査の自動化、豊川	
用水における大野頭首工の配水管理支援等、各事	
業の課題に対して先進的技術の導入に取り組ん	
だ。	
・利根導水路大規模地震対策事業のうち、秋ヶ瀬取	
水堰の堰柱や開閉装置の耐震補強工事に当たっ	
ては、非出水期という限られた期間の中で、かつ	
河川内で施工する必要があったため、港湾関連技	
術である鋼製函体による仮締切工法(NDR工	
法、橋脚耐震補強用仮締切)を活用することで、	
従来工法と比べ、工期短縮・コスト縮減を図りつ	
つ、耐震補強工事を円滑かつ安全に進めた。	
・豊川用水二期事業において、トンネル立坑構築の	
ための連続地中壁造成に当たり、先行削孔による	
硬質層の除去の必要がない、新技術であるCCC エオ (京見版変体が活型中屋組入が関する)	
工法(高品質変位低減型中層混合処理工法)を採用して、複雑な地質を供の中でも工期な短額しての	
用し、複雑な地質条件の中でも工期を短縮しつつ	
確実な施工を行った。 ・京都大学防災研究所及び(一財)日本気象協会と	
・ 京都人字的火研先所及び(一財) 日本気象協会と の共同により、内閣府の戦略的イノベーション創	
一 の共同により、内阁府の戦略的イノペーション剧 造プログラム(SIP)において大規模出水に対	
大 15 日先までの降雨予測が可能なヨーロッパ中	
期予報センターのアンサンブル降雨予測を木津	
65	

|--|

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4 - 3	機構の技術力を活かした支援等					
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48			
度		レビュー (国土交通省)				

指標等	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度		(参考情報)
		前中期目標期間最終年度値						当該年度までの累積値等、必要な情
	H30 年度:99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		
アスファルト・ コンクリート塊	R 元年度:99%以上							
(再資源化率)	R2年度:99%以上							
	R3年度:99%以上							
	H30 年度:99%以上	100%	100%	100%	100%	100%		
コンクリート塊	R 元年度:99%以上							
(再資源化率)	R2年度:99%以上							
	R3年度:99%以上							
	H30 年度: 96%以上	100%	100%	99%	99%	100%		
建設発生木材 (再資源化・縮減	R 元年度:96%以上							
率)	R2年度:96%以上							
	R3年度:96%以上							
	H30 年度:90%以上	100%	100%	100%	92%	100%		
建設汚泥(再資	R 元年度:90%以上							
源化・縮減率)	R2年度:90%以上							
	R3年度:90%以上							
建設混合廃棄物 (排出率、再資 源化・縮減率)	H30 年度:排出率3.5%以下かつ 再資源化・縮減率60%以上 R元年度:排出率3.5%以下かつ 再資源化・縮減率60%以上 R2年度:排出率3.5%以下かつ 再資源化・縮減率60%以上	1. 5% 98%	1.5% 98%	2. 4% 94%	1. 0% 98%	1.3% 99%		
	R3年度:排出率3.5%以下かつ 再資源化・縮減率60%以上	4000/	1000/	200/				
	H30 年度:96%以上	100%	100%	99%	98%	100%		
建設廃棄物全体	R 元年度:96%以上							
(再資源化•縮減率)	R2年度:96%以上							
	R3年度:96%以上							
	H30 年度:80%以上	99%	99%	99%	98%	93%		
建設発生土 (建設発生土有効利	R 元年度:80%以上							
用率)	R2年度:80%以上							
	R3年度:80%以上							

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣	による評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
中期の支っる、のと支担資報るをり構上特携よ懸公積行さ及設受そる (2る用機施力が構う用関行れ管関技共得のににわる念共極うらびの託のこ 機帯 大海に、近路では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	中期計画 (1)-1 国内の他機関内の他機関内の他域では、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	主な評価指標等	法人の業務実績	評価 自己	(見込評価)  評定 B  〈評定に至った理由〉 自己評価の「B」との評価結果が 自己であると確認できた。所以 のできた。所以 を強速成が見込まれることから、B評価とした。  〈指摘事〉 (特になし)  〈をの他事項〉 (外部有護術力を活かした技術更にないる。・国や地方公共団体への技術支援を行っている。・地方公共団体への表別では、地方公共団体への表別では、地方公共団体への表別では、地方公共団体への表別では、また、他機関を機関である。・地方公共団体への技術を通じて、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対してがある。・地方公共団体への技術支援を行っている。・地方公共団体への技術を表別では、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、他機関を対して、また、もに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	採請評価   B   B
用 機構のダム・水路等 施設が有する潜在能 力の有効活用に向け た検討、取組を実施	用 資源の有効活用の観 点から、バイオマス の回収・利用につい て検討を進めるとと もに、再生可能エネ ルギーや建設副産物 等の有効活用を行		れを把握し、事前放流、異常洪水時も含めて的確に対応できる技術の習得、能力向上を図ることを目的とし、ダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作研修等を開催し、対象に関係利水者等の職員を含めることで技術支援を行った。 ・水路等管理業務では、施設機能診断調査の機会や施工現場を活用した現地見学会を開催し、技術支援を行った。 [8-3(1)-1 ④ pp. 275~278]	参加等による海外の水資源 に関する知識や技術情報の 収集・発信を通じ、国内外の 機関等との関係の維持・構 築等に取り組むことによ り、機構の技術力の維持・向 上を図り、国際協力を推進 した。 ・刈草等や貯水池に流れ込む	している、また、他機関を対象とした研修会の開催や国際機関への職員の派遣を行うなどして多方面に技術支援を行っている。 ・地方公共団体への技術支援が積極的に行われている。 ・国や複数の地方公共団体等の業務を受託し、機構の技術力を活用した支援を行っている。機構が培ってきた技術を学術雑誌や学会な	上国へ長期専門家を派遣し技術支援を行うことにより、国際貢献にも寄与している。 その他、流木・刈草や貯水池内の堆砂の利活用、管理用小水力発電設備や管理用太陽光発電設備の有効活用、建設副産物の有効利用などにも取り組んだ。
			技術情報を把握・収集するとともに、日本の経験 や技術情報の共有等を通じ、技術協力等の業務を 適切に実施した。その他、各種要請等に基づき、 防災・水資源等に関する専門家を延べ6名派遣 し、派遣国並びに国際機関等との連携を図るとと もに、海外の水資源に関する知識や技術情報等を 収集した。	・建設副産物については、7 項目全てにおいて各年度、 計画の目標値を達成した。		<指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> (特になし)

• [	国際会議への参加等による海外の水資源に関す	・以上の取組及び成果によ	 <その他事項>
	る知識や技術情報の収集・発信を通じ、国内外の	り、中期目標を十分に達成	- ,- , , ,
	機関等との関係の維持・構築等に取り組むことに	しているものと考えられる	(外部有識者からの主な意見)
	より、機構の技術力の維持・向上及び国際協力の	ため、B評価とした。	・積極的な技術支援が行われてい
	推進に取り組んだ。		・ 傾型の な1文 / 1 入1友 / 1 1 1 4 2 4 6 く ( ・
	[8-3(1)-2 pp. 279~284]	<課題と対応>	る。
	(0 0 (1) 1 pp. 1.0 101)	特になし。	・国や複数の地方公共団体等の業務
7	. バイオマスの有効利用等の取組		・国や複数の地方公共団体等の業務
	・		を受託し、機構の技術力を活用し
	の堆肥化等によりバイオマスの有効利用を図っ		ナナダナケー アンフ
	た。また、貯水池内の堆砂の有効利用について、		た支援を行っている。
	下流河川の土砂還元、コンクリート骨材利用、他		
	工事への利用の可能性の検討を行った上で、下流し		
	河川への土砂還元等に取り組むなどにより有効		
	利用を図った。		
	[8-3(2) ① pp. 285~287, 291]		
	(8 3(2) (1) pp. 283 -281, 231)		
h	. 再生可能エネルギーの有効活用		
	・ 行工 引能 二 イルイー の 有 効		
	し、計 18 箇所にて約 18,386 万 k Wh 発電して再		
	生可能エネルギーの有効活用を図った。		
	王可能エ不ルイーの有効估用を図った。 既存の管理用太陽光発電設備を適切に維持、活用		
	えたの音 生用 太陽 九光 電 設備 を 週 切に 維 行、 佰		
	し、計 36 箇所にて約 343 万 k WII 先電して再生り 能エネルギーの有効活用を図った。		
	[8-3(2) ② pp. 287~290, 291]		
	. 建設副産物の有効利用等		
	毎年度、建設副産物の再資源化率等の目標を定した。		
	め、受注業者に対して現場分別の徹底、再生資源		
	計画書の作成等を指導するなど、建設工事により		
	発生する建設副産物の発生抑制、有効利用を図		
	り、全項目において各年度計画の目標値を達成し		
	(0,0,0) (0,0,0,0,0)		
	[8-3(2) ③ pp. 290~291]		

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4 - 4	広報・広聴活動の充実					
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48			
度		レビュー (国土交通省)				

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	(参考情報)
			前中期目標期間最終年					当該年度までの累積値等、必要な情報
			度値					

			I	I		
中期目標期間の業	務に係る目標、計画	Í、業務実績、中期目標期 <b>「</b>	間評価に係る自己評価及び主務大臣による詞	平価		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	渇水及び洪水リス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定 B
クが増大するととも	クが増大するととも	\土な足里的拍除/		評定: B		
に、水インフラの老朽	に、水インフラの老朽		ア. 国民の関心を高めるための取組	1770 -	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
化に伴う断水などの	化に伴う断水などの	<その他の指標>	・平成30年10月に広報戦略PTを設置し、積極	的・広報誌の発行回数を縮小	自己評価の「B」との評価結果が妥	国民の関心を高めるため広報
リスクが増大してい	リスクが増大してい		かつ効果的広報手法についての検討を行い、基	本し、その分誌面の内容を拡		
ることを踏まえ、水源	ることを踏まえ、水源		方針」を作成するとともに、広報推進本部を認	:置│ 充する際にモニターから	当であると確認できた。所期の目標達	₹ │ 聴活動の充実に努めた。コロナ
地域の住民や関係地	地域の住民や関係地	<評価の視点>	した。基本方針に基づき、水路等事業に関する		成が見込まれることから、B評価とし	現場等でのイベント中止が相
域住民はもとより、広	域住民はもとより、広		なストック効果を総括的に取りまとめた「水資			
く国民ひとりひとり	く国民ひとりひとり	国民への的確な情報提供、	機構をめぐる情勢」を作成し、外部に機構が行			だことも踏まえ、SNS の特長を
こ対し、水資源や治水	に対し、的確な情報を	利水者・国民からのニーズ	業務への理解を広げることを目的とした取組			した情報発信を行い、YouTube
こ対する意識を高め	積極的に提供し、その	の的確な把握を図っている	推進した。	従来からの情報発信やY		用したバーチャルダム見学動
るとともに、機構が国	ニーズを的確に把握		・広報誌「水とともに」を季刊化し、四季折々の			
民生活や産業活動に	するため、広報活動の	か。	題等季節感のある記事内容を掲載するとともに		<指摘事項、業務運営上の課題及び改	∶   作成して投稿するなど、視聴者
果たす役割について			地域とそこで働く人を紹介する新コーナーの		善方策>	ム見学を疑似体験し、コロナ福
の理解を深めるため	積極的な広報・広聴の 推進を図る。		載やダムの洪水対応に当たる職員へのインタ ュー等、"人"の顔が見える記事を特集し掲載す			
の分かりやすい広報・ 広聴を、内容、対象に	推進を図る。  ① 水資源開発施設や		ユー寺、人 の顔が兄える記事を特集し掲載 9 ことで、読者への訴求力の向上を図った。	ることにより、国民の関心	(特になし)	後に実際にダムを訪れるきっ
ム版を、内谷、対象に	水資源の重要性につ		・Twitter、Facebook、YouT			しとなるような取組を行った。こ
	いて国民の関心を高		beを用い、それぞれの特長を活かした情報発			
うこと。	めるような情報提供		を行い、Twitterのフォロワー数は令和			災害時等の緊急時における迅
また、必要とされる			年3月末時点で4,772となった。また、バーチ			つ的確な情報発信にも的確に
青報を的確に発信し、	に当たっては、国民の		ルダムツアーの動画等を作成し、視聴者が機構			   組んだ。
幾構が果たしている			設等をより身近に感じる広報に努めた。	との連携を強化し報道関		
役割・業務について利	え、広報誌やウェブサ		・毎年度、渇水情報や防災操作、施設の安全利用		・少子高齢化が進み、若い人がインフ	その他にも、機構が発行して
水者をはじめ広く国	イトの内容等につい		検等機構事業に関する719件の記者発表等を積		ラの現場に入ってこなくなってい	水資源債券について、国内初の
民から理解を得ると	て適宜見直しを図り、		的に行い、専門紙を含め新聞等に 2,563 件の記			
ともに、災害時等の緊	正確さ、分かりやすさ		が掲載された(渇水・洪水等を除き、544件の		る。若い人に魅力ある職場であるこ	変動に対応した SDGs 債化する
急時に機構がとった	の確保に努め、併せ		者発表に対し、1,863件の記事掲載)。	・水の週間等の各種イベン	とを伝え、モチベーションをキープ	。    で、投資家を対象に機構が行う
対応等について、国民	て、利用しやすい SNS		[8-4 ① pp. 292~296, 304]	ト等を通じた積極的な広		の認知度向上につなげた。
に対して迅速に情報			ノ 取り付けるのよう ファナル ことがと 中田 ~ 中上	報を実施するとともに、広		
提供すること。	努める。さらに、ウェ		イ. 緊急時における迅速かつ的確な広報の実施	く水の大切さと水資源開		このように、自己評価の「B
	ブサイト等様々な手		・豪雨や地震発生時等の緊急時には、ウェブサイ	ト 発の重要性に対する関心		

法を通じ、国民の様々	トップの「緊急のお知らせ欄」等を通じ、防災操
な意見を業務に的確	作等の情報を迅速に発信した。また、平成30年
に反映できるよう広	7月豪雨の際の広島県三原市への給水支援活動
聴に努める。	や、令和2年7月豪雨における牧尾ダムの事前放
② 災害時等の緊急時	流等の取組については、適時適切な情報発信や、
においては、水源地域	分かりやすく丁寧な説明を行った。

 $[8-4 ② pp. 296 \sim 298, 304 \sim 305]$ 

においては、水源地域 の住民や関係地域住 民等に状況が正しく 伝わるよう、関係機関 と調整を図りつつ、迅 速かつ的確に情報を 提供する。

- ③ 水資源の有限性、 水の貴重さ及び水資 源開発の重要性につ いて広く国民の関心 を高め、その理解を深 めるため、水に関する 各種行事等に積極的 に参画する。
- ④ 事業活動に伴う 環境保全の取組等を 取りまとめた環境報 告書を毎年作成し、公 表する。
- ⑤ 機構施設に係る 水質の状況や機構の 取組等を取りまとめ た水質年報を毎年作 成し、公表する。

### ウ. 水の週間等を通じた効果的な広報

- ・「水の日」や「水の週間」等の各種行事に水の週間 実行委員会事務局として参画した。令和2年度以 降は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の 観点から記念行事をウェブ配信及び規模を縮小 して実施し、国土交通省公式YouTubeチャ ンネルにて公開し、令和3年度は水循環に関する オンラインイベントや水循環について理解を深 める動画の作成等に取り組んだ。
- ・天皇陛下御在位三十年記念ダムカードや水の恵 みカードを作成して各施設で配布することによ り、機構施設の役割や重要性の認知度の向上に努 めた。
- ・国内初の気候変動に対応したSDGs債となる 水資源債券を発行したことにより、投資家の機構 が行う業務の認知度が向上した。
- ・子どもを対象とした勉強会等、気象キャスターや ダムファンとの交流、豊川用水通水 50 周年記念 式典を始めとする周年記念行事、施設やダムの点 検放流の一般公開等、幅広く水資源の有限性、水 の貴重さ及び水資源開発の重要性に対する関心 を高めるための効果的な広報を実施した。 [8-4 ③ pp. 298~303, 305]

### エ. 「環境報告書」等の作成・公表

[8-4 (4)(5) p. 304, 305]

・「環境報告書」及び「水質年報」を毎年度作成し ウェブサイト等により公表するとともに、関係機 関に配布した。環境報告書については読者アンケ ートや学識経験者からの意見聴取を行い質の向 上を図り、水質年報の配布に際しては水質状況の 説明を行うなど、機構の取組について理解が広が るよう取り組んだ。

・「環境報告書」及び「水質 年報」を毎年度作成し、ウ ェブサイト等により公表 するとともに、関係機関に 配布した。環境報告書で は、読者からのアンケート 意見を反映させるととも に、第三者意見として学識 経験者から意見を聴取し、 報告書の信頼性と質の向

を高める取組を着実に推

進した。また、令和2年度

以降はコロナ禍において、

果的な広報を実施した。

オンラインを活用した効

・以上の取組及び成果によ り中期目標を十分に達成 しているものと考えられ るため、B評価とした。

<課題と対応> 特になし。

上を図った。

- ている。ダム画像の You Tube への 投稿はコロナ禍の下、時官を得たも ののように思われる。
- ・国民の関心を高めるために多角的 な広報活動に努めている。Web サイ トや SNS を活用した速報性の高い 改善方策> 広報活動が行われている。新型コロ ナウイルス感染症の感染拡大の影 響によって各種イベントが中止に なる中で、SNS などを活用して動画 を配信するなど、工夫を凝らして広 報活動を継続した点は意義深い。以 上より、「B | 評価に値するといえ

・効果的な広報・広聴活動が実施され ○評価結果が妥当であると確認で きた。所期の目標を達成しているこ とから、B評価とした。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び (特になし)

### <その他事項>

(外部有識者からの主な意見)

- ・コロナ禍の下での放流動画やバー チャルダム見学動画の YouTube へ の投稿は時宜を得ている。
- ・優秀な人材を確保するため、若い 人に注目してもらえるような情 報を効果的に発信することが重 要。
- 水の大切は多くの人が理解してい るが、水を扱う仕事の重要性や社 会的意義をもっと PR することが 必要。
- 災害の激甚化が問題となり、緊急 時における情報発信の重要性が 高まる中で、広報の充実・見直し を図っていることは評価できる。
- ・記者発表や SNS の活用など多様な 手法を用いて国民への情報発信 に努めている。昨年度までは新型 コロナウイルス感染症の感染拡 大の影響で多くのイベントを中 止していたが、「新しい生活様式」 を踏まえたイベントを開催した 点は価値がある。

注)表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間に係る業務実績報告書」における記載箇所を示す。

## 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
4 - 5	地域への貢献等					
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48			
度		レビュー (国土交通省)				

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	(参考)	H30 年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	(参考情報)
		前中期目標期間最終年					当該年度までの累積値等、必要な情報
		度値					
環境モニタリング調査	_	_	3事業	4事業	3事業	3事業	
実施 (計画値)							
環境モニタリング調査	_	3事業	3事業	4事業	3事業	3事業	
実施 (実績値)							
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%	
環境保全協議会の	_	_	3事業	3事業	2事業	2事業	
設置等 (計画値)							
環境保全協議会の	_	3事業	3事業	3事業	2事業	2事業	
設置等 (実績値)							
達成度	_	_	100%	100%	100%	100%	

中期目標期間の業	務に係る目標、計画	、業務実績、中期目標期	間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己	評価	主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
(1)環境の保全業務の実施に全ととっての実施の実施に全ととの両立を図ることの開発の開発の開発の開発の開発の開発の開発を目的の関係を受ける。	(1)環境の保全 水資原の保全 ス 資源の開環境を 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に 大変に	<主な定量的指標>  <その他の指標>  <その他の指標>  <評価の視点>  業務の実施にあたり環境  保全に取り組んでいる情報と  実務運営にいるか。  実務を行っ関係機関するか。  関係機関取組を進めているか。	<ul> <li>&lt;主要な業務実績&gt;</li> <li>ア. 新築及び改築事業における自然環境保全の取組・新築及び改築事業においては、自然環境の保全を図るため、自然環境調査等を実施して環境保全対策を講ずるとともに、必要に応じてモニタリング調査を実施し、対策の効果検証を実施した。[8-5(1) ① pp. 306~307, 310]</li> <li>イ. 管理業務における自然環境保全・平成30年度、令和元年度は19施設、令和2年度は18施設、令和3年度は19施設において、魚類の遡上調査、下流河川の環境調査等を実施した。・ダム下流河川への堆積土砂還元や河川環境の保全等を目的としたフラッシュ放流や弾力的管理試験等を実施し、「粗粒化の改善」、「生物生息環境の改善」、「付着藻類の剥離」といった河川環境の保全に一定の効果が得られた。[8-5(1) ② pp. 307~309, 310]</li> <li>ウ. 景観に配慮した施設整備</li> </ul>	〈主要を記述した。 ・新築及び政策をといる。 ・では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学ののが、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	評定 B  <評定に至った理由> 自己評価の「B」との評価結果が 妥当であると確認できた。所期の 目標達成が見込まれることから、 B評価とした。  <指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策> (特になし)	の連携、水源地域等との連携等に取り組んだ。 業務の実施に当たっては環境の保全との両立を図るとともに、関係利力者や地方公共団体に対して、事業等の		
			・施設の新築や改築に当たっては、地域特性を考慮 して景観に配慮した施設整備に取り組んだ。	の説明等を適時行うなど関 係機関との連携強化に努め	(外部有識者からの主な意見)	交流活動として、上下流交流会、地		

(2) 利水者等の関係機 関、水源地域等との連

水源地域等の自立 的・持続的な活性化と 流域圏の発展に貢献 するため、地域のニー ズを把握した上で水 源地域振興等に関係 する自治体、住民等と 協働で取り組むこと。

また、水源地域及び 利水者等に加え、地域 振興を担う民間事業 者、地域住民の団体、 NPOなどを含めた 動の充実と併せて、地 多様な主体との連携 | 域との対話によりニ 及び協力を行うよう 努めること。

① 適切な役割分担 の下に効率的な業務 の実施を図るため、利 水者をはじめとした 水者等に加え、地域振 関係機関に対し、業務|興を担う民間事業者、 運営に関する適時適 地域住民の団体、NP 切な情報提供を行う な連携を促進するこ と。また、費用の負担 割合の決定等に当た っては、関係機関との 円滑な調整に努める こと。

② 水源地域等の自 立的・持続的な活性化 と流域圏の発展に貢 献するため、自治体、 住民等と積極的な連 携を図ること。また、 上下流交流を推進し、 水源地域と下流受益 地の相互理解を促進 すること。

(2)-1 利水者等の関 係機関との連携

関係機関との緊密な 関係の更なる強化の ため、積極的な情報発 信や意見交換を実施 する。

(2)-2 水源地域等と の連携

「ダム再生ビジョン」 を踏まえ、機構施設が 有する潜在能力の有 効活用や広報・広聴活 ーズを把握した上で、 水源地域振興等を地 方公共団体、住民等と 協働で取り組む。 また、水源地域及び利

Oなどを含めた多様 こと等により積極的│な主体との連携及び 協力を行うよう努め る。

- エ. 業務運営に関する情報提供等
- ・建設事業では、毎年度、事業説明会等を適時開催 し、利水者及び関係地方公共団体に対して、事業 の実施状況、コスト縮減の取組状況等の説明を行 った。
- ・管理業務では、毎年度、事業計画や管理費負担金 等に係る説明会を開催し、関係利水者等との合意 形成、連携強化に努めた。

### オ. 事業実施計画等の変更等

- ・ダム等建設事業の2事業の事業実施計画の変更 等を行うに当たり、関係利水者等への説明を実施 し、意見聴取等を終え、主務大臣の認可を得た。
- ・用水路等建設事業の7事業の事業実施計画策定・ 変更に当たり、費用負担者等に対し必要な情報提 供を行い、費用負担同意等を行って手続きを円滑 に実施した。
- ・施設管理規程の策定・変更等に当たり、関係機関 に対し必要な情報提供を行うとともに、関係利水 者等と協議を調え、主務大臣の認可を得た。 以上 8-5(2)-1 ① p. 311~313, 316]
- カ. 利水者アンケート調査とフォローアップの実施 ・利水者等の要望・意見をより的確に把握するため に利水者アンケートを実施し、把握した要望等を 機構内で検討し、必要な改善を行うなど的確なフ オローアップを行い、利水者等へのサービスの一 層の向上を図った。

 $[8-5(2)-1 ② pp. 313\sim314, 316]$ 

キ. 水系全体の水質改善に向けた検討の場への参画 ・より良質な用水供給を行うため、関係機関と連携 して水系全体の水質改善を検討する場へ参画し

### ク. 水源地域等との連携

- ・ダム等建設事業を所管する全事務所において、本 社・支社局と事務所が連携を図り、水源地域と下 流受益地の相互理解促進のための上下流交流や 周辺地域の方々との交流等を実施し、信頼関係の 構築や情報の共有に努めた。また、52の管理施設 を所管する全事務所において、上下流交流の実 施、地域イベントへの協力、施設見学会等の実施 等様々な交流活動を通じて、施設の役割等を広報 するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情 報共有に努めた。
- ・平成30年度及び令和2年度にはダム所在市町村 アンケートを実施し、アンケートで把握した要望 等について、当該市町村の個別具体の事情等を踏 まえて対応を協議するなど的確なフォローアッ プを行い、各市町村との相互理解に取り組んだ。
- ・阿木川ダムでは、地元の岐阜県立恵那農業高等学 校、恵那市、地域住民、阿木川ダム管理所が連携 し、ダム湖内で空心菜を水耕栽培し、植物プラン クトンの増殖を抑制する実験を実施した。収穫し た空心菜は、地域住民による販売、イベント等の PRに使用している。 同校生徒による阿木川ダム 湖における空心菜栽培による水質浄化活動の紹 介、空心菜の調理レシピ集展示及び空心菜茶の試

た。

- 事業実施計画又は施設管理 規程の策定や変更に当たっ ては、関係利水者、費用負担 者等との協議を円滑に行 い、認可を得た。
- ・ 利水者アンケートの実施を 踏まえ、利水者の意向の把 握に努め、必要な改善を行 うなど的確なフォローアッ プを行うことにより、サー ビスの一層の向上を図っ
- ダム所在市町村アンケート の実施を踏まえ、把握した 要望等について協議するな ど相互理解を図った。
- 機構施設の活用や寄附金制 度何れの取組も地元の自治 体やNPO等地域の関係機 関と連携しながら、機会を 捉えて積極的に水源地域振 興を図った。

・以上の取組及び成果によ り、中期目標を十分に達成 しているものと考えられる ため、B評価とした。

<課題と対応> 特になし。

- 強化が図られている。
- ・利水者のニーズに即した業務の 実施やサービス向上を目指し て、関係機関との連携を強化す るための説明会や交流活動など 活用や地方公共団体のキャンペ ーンとの連携などにより、上下 流交流の推進にも努めているこ とから、「B | 評価は妥当であ る。今後はこうした取り組みを より広い範囲に拡大するなど、 さらなる発展を期待する。

・地域への貢献活動を通じて連携 | 行事への参加協力、施設見学会等の実 施、清掃活動などを行い、周辺地域の 方々との交流等を通じて信頼関係の 構築や情報共有に努めたほか、水質や 自然環境の保全、水源地域との連携交 流等の取組に有効活用することを目 を実施している。寄付金制度の一的とした寄附金制度による寄附金収 入を、新たな上下流交流の取組に役立 てる等の取組を行った。その他にも、 地元地方公共団体等と協力して機構 施設を地域資源として活用すること で地域活性化に寄与する取組を行っ

> このように、自己評価の「B」との 評価結果が妥当であると確認できた。 所期の目標を達成していることから、 B評価とした。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策> (特になし)

### <その他事項>

- ・寄附金制度の運用などいろいろな ことをよくやっている。
- ・関係機関との連携を強化するため、 説明会や交流活動などを実施する とともに、寄付金制度の活用や地方 公共団体のキャンペーンとの連携 などにより、上下流交流を一層推進 している。
- ・機構の業務が一般の人でも分かる ような工夫をしつつ、アピールを継 続して頂きたい。

飲会の実施等が水源や河川の水質保全、水源地域	
における地域活性化に多大なる功績を挙げたと	
され、同校は平成 30 年度に (一財) ダム協会から	
ダム建設功績者として表彰された。	
・吉野川本部では、令和3年度に早明浦ダム、池田	
ダムを中継して紹介する「早明浦ダムオンライン	
見学会」を香川県立図書館にて開催した。コロナ	
禍で現地見学会の開催が困難な昨今、ダムの仕組	
みや役割、普段欠かすことができない大切な水が	
どのように届けられているかなど、現地で勤務す	
る職員とオンラインで中継しながら紹介する初	
めての試みとなった。	
・寺内ダムでは、平成 29 年 7 月九州北部豪雨によ	
る豪雨水害に見舞われた朝倉・東峰地域の再生・	
発展を祈念した、ダムを活用した水源地域振興の	
社会実験として、誰でも自由に弾けるヤマハのス	
トリートピアノ「Love Piano®5号機」を寺内ダ	
ム湖畔(美奈宜湖)の「あまぎ水の文化村」に令	
和4年3月19日から27日にかけて設置した。設	
置期間中の約10日間で、地元や九州在住の方だ	
けでなく、東京都や静岡県、京都府、兵庫県等を	
含む約 1,000 名の方が来場された。ダム湖の景観	
とほぼ満開の桜の中で、演奏者約300名の思いを	
込めたピアノの音色が、復興、発展の機運を高め	
$t_{\circ}$	
・水源地域との連携・交流等の取組に有効に活用す	
ることを目的に創設した寄附金制度について、平	
成30年度は利根導水総合事業所において、木製	
ベンチの修繕等来訪者向けの施設の整備事業を	
実施した。令和元年度は一庫ダムにおいて、地元	
NPOや地方公共団体等と協力しながら、エドヒ	
ガンの苗を植樹した。令和2年度は制度創設以	
来、初めて使途特定寄附金を受領し、琵琶湖開発	
総合管理所が滋賀県と協議の上、烏丸半島の環境	
整備に活用した。	
・群馬デスティネーションキャンペーンにあわせ、	
群馬県などと連携して特別ダムカードの作成・配	
布を行った。新型コロナウイルス感染症の影響に	
よりキャンペーンで開催が予定されていた多く	
のイベント等が中止となったが、「ぐんまダムか	
るた」の配布を県内に所在する4ダムにおいて行	
うなど、地元自治体などと連携しながら水源地域	
振興に取り組んだ。	
[8-5(2)-2             ]	
ケ、流域内の森林保全作業の取組	
・水源地域ビジョンの活動等により、自治体、NP	
O等と連携して、水源地域における植樹等の森林 (ログバボルは カー) は (ログバボル カー) は (ログバボ	
保全活動に協力した。	
[8-5(2)-2 ② p. 323, 324]	
E)表中、業務実績欄の〔 〕内は、「第4期中期目標期間に係る業務実績報告書」における記載箇所を示す。	

# 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4 - 6	その他当該中期目標を達成するために必要な事項(施設・設備 る事項)	に関する計画、人事に関する	計画、中期目標期間を超える債務負担、積立金の使途、利水者負担金に関す					
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビューシート番号:48					
度		レビュー (国土交通省)						

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度		(参考情報)		
			前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値等、必要な情報		
			度値						_		

				<u> </u>	<u> </u>							
3. 中期目標期間の業		ī、業務実績、中期目標期	間評価に係る自己	評価及び主務大臣に	こよる評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価			
				業務実績			自己評価		(見込評価)		(期間実績評価)	
(1)施設・設備に関する計画	(1)施設・設備に関する計画	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	>		<自己評価 評定:B	i>	評定	В	評定	В	
機構の保有する実	中期目標期間中に		ア. 施設・設備に関					<評定り	に至った理由>	<評定	に至った理由>	
験設備、情報機器等については、保有の必要	おける本社・支社局等の保有する実験設備、			情、情報機器等の機能 画的に更新等を実施し			備に関する計画に 画的な更新等を実	自己記	評価の「B」との評価結果	果 施設	・設備、人事、中期目標期間	
性を検証した上で、必	情報機器等について	<その他の指標>	[8-6(1) p. 325]			施した。	画的な文別寺で天	が妥当	であると確認できた。所類	朗 超える	債務負担、積立金、利水者負	
要な設備等の機能を長期間発揮できるよ	は、保有の必要性を検 証した上で、必要な設		   イ. 計画的な要員面	3署		<ul><li>計画的お</li></ul>	要員配置の見直し	の目標	達成が見込まれることだ	金に関	する取組を適切に実施した。	
う、的確な維持管理に	備等の機能を長期間		・本社・支社局、事	務所ごとの要員配置		を行うた	め、本社・支社局、	ら、Bi	評価とした。	機構	が保有する実験設備、情報機	
努めるとともに、計画 的な更新等を行うこ	発揮できるよう、的確 な維持管理に努める	<評価の視点>		りな要員配置の見直し ドで効率的な業務運営			との要員配置計画 作成した。			等の機	能を長期間発揮させるため、	
的な更利寺を打りこ  と。	とともに、計画的な更	適正な業務運営を確保する	(8-6(2) ① pp.		&1101C.	を世中及	TFIX した。			画的に	更新を行った。また、人事関	
	新等の実施。	ものであるか。	   ウ. 人事制度の適均	用が定用		<ul><li>適切な人</li><li>を行った</li></ul>	.事評価制度の運用	<指摘	事項、業務運営上の課題	及では、	要員配置計画を毎年策定し、	
(2)人事に関する計画	(2)人事に関する計画			ルス運用 より職員の能力や業絹	責を適正に	を1101C	0	び改善	方策>	画的な	要員配置及び効率的な業務	
本社、支社局及び事				見を昇給・昇格、人員 関と選択な行った。	配置等に反		割を果たすために	(特にオ	なし)	営を行	ったほか、コロナ禍での人材	
務所ごとの要員配置 計画を的確に作成し、			映させるなど週9 〔8-6(2) ③ p. 3	刀に運用を行った。 27,331〕		の方針と	材を確保するためして、毎年度採用			保のた	.めオンラインを活用して受	
業務量に応じて適時適切に改定するなど、			マートナルタロンドフ	方針策定の取組、女	年校田の集	計画を策	定し、広報活動をほか、令和2年度			機会の	確保・向上に努めた。さらに	
人員の適正配置によ			上、八仞唯体に深る	)万町來足の取組、女	生休用の推		オンラインを活用	くその値	也事項>	き方改	革の各種取組、女性職員が活	
り業務運営の効率化 を図ること。				たすために必要な人材 して、毎年度、採用計画			機会の確保、利便に努めることによ	(外部	有識者からの主な意見)	しやす	い雇用環境整備、研修等を通	
を図ること。   人事制度の適切な				、C、母午及、採用計画 は、オンラインを活用			た労めることによけ禍の中での人材	・労働	条件の改善を図り、後継ん	人を職員	の人材育成等に取り組んだ	
運用や職員が業務を				であることにより、 ・ケーキー 見			った。また、国、地	材の研	確保に引き続き取り組んで	でか、給与	与水準の適正化の取組を継続	
効率的、効果的に行う ための人材の確保・育				と行った。また、国、 この人材交流を実施し			体、民間企業等と流を実施した。女	いたが	だければと思う。	た。		
成を行うこと。				活動の強化として、大学			推進を含むダイバの種類的な推進の	• 適切7	な人員配置や人事制度に	よ その	他、業務の継続的かつ効率的	
				ヾ資源に関する出前講 色するなど、機構のP			の積極的な推進のての職員が働きや	り、	業務運営の効率化が図られ	1 執行の	ため、第4期中期目標期間を	
			リクルート活動を	と積極的に実施した。 ルス感染症対策とし		すい環境	作り等に取り組ん 令和3年度には「働	てい	る。新型コロナウイルス	或 える契	約も行った。積立金につい	

ついては、国民の理解 革等に関する基本的 と納得が得られるよ う透明性の向上に努 月24日閣議決定)を踏 め、公表するととも に、独立行政法人通則 法の規定に則り、国家 公務員の給与水準を 踏まえ、民間企業の給しを踏まえ、引き続きそ 与水準を参考に、業務 の適正化に取り組む の特性や機構の業務 実績、職員の勤務の特 果や取組状況を公表 性等を適切に反映す るとともに、給与体系 の適切な運用を行う こと。

### (3)中期目標期間を超 える債務負担

中期目標期間中の 事業を効率的に実施 するため、必要に応じ て第4期中期目標期 第4期中期目標期間 間を超える債務負担しを超える契約を行う。 を検討すること。

#### (4)積立金の使途

将来の金利変動リ スクへの対応等を勘 案しつつ、国及び利水 者等の負担軽減を図│勘案しつつ、国及び利 る観点から、経常的な 水者等の負担軽減を 管理経費の縮減、大規 図る観点から、経常的 模災害や事故等への 対応、調査・検討や技 術力の維持・向上等の 取組に活用すること。

機構の給与水準に ⑥ 「独立行政法人改 な方針」(平成25年12 まえ、国家公務員や他 の独立行政法人の給 与水準等を十分考慮 しつつ、業務の特殊性 とともに、その検証結 する。

### (3)中期目標期間を超 える債務負担

中期目標期間中の事 業を効率的に実施す るため、必要に応じて

#### (4)積立金の使途

積立金の使途につい ては、将来の金利変動 リスクへの対応等を な管理経費の縮減、大 規模災害や事故等へ の対応、調査・検討や 技術力の維持・向上等 の取組に活用するこ ととし、気候変動や異 常気象等による治水・ 利水への影響、大規模 災害の発生、水資源開 発施設の老朽化、治 水・利水に関する技術 力の維持・向上といっ た喫緊の課題等に重 点的に対応する。

- った取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革 の取組について」をとりまとめ機構内に発信し、 全部署及び全職員はワーク・ライフ・バランスを 実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改 革に取り組んだ。
- 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法 の両法に基づき策定した、一般事業主行動計画に 基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの 積極的な推進の下、仕事と育児を両立でき、性別 に関わりなく活躍できる環境整備に取り組んだ。
- ・機構の認知度を上げ、採用における女子学生の応 募を増やすため、女子学生向け採用パンフレット の作成や女子学生を対象とした施設見学会の実 施等に取り組んだ。

 $[8-6(2) \ \textcircled{4} \ pp. 327 \sim 328, 331]$ 

- オ. 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための 人材育成
- ・毎年度、研修計画を策定し、段階的な技術力の向 上、必要な知識の習得、相互の人間関係の構築等 を図るための研修や職種の垣根を越えた取組を 推進させるための研修を実施した。研修計画の策 定にあたり、効率化、有効化の観点から研修体系・ 研修制度について点検・見直しを行うとともに、 新型コロナウイルス感染症対策の観点や働き方 改革の面からもWEBを活用したオンライン研 修を積極的に実施した。
- ・内部・外部研修に職員を積極的に参加させること により、職員に自己研鑽の機会を与え、職員の資 質向上を図った。令和2年度以降は、新型コロナ ウイルス感染拡大防止を最優先とした上で、研修 の目的に応じてWEB研修方式を活用するなど して優先度の高い研修を適切に実施し、必要な人 材育成を行った。また、女性活躍・推進を含むダ イバーシティ推進を図るための研修も積極的に 実施した。[8-6(2) ⑤ pp. 328~329, 331]

### カ. 給与水準の適正化

- ・給与抑制等の措置により、令和3年度給与の対国 家公務員指数は 103.6 (対前年比 0.2 ポイント 減)、また、地域及び学歴を勘案した対国家公務 員指数は109.8 (対前年比0.1ポイント減)とな った。
- 毎年度、給与水準の妥当性について検証を行い、 給与水準に関する検証結果及び取組状況につい て、ウェブサイトで公表した。 [8-6(2) (6) pp. 330, 331]
- キ. 第4期中期目標期間を超える契約
- ・中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、 本社及び37事務所等で全1,284件の次期中期目 標期間にわたる契約を行った。

 $[8-6(3) \text{ pp. } 332\sim333]$ 

- ク. 独立行政法人水資源機構法第 31 条に基づく積 立金の活用
- ・独立行政法人水資源機構法第 31 条に基づく積立 金については、毎年度、国及び利水者の負担軽減 に資する取組に充当することとして、適正な執行 を図った。なお、令和3年度末の積立金残高は約 753 億円である。

 $[8-6(4) \text{ pp. } 334\sim335]$ 

き方改革の取組について」 を機構内で発信し、全職員 が働き方改革に取り組ん

- ・業務の効率的、効果的な遂 行を実現するための人材の 育成に係る方針として、毎 年度、研修計画を策定した。 職員の資質向上を図るた め、研修カリキュラムの充 実を図りつつ研修を実施し た。令和2年度以降は、新型 コロナウイルス感染拡大防 止を最優先としたうえで、 研修の目的に応じてWEB 研修方式を活用するなどし て優先度の高い研修を適切 に実施し、必要な人材育成 を行った。また、女性活躍・ 推進を含むダイバーシティ 推進を図るための研修等を 実施した。
- ・給与抑制措置を継続すると ともに、給与水準の妥当性 について検証を行い、ウェ ブサイトで公表した。
- ・中期目標期間中の事業を効 率的に実施するための次期 中期目標期間にわたる契約 を行った。
- ・積立金の活用については、 適正な執行を図った。
- ・当該年度支払の活用を最大 限図るため、関係利水者に 対し、支払方式毎の負担額 等に関する情報提供を積極 的に行うとともに、利水者 から要望のあった割賦負担 金の繰上償還については、 機構の財政運営を勘案の 上、適切に対処した。

や業務遂行に努めており、「B」 染症対策のみならず、ワークラ イフバランス実現の観点からも オンラインの活用や業務プロセ スを見直すことが望まれる。ま 員が活躍しやすい雇用環境の整 備についても一層の改善を期待 したい。

・「積立金の使途、利水者負担金に 関する事項」については、利水 者等の負担軽減を図る観点か ら、関係者の意見・要望を十分 に踏まえ、引き続き、適切に取 り組まれたい。

染症がまん延する中で、オンラ │は、平成30年度に国土交通大臣の承 インを活用して着実な人材確保 認を受けた使途と額を踏まえて、国及 び利水者の負担軽減に資する取組に 評価は適切である。今後は、感 | 充当し、適正な執行を図った。また、 利水者に対して負担額や支払方法等 に関する情報提供等を行った。

このように、自己評価の「B」との 評価結果が妥当であると確認できた。 た、女性職員を含むすべての職 所期の目標を達成していることから、 B評価とした。

> <指摘事項、業務運営上の課題及び改 善方策>

(特になし)

### <その他事項>

- 優秀な人たちが手を挙げて機構に 行きたいという組織にしなければ ならない。優秀な人材の確保があ ってこその「技術の継承」である。
- ・女性の活躍推進については、数値的 な表現が難しい部分だと思うが、今 後、具体的な評価が出来るよう中長 期目線でご検討いただきたい。
- ・人口減少社会の到来に伴い、人材の 確保、育成は各法人共通の課題であ ることから、機構の役割を果たす人 材の確保、育成に引き続き取り組む と共に、ダイバーシティ等の推進も 引き続き取り組まれたい。

(5)利水者負担金に関する事項 利水者の負担金の 支払方法について、利 水者の要望も踏まえ 適切に対応すること。	ケ. 当該年度支払の活用 ・当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、43 者が当該年度支払を新たに採用又は継続した。 [8-6(5) ① p. 336]  コ. 割賦負担金の繰上償還 ・割賦負担金の繰上償還について、機構の財政運営を勘案の上、約 115 億円を受入れた。 [8-6(5) ② p. 336]	・以上の取組及び成果により、中期目標を十分に達成しているものと考えられるため、B評価とした。	

# 4. その他参考情報